

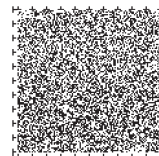
2026

障害者福祉のてびき

—改訂版—



和光市



障害者福祉のてびき

－改訂版－

令和 8 年 3 月

てびきをご覧になる前に

(必ずお読みください)

このてびきは、障害のある人に各種の福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活のてびきとしてご活用いただくために作成しました。

- 1 このてびきの内容は、原則として令和 8 年 3 月 1 日現在の内容で作成してあります。
今後、制度などの内容が変わることがありますので、詳しくは各相談窓口にお問い合わせください。
- 2 巻頭の「障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧表」は、主に市に窓口がある事業を紹介したものです。
- 3 住所・電話番号・インターネットのホームページアドレスなどを掲載していますが、都合で変更(移転)する場合がありますので、ご注意ください。
- 4 市役所へのお問い合わせは、代表電話☎(464)1111におかけのうえ、交換手に担当の課をお伝えください。

この本には、切り込みがあります。これは二次元コード(*音声コード)の場所を表しております。この本の全ての頁に二次元コードが印刷されております。

てびきに関するお問い合わせ

和光市役所障害福祉課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5

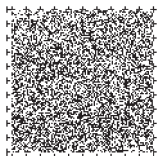
電 話 048-424-9123(直通)

FAX 048-466-1473

eメール d0100@city.wako.lg.jp

ホームページ <https://www.city.wako.lg.jp>

*音声コードとは、視覚障害者の方のために、切手サイズに文字情報を組み込み、スマートフォンを使って音声を読み上げるコードです。なお、専用のアプリ(Uni-Voice)をダウンロードすることで音声を読み上げることができ、スマートフォンに文字として情報が掲載されます。



* 目 次 *

障害区分・等級（程度）別制度・
サービス一覧表…………… 6～7

第1章 相談窓口

- 市役所本庁舎 1 階・4 階……………10
障害福祉課
保険年金課
子どもあんしん部
- 和光市南地域生活支援センター（総合福祉会館内）……………11
- 和光市中央地域生活支援センター……………11
- 和光市地域生活支援センターひなげし……………11
- 和光市児童発達支援センター やまぼうし
（和光市地域生活支援センターやまぼうし）……………12
- 健康支援課……………12
保健予防担当・健康づくり担当
（健康増進センター）
- 教育委員会……………13
学校教育課
- 教育支援センター……………13
- 埼玉県児童相談所……………14
朝霞児童相談所
- 埼玉県総合リハビリテーションセンター……………14
- 埼玉県朝霞保健所……………15
- 埼玉県立精神保健福祉センター・
精神医療センター……………15
- 精神科救急情報センター……………16
- 埼玉県立小児医療センター……………16
- 和光市社会福祉協議会……………17
- 埼玉県社会福祉協議会……………18
- 埼玉県発達障害支援センター
「まほろば」……………18
- 民生委員・児童委員……………18
- 緊急時（事件・事故）の連絡先……………19
FAX110番
- 聴覚障害者等 緊急時 FAX・NET119
（消防署）……………19

第2章 手帳の交付

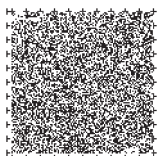
- 身体障害者手帳の交付……………20
- 療育手帳の交付……………21
- 精神障害者保健福祉手帳の交付……………22
- 診断書料の補助……………22

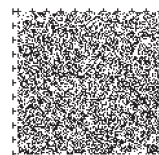
第3章 医療

- 受付場所……………23
- 重度心身障害者医療費の助成……………24
- 重度心身障害者医療費の助成（精神障害
者保健福祉手帳2級所持者）……………25
- 後期高齢者医療制度による医療……………26
- 指定難病医療の給付……………26
- 小児慢性特定疾病医療の給付……………29
- 先天性血液凝固因子欠乏症等医療の給付……………29
- 難病患者入院見舞金の支給……………30
- 結核医療費の公費負担……………30
- 埼玉県障害者歯科相談医制度……………31
- ひとり親家庭等医療費の支給……………31
- 自立支援医療……………32
更生医療……………33
育成医療……………33
精神障害者通院医療……………33
- 精神障害者通院医療費助成制度……………34

第4章 手当・年金

- 在宅重度心身障害者手当……………35
- 特別障害者手当……………35
- 障害児福祉手当……………36
- 特別児童扶養手当……………36
- 児童扶養手当……………37
- 福祉手当（経過的措置）……………37
- 障害基礎年金（国民年金加入者）……………38
- 障害厚生年金（厚生年金加入者）……………39
- 障害年金受給者の国民年金保険料の法定
免除……………40
- 心身障害者扶養共済制度……………40





第5章 障害福祉サービス (障害者総合支援法・児童福祉法)

- 総合的な自立支援システム……………41
- 障害福祉サービスの内容……………42
- 和光市の指定特定相談支援事業所・
指定障害児相談支援事業所一覧……………44
- サービス利用までの流れ……………45
- サービス利用の費用……………46
- 地域生活支援事業……………47

第6章 日常生活の支援

- 補装具の交付・修理……………51
- 労働者災害補償保険の給付……………52
- 治療のために使用される装具……………52
- 車いすの無料貸し出し……………52
- 日常生活用具（補助具）の給付・貸与……………52
- 小児慢性特定疾病児
日常生活用具給付事業……………56
- 介護すまいる館
「福祉・介護用品の総合展示館」……………56
- 生活福祉資金の貸付制度……………57
- 埼玉県障害者福祉資金……………58
- 福祉資金の貸付……………58
- 生活サポート事業……………58
- 障害者移動支援事業……………59
- 障害者等日中一時支援事業……………59
- 配食サービス……………60
- ごみの個別収集、粗大ごみの戸別（運び
出し）収集について……………60
- 全身性障害者への介護人派遣……………60
- 重症心身障害児（者）の短期入所……………60
- 身体障害者等入浴サービス……………61
- 障害者等緊急時通報システム……………61
- 成年後見制度……………61
- 福祉サービス利用援助事業
（あんしんサポートねっと）……………61
- 権利擁護事業……………62
- 和光市権利擁護センター……………62
- 障害者虐待防止センター……………62
- 寄り合いどころ“たまりば”……………63
- あいサポート運動とあいサポーター……………63

第7章 行動範囲の拡大

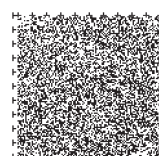
- 福祉タクシー利用券の交付……………64
- タクシー運賃の割引……………65
- 自動車燃料費の補助……………65
- 自動車安全運転相談……………66
- 自動車運転免許取得費の補助……………66
- 自動車運転免許の無料教習……………66
- 自動車改造費の補助……………66
- 自動車購入費用の貸付……………67
- 駐車禁止等除外標章制度……………67
- 手話通訳者・要約筆記者派遣依頼……………68
- 補助犬の給付……………68
- 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣……………68
- リフト付自動車の貸出……………68
- 市内循環バス無料乗車……………68
- ヘルプマーク……………69
- 国際シンボルマーク……………66
- 身体障害者標識（障害者マーク）……………69
- 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）……………69
- 身体障害者補助犬法……………70
- 障害者週間……………70
- 埼玉県思いやり駐車場制度……………70

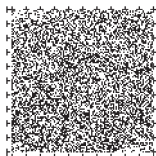
第8章 公共料金の割引

- JR 運賃の割引……………72
- 私鉄運賃の割引……………72
- バス運賃の割引……………73
- 市内循環バス無料乗車……………73
- 有料道路通行料金の割引……………73
- 航空運賃の割引……………74
- NHK 放送受信料の免除……………74
- 郵便料金の減免……………75
- 携帯電話料金の割引……………75
- NTT 東日本無料電話番号案内
（ふれあい案内）……………75

第9章 社会参加の促進

- 障害者スポーツ大会（全国・埼玉県）……………76
- 「声の広報わこう」……………76
- 点字図書館……………76
- CD 版「市議会だより」……………76
- NTT ふれあい速達便・電話お願い手帳……………77





- 郵便等による不在者投票制度……………77

第10章 税金の控除・減免

- 税金の窓口……………78
- 所得税の障害者控除……………79
- 住民税の障害者控除……………79
- 軽自動車税（種別割）の減免……………79
- 自動車税の減免……………80
- 相続税の障害者控除……………82
- 贈与税の非課税……………82
- 少額貯蓄の利子等にかかる税金の非課税制度……………82

第11章 就労

- 和光市障害者就労支援センター……………83
- 朝霞公共職業安定所……………83
- 埼玉障害者職業センター……………83
- 国立職業リハビリテーションセンター…84
- 東京障害者職業能力開発校……………84
- ヘレン・ケラー学院盲学生技能修得訓練委託制度……………84
- 社会福祉法人 埼玉福祉会……………84
- タバコ小売販売業の許可……………84

第12章 教育

- 保育園・幼稚園（育成保育等）……………85
- 就学相談……………85
- 市内特別支援学級……………86
- 通級指導教室……………87
- 就学奨励費の支給……………87
- 教育支援センター……………87
- 市内特別支援学校……………87
- 図書館……………88

第13章 住宅

- 重度身体障害者居宅改善整備費の補助…89
- 住宅の増改築、補修等に必要資金の貸付…89
- 県営住宅の抽選における特例措置……………89

第14章 障害児・者の施設

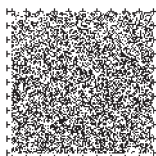
- 総合福祉会館 ゆめあい和光……………90
- さつき苑……………91
- みつばすみれ学園……………91
- すずらん……………92
- すわ緑風園……………92
- 埼玉県社会福祉事業団 障害者交流センター…92
- 埼玉県障害者 IT サポートセンター ……93
- 埼玉聴覚障害者情報センター……………93
- 伊豆潮風館……………93
- なかが和苑……………93
- 横浜あゆみ荘……………94
- 休暇村 奥武蔵……………94
- 道後友輪荘……………94

第15章 地域福祉

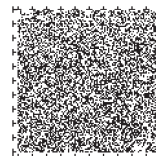
- 和光市社会福祉協議会……………95
- 和光市ボランティアセンター……………95
- ボランティア活動……………96
- 生活困窮者自立支援制度……………97
- 生活保護制度……………97
- 聴覚障害者相談員……………98
- 身体障害者結婚相談員……………98

資料編

- 身体障害者障害程度等級表……………100～101
- 知的障害者の等級・精神障害者保健福祉手帳の障害等級表 ……102
- 65歳以上で後期高齢者医療広域連合長の認定を受けることにより後期高齢者医療制度の対象となる者…103
- 有料道路の割引対象者基準 ……104
- 特別児童扶養手当の障害基準 ……105
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準…106
- 障害基礎年金・障害厚生年金の等級表…107
- 障害厚生年金3級の基準 ……108
- 障害手当金の基準 ……109
- 手当・年金等の所得制限の限度額表 ……110
- 手当・年金等の額 ……110
- 主な関係機関の連絡先……………111～113



INDEX



第1章 相談窓口10



第2章 手帳の交付20



第3章 医療23



第4章 手当・年金35



第5章 障害福祉サービス(総合支援法)・・・41



第6章 日常生活の支援51



第7章 行動範囲の拡大64



第8章 公共料金の割引72



第9章 社会参加の促進76



第10章 税金の控除・減免78



第11章 就労83



第12章 教育85



第13章 住宅89



第14章 障害児・者の施設90



第15章 地域福祉95

資料編99

障害区分・等級（程度）別制度・サービス一覧表

(△は一部該当)

制 度 障害種別			医 療					各 種 手 当					年 金 等		日常生活の支援			行動範囲の拡大					
			重度心身障害者医療費の助成	後 期 高 齢 者 医 療	精神障害者通院医療費の助成	自立支援医療（精神医療）	自立支援医療（更生医療）	自立支援医療（育成医療）	在宅重度障害者手当	特 別 障 害 者 手 当	障 害 児 福 祉 手 当	特 別 児 童 扶 養 手 当	児 童 扶 養 手 当	障 害 基 礎 年 金	障 害 厚 生 年 金	心身障害者扶養共済	補装具費の支給（補装具の交付・修理）	日常生活用具の給付・貸与	地 域 生 活 支 援 事 業	福祉タクシー券／自動車燃料費の助成	運転免許取得費の補助	自動車改造費用の助成	手話通訳者の派遣
身 体 障 害 者（身体障害者手帳）	視覚障害	1 級	△	○			○	○	△	△	△	○	△	△	○	○	○	△	○	△			
		2 級	△	○			○	○	△	△	△	○	△	△	○	○	○	△	○	△			
		3 級	△	○			○	○				△		△	△	○	○		△	○	△		
		4 級					○	○						△		○		△	○	△			
		5 級					○	○						△		○		△	○	△			
		6 級					○	○								○		△	○	△			
	聴覚・平衡機能障害	2 級	△	○			○	○	△	△	△	○	△	△	○	○	○	△	○	△		○	
		3 級	△	○			○	○				△		△	△	○	○	△		△		○	
		4 級					○	○						△		○		△		△		○	
		5 級					○	○						△		○		△		△		○	
		6 級					○	○						△		○		△		△		○	
	音声・言語機能障害	3 級	△	○			○	○			△		△	△	○	○	○	△		△			
		4 級	△	△			○	○					△	△		○		△		△			
	肢体不自由（上肢・体幹・下肢）	1 級	△	○			○	○	△	△	△	○	△	△	○	○	○	△	○	△	△		
		2 級	△	○			○	○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	△	△		
		3 級	△	○			○	○			△		△	△	○	○	△	△	△	△			
		4 級	△	△			○	○			△		△	△		○	△	△		△			
		5 級					○	○								○	△	△		△			
		6 級					○	○								○	△	△		△			
	内部障害	1 級	△	○			○	○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	△	△	○	△		
2 級		△	○			○	○	△			△	△	△	○	△	△	△	△	○	△			
3 級		△	○			○	○				△		△	○	△	△	△		△				
4 級						○	○					△	△		△		△		△				
知的障害者（療育手帳）	A	△	○					△	△	△	○	○	△		○		○	△	○	△			
	B	△						△			○		△		○			△	○	△			
	C										△				○			△		△			
精神障害者（精神障害者保健福祉手帳）	1 級	△	○	○	○			△	△	△	△	△	△	○			△	○	△				
	2 級	△	△	○	○			△			△		△	△	○			△	○	△			
	3 級			○	○								△	△			△		△				
所得制限の有無			○			○	○	○	○	○	○	△			○	○			○	○			
掲載ページ			24	26	34	32	32	35	35	36	36	37	38	39	40	51	52	47	64	66	66	68	
備 考	△→右記の事由により、後期高齢者医療制度の保険証が交付されている場合	△65歳以上の高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に該当する障害者として認定を受けられる場合	△障害基礎年金1級相当の障害が重複する場合 対象者の前年の市町村民税が非課税の場合のみ支給 18歳未満の児童が対象。治療等により、症状の軽減等が期待できる場合 治療等により、症状の軽減・機能回復等が期待できる場合 手帳によらず、継続して精神疾患の通院医療を受けている場合（入院治療は対象外） →右記の自立支援医療（精神医療）を利用した際の自己負担分 △意見書が必要な場合あり △父が障害を有する場合、その父の障害の程度による △20歳前の障害の場合、所得制限あり △他同程度の障害を有する場合 △厚生年金の被保険者 △その他、特定疾患・難病などの場合 費用の1割は自己負担 費用の1割は自己負担 △障害のため、運転可能な車に限定・条件のある場合 福祉タクシー券、自動車燃料費のいずれか片方のみ選択																				
		△65歳以上の高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表に該当する障害者として認定を受けられる場合	自身の通勤等のために改良が必要な場合 △障害のため、運転可能な車に限定・条件のある場合 福祉タクシー券、自動車燃料費のいずれか片方のみ選択 平衡機能障害を除く																				

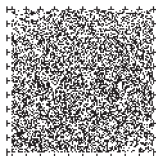
【注】 この一覧表はあくまでも目安です。詳しくは各窓口(掲載ページ参照)にお問い合わせください。

交通機関の割引							公共料金等の優遇措置							税金の控除・減免				住 居			
市内循環バス利用料の免除(無料乗車証の交付)	JR運賃・私鉄運賃の割引(第1種)	JR運賃・私鉄運賃の割引(第2種)	バス運賃の割引(第1種)	バス運賃の割引(第2種)	有料道路通行料金の割引(第1種)	有料道路通行料金の割引(第2種)	航空運賃の割引	NHK放送料受信料の半額免除	NHK放送料受信料の全額免除	郵便料金の減免	携帯電話料金の割引	N-TT無料番号案内	郵便による不在者投票	公共施設の施設使用料等の減免	所得税・住民税等の特別障害者控除	所得税・住民税等の一般障害者控除	自動車税の減免	軽自動車税(種別割)の減免	重度障害者居宅改善費	住宅資金の貸し付け	県営住宅の抽選における特例措置
○	○		○		○		○	△	△	○	○	○		○	○		○	○		○	○
○	○		○		○		○	△	△	○	○	○		○	○		○	○		○	○
○	○		○		○		○	△	△		○	○		○		○	○	○		○	○
○	△	△	△	△	△	△	○	△	△		○	○		○		○	△	△		○	○
○		○		○		○	○	△	△		○	○		○		○				○	
○		○		○		○	○	△	△		○	○		○		○				○	
○	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○			○	○		△	△		○	○
○	△	△	△	△	△	△	○	△	△		○			○		○	○	○		○	○
○		○		○		○	○	△	△		○			○		○				○	
○		○		○		○	○	△	△		○			○		○	△	△		○	○
○		○		○		○	○	△	△	○	○			○		○				○	○
○	○		○		○		○	△	△	○	○	△	△	○	○		○	○	△	○	○
○	△	△	△	△	△	△	○		△		○			○		○	△	△		○	
○		○		○		○	○	△	△		○			○		○	△	△		○	
○		○		○		○	○	△	△		○			○		○	△	△		○	
○	○		○		○		○	△	△	○	○		○	○	○		○	○		○	○
○	○		○		○		○	△	△	○	○		○	○	○		○	○		○	○
○	△	△	△	△	△	△	○		△		○			○		○				○	○
○	○		○		○		○	△	△	○	○	○		○	○		○	○		○	○
○	○		○		○		○	△	△	○	○	○		○	○		○	○		○	○
○		○		○			○		△		○	○		○		○				○	
○	○		△	△			△	△	△		○	○		○	○		△	△		○	○
○		○	△	△			△		△		○	○		○		○				○	○
○		○	△	△			△		△		○	○		○		○				○	
									○										○	○	○
68	72	72	73	73	73	73	74	74	74	75	75	75	77		79	79	80	79	89	89	89
本人のみ無料	本人＋介護者1人について割引	本人のみ割引	本人＋介護者1人について割引	本人のみ割引	本人以外の者による運転の場合も割引	本人が運転する場合のみ割引	本人(満12歳以上)＋介護者1人について割引	△低所得世帯などの場合	△世帯主かつ契約者の場合			△下肢障害を除く		映画館・博物館など、各種の施設・機関で独自の優遇措置をとる場合があります。			上限あり(自動車税(種別割)・年4万5千円/自動車税(環境性能割)・軽自動車税(環境性能割)・年300万×該当する自動車の税率)		△下肢又は体幹機能の障害		



朝霞地区官公庁案内図



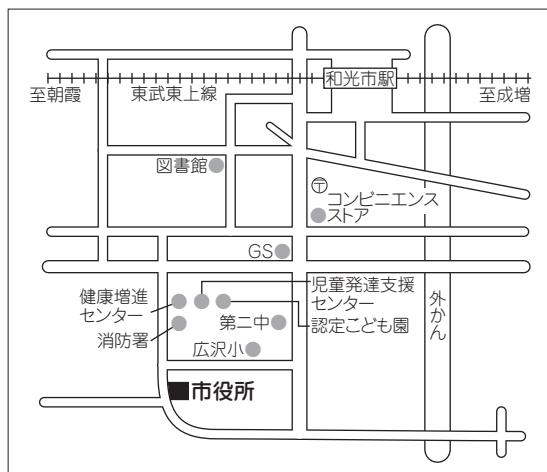


第1章 相談窓口



第1章 相談窓口

市役所本庁舎 1階・4階



住 所 〒351-0192 和光市広沢 1-5

☎ 048-464-1111

(代表)

ホームページ

<https://www.city.wako.lg.jp/>

E-mail

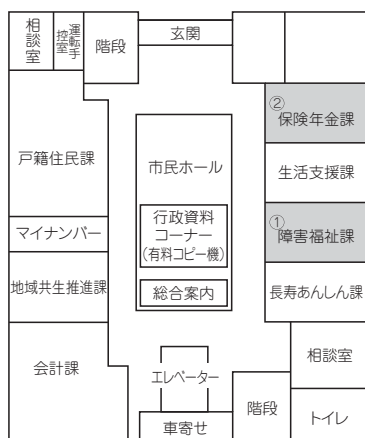
・障害福祉課

d0100@city.wako.lg.jp

・保険年金課

d0400@city.wako.lg.jp

1階



①障害福祉課（障害支援担当・障害給付担当）

市役所障害福祉課では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の受付け、各種手当の給付などを行っています。

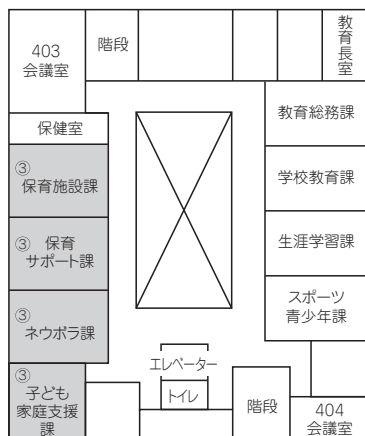
②保険年金課（国民健康保険担当・年金後期高齢者医療担当）

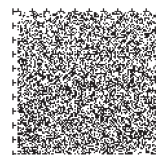
- ・国民健康保険、国民年金に関すること
- ・後期高齢者医療制度に関すること

③子どもあんしん部（子ども家庭支援課・ネウボラ課・保育サポート課・保育施設課）

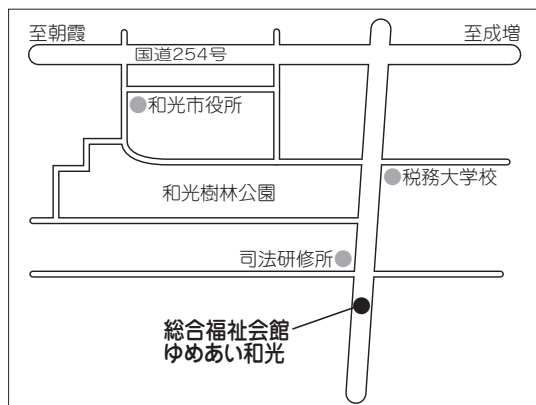
- ・保育、児童に関すること
- ・子どもの医療に関すること
- ・児童手当に関すること
- ・ひとり親家族制度に関すること
- ・母子保健に関すること
- ・保育所や幼稚園の利用に関すること
- ・保育所等の運営に関すること
- ・一時保育や病児保育に関すること
- ・学童クラブに関すること
- ・児童センター、児童館に関すること
- ・医療的ケア児に関すること

4階



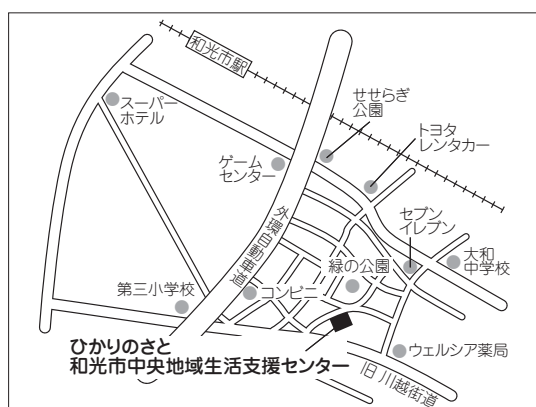


和光市南地域生活支援センター（総合福祉会館内）



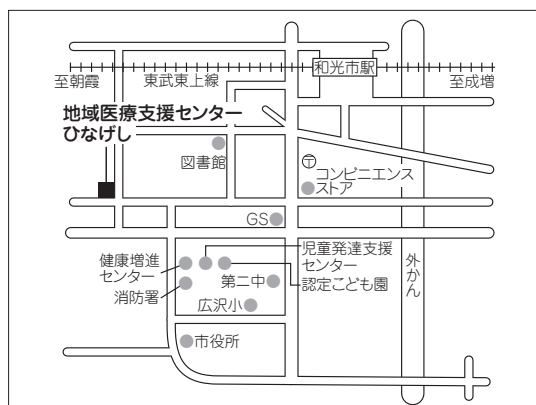
住 所 〒351-0104 和光市南 1-23-1
総合福祉会館 2 階
☎ 048-452-7602
FAX 048-452-7603
管理・運営 和光市社会福祉協議会
E-mail s-center@wako-shakyo.or.jp

和光市中央地域生活支援センター



住 所 〒351-0112 和光市丸山台 2-20-15
☎ 048-468-2312
FAX 048-468-2315
E-mail info@hikarinosato.net

和光市地域生活支援センターひなげし



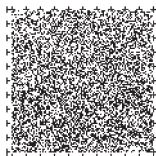
住 所 〒351-0114 和光市本町28-8
地域医療支援センター 3 階
☎ 048-464-7505
FAX 048-464-7506

地域生活支援センターでは、障害のある方々の日常生活の支援をしています。

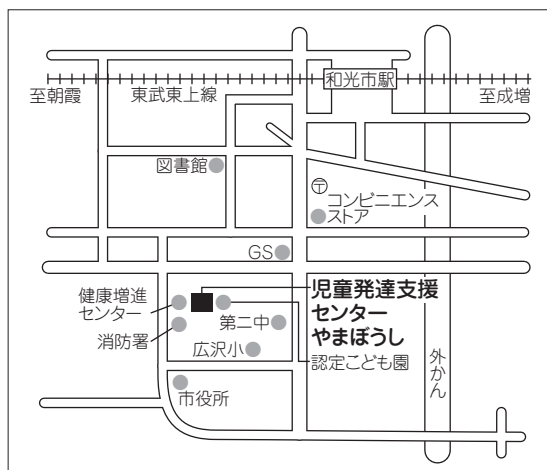
- ・ 日常生活に関わる相談
- ・ いろいろな福祉サービスの情報提供や専門機関の紹介
- ・ 福祉サービスの調整や手続きの支援
- ・ サービス等利用計画の作成 など

【利用できる人】＊和光市在住

- ・ 心身に障害のある方とその家族
- ・ 障害のある方に関わる方（地域の方や学校、施設の方など）



和光市児童発達支援センター やまぼうし (和光市地域生活支援センターやまぼうし)



住所 〒351-0106 和光市広沢 1-5-52

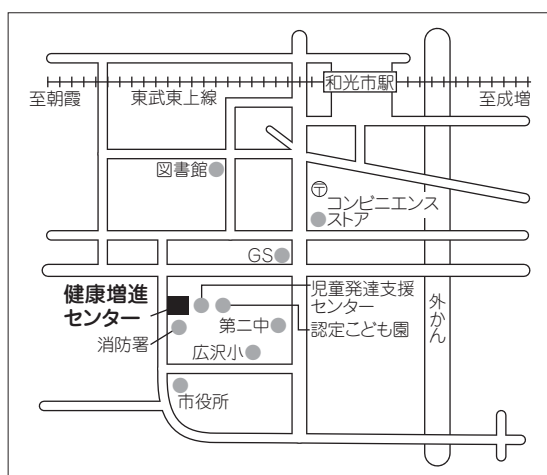
☎ 048-458-0673

FAX 048-458-0674

成長や発達に心配のあるお子さんに対して、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」等の障害福祉サービスを提供する事業所です。

お子さんの発達に関するさまざまな相談なども受け付けています。必要に応じて関係の専門機関等を紹介します。

健康支援課 保健予防担当・健康づくり担当（健康増進センター）



住 所 〒351-0106 和光市広沢 1-5-51

健康支援課 保健予防担当・健康づくり担当
(健康増進センター)

☎ 048-465-0311

(保健予防担当)

048-424-9128

(健康づくり担当)

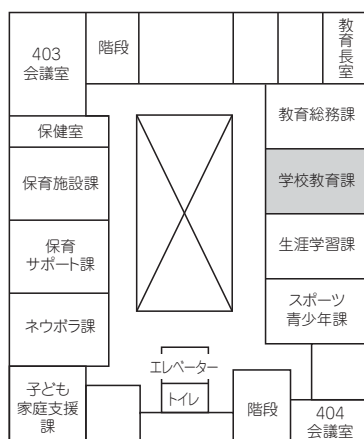
FAX 048-465-0557

E-mail d0401@city.wako.lg.jp

健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、認知症検診、歯周疾患検診、予防接種、健康教室、健康・栄養相談、こころの相談、コバトン ALKOO マイレージ、ヘルスサポーター養成講座、食育等の保健事業をととして、市民の健康づくりを行っています。

※広報「Wako Days」の健康生活ホットライン等に毎月の事業の内容・日時を掲載しています。

※年1回6月に『和光市健康ガイド（成人版）』を発行しています。



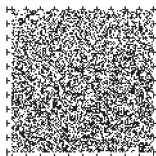
h0200@city.wako.lg.jp

教育上特別な支援が必要と思われる新就学児・児童・生徒についての就学相談・教育相談を行っています。



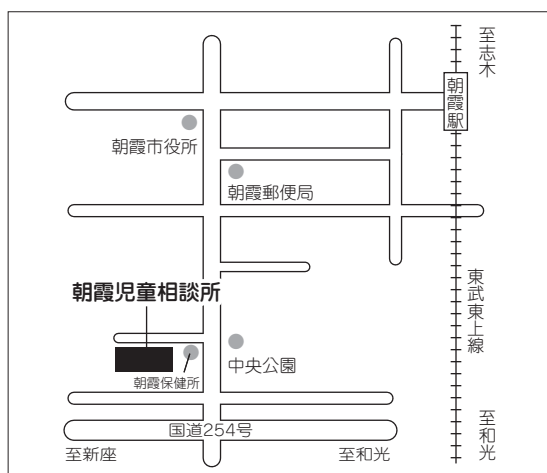
(子ども教育相談)

友達のことや学校のことなどの悩みについて、教職経験の豊富な相談員がそれぞれの悩みに応じて相談を受けています。何らかの理由があって登校できない児童生徒に対して、適応指導教室も開設しています。必要に応じて関係の専門機関を紹介します。



埼玉県児童相談所

●朝霞児童相談所



住 所 〒351-0016

埼玉県朝霞市青葉台1-10-63

☎ 048-465-4152

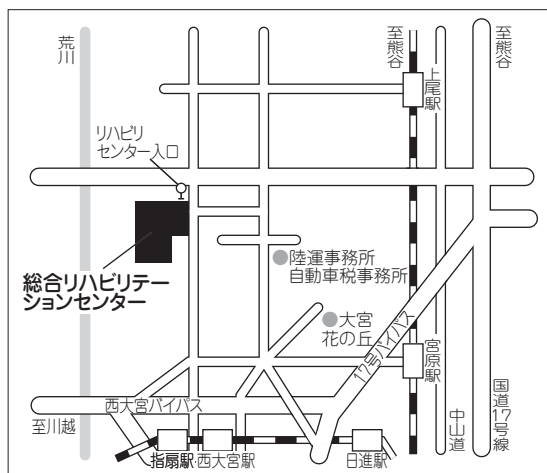
FAX 048-458-3668

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じるとともに、専門的な調査・判定・指導を行っています。

【相談内容】

18歳未満の児童についての養護に関する相談、虐待に関する相談、非行に関する相談、障害に関する相談、不登校に関する相談、性格や行動の問題に関する相談、里親に関すること、保健指導に関することなど

埼玉県総合リハビリテーションセンター



住 所 〒362-0057

埼玉県上尾市西貝塚148-1

☎ 048-781-2222

(代表)

FAX 048-781-1552

ホームページ

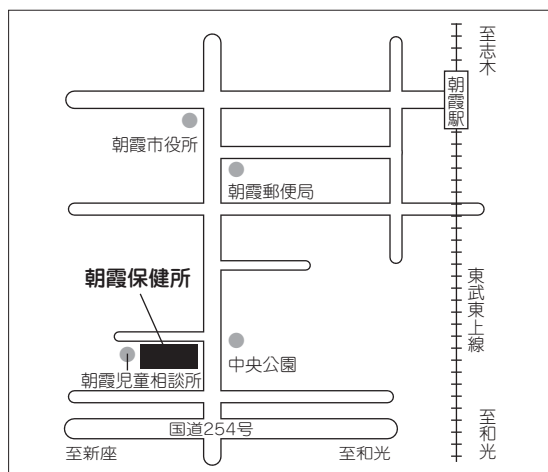
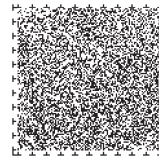
<https://www.pref.saitama.lg.jp/rihasen/>

主として18歳以上の身体障害者・知的障害者を対象として、医師・福祉司・心理判定員・職能判定員などが、専門的な立場からいろいろな相談に応じるとともに、判定・指導を行っています。

【センターの内容】

- (1) 相談・判定部門
- (2) 医療部門
- (3) 社会復帰・訓練支援部門
- (4) 健康増進部門
- (5) 障害者福祉関連部門

埼玉県朝霞保健所



住 所 〒351-0016

埼玉県朝霞市青葉台1-10-5

☎ 048-461-0468

FAX 048-461-0133

E-mail j610468@pref.saitama.lg.jp

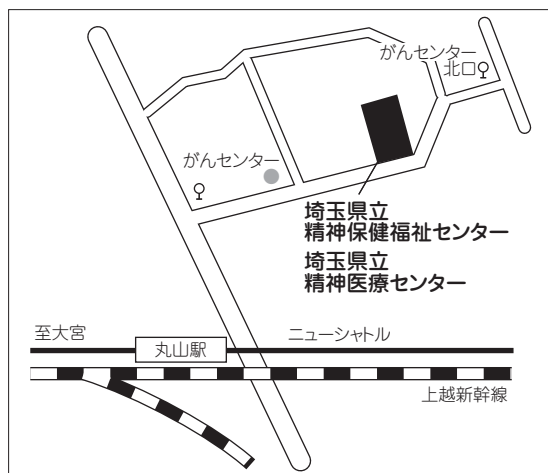
ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0702/index.html>

保健衛生の向上及び増進のため、体や心の病気の相談や指導を行っています。また、次の医療助成の申請・受付等を行っています。

- ①特定疾患医療給付 ②小児慢性特定疾患医療給付 ③先天性血液凝固因子欠乏症 ④育成医療 ⑤養育医療給付 ⑥不妊治療費 ⑦肝炎インターフェロン治療医療費助成

埼玉県立精神保健福祉センター・精神医療センター



住 所 〒362-0806

埼玉県北足立郡伊奈町小室818-2

☎ 048-723-3333

(代表)

FAX 048-723-1561

(代表)

ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/index.html>

- ① 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上、並びに精神障害者の福祉の増進及び社会復帰の支援を行っています。

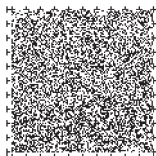
【申込み】

相談は、来所相談を原則としています。概ね15歳以上の方を対象としています。相談を希望される人は、電話で予約してください。

予約専用電話（☎048-723-6811）

※ この他に「こころの電話」として、家庭や学校での悩み、人間関係などのこころの健康についての相談専用電話（☎048-723-1447）が設置してあります。

- ② 精神医療センターは、県民病院として地域の医療機関では対応が困難な方を対象に短期の治療を目指し診療を行っています。また依存症や児童思春期の専門治療を行っています。



精神科救急情報センター

夜間・休日における緊急的な精神医療相談を電話で受け付けています。相談内容から、適切な助言を行い、必要に応じて医療機関の紹介を行います。

【精神科救急電話】 ☎ 048-723-8699（ハローキューキュー）

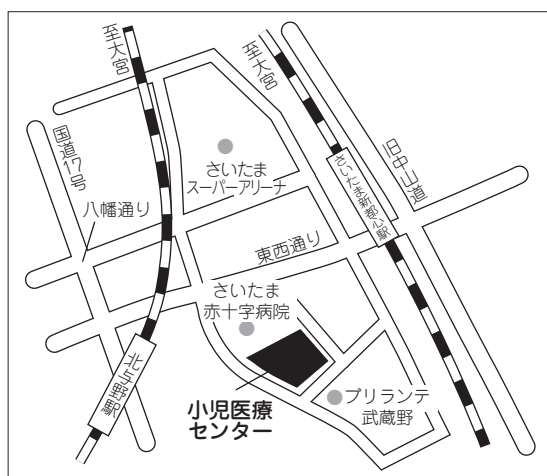
受付時間 平日（月～金） 17：00～翌朝8：30

休日（土・日・祝日）8：30～翌朝8：30

- 【お願い】
- ・医療機関等の状況により、ご要望にお応えできないことがあります。
 - ・かかりつけの医療機関がある人は、まずそちらにご相談ください。
 - ・緊急性の高い相談に対応することを業務としていますので、時間をかけた継続的な相談はご遠慮ください。
 - ・精神科救急医療以外の精神保健福祉に関する相談については、平日に和光市地域生活支援センター・保健所・埼玉県立精神保健福祉センターへご相談ください。

※平日（月～金）日中の時間帯（8：30～17：00）の精神科救急医療に関する相談については、朝霞保健所（☎048-461-0468）にご相談ください。

埼玉県立小児医療センター



住 所 〒330-8777

埼玉県さいたま市中央区

新都心1-2

☎ 048-601-2200

FAX 048-601-2201

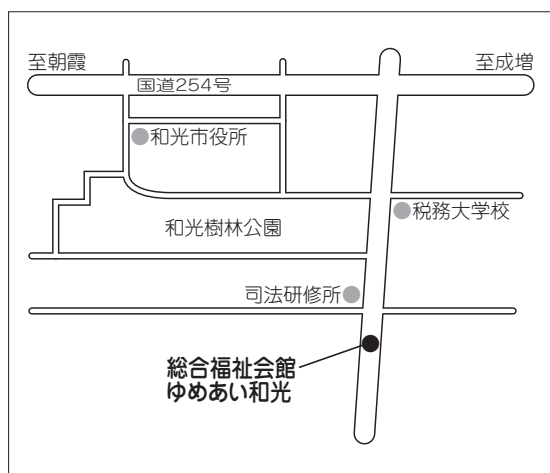
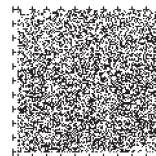
ホームページ

<https://www.saitama-pho.jp/scm-c/>

小児専門病院として未熟児・新生児に対する高度医療をはじめ、一般医療機関では対応困難な疾患の診療を行っています。このため、地域の医療機関（医師）からの紹介を原則としています。小児の休日夜間の救急医療体制を支援するため、24時間365日救急患者の受け入れを行っています。

医療の提供のほか、こどもの成長と発達にとって必要な保健・発達支援との一体的な運営を行い、さらに教育との連携を図っています。

(社福) 和光市社会福祉協議会 (総合福祉会館 1 階)



住 所 〒351-0104 和光市南 1-23-1

☎ 048-452-7111

(代表)

FAX 048-465-8308

E-mail info@wako-shakyo.or.jp

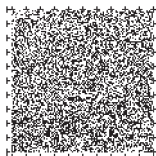
ホームページ

<http://www.wako-shakyo.or.jp>

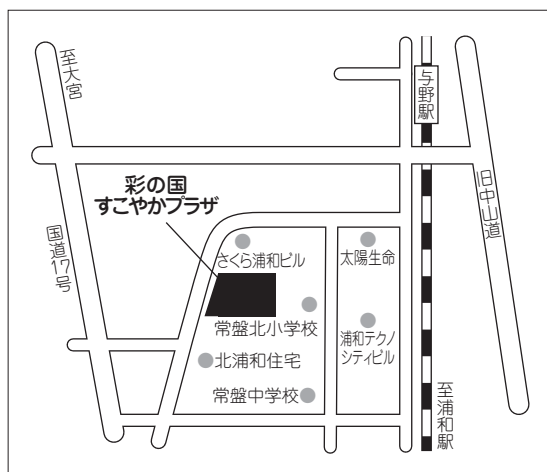
和光市社会福祉協議会（社協）は、誰もが尊厳をもち、安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりを進めています。

社協は、社会福祉法に「地域福祉を推進することを目的とする団体」と位置づけられており、ボランティア活動、地区社協などの地域活動をはじめ、地域福祉を推進するための住民活動を支援しています。





(社福) 埼玉県社会福祉協議会



住 所 〒330-8529

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷

4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

☎ 048-822-1191

(代表)

FAX 048-822-3078

ホームページ

<https://www.fukushi-saitama.or.jp/>

権利擁護センター (☎ 048-822-1204・FAX 048-822-1406)

認知症高齢者や障害のある人の生活上のさまざまな相談を受けています。

障害者権利擁護センター (☎ 048-822-1297・FAX 048-822-1406)

障害者虐待に関する通報、相談窓口

福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと) (☎ 048-822-1299)

高齢者や障害のある人の福祉サービスの手続きや日常の金銭管理などを援助しています。

福祉サービス苦情受付窓口(埼玉県運営適正化委員会) (☎ 048-822-1243)

福祉サービス事業者に相談しても解決しない福祉サービス利用についての苦情相談を受けています。

埼玉県発達障害支援センター「まほろば」

住 所 〒350-0813 埼玉県川越市平塚新田東河原201-2

☎ 049-239-3553 FAX 049-233-0223

ホームページ <https://www.dd-mahoroba.com/>

自閉症、発達障害児(者)及びその家族、保育所・教育機関・施設・相談機関等の関係機関に対する相談支援や、支援技術向上のための研修・啓発活動を行っています。

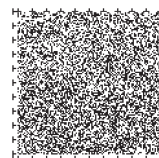
【相談内容】

相談支援・療育支援・就労支援・普及啓発及び研修・連携

民生委員・児童委員

地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたりとともに、地域全体の福祉増進のための活動にも取り組んでいます。

【問合せ】 和光市社会福祉協議会 (→17ページ)



緊急時（事件・事故）の連絡先

●FAX110番

聴覚に障害のある人又は言葉が話せない人が、事件や事故にあったときに、ファックスを利用して緊急通報を受理します。

FAX番号： ☎ 0120-264-110

【問合せ】 埼玉県警察本部 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
☎ 048-832-0110（代表）



聴覚障害者等 緊急時 FAX・NET119（消防署）

聴覚や言語に障害のある方が事故や急病などで救急車を要請するときや火災を通報するために「緊急時 FAX」と「NET119」を設置しています。

●「緊急時 FAX」による通報

〈通報方法〉

- ①「緊急通報カード」に必須事項を記入して119番をダイヤルし、FAX 送信します。
- ②消防で受信した場合は、すぐに救急車などが出動したことを返信します。

●「NET119」による通報

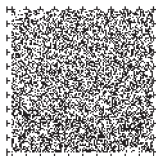
スマートフォンや携帯電話のウェブ（インターネット）機能を使用し、簡単な画面操作で119番通報を行うシステムです。

事前に、埼玉県南西部消防局にて、氏名・住所・メールアドレスなどを登録する必要があります。申請される方は、事前に FAX 等で連絡が必要です。

〈通報方法〉

- ①通報内容を入力し、メール送信します。
通報内容は、救急、火災などの種別、来てほしい場所などです。
- ②消防でメールを受信すると、救急車などを出動させ、通報確認の返信メールを送ります。

【問合せ】 埼玉県南西部消防局指令統括課
〒351-0023 朝霞市溝沼1-2-27
☎ 048-460-0123 FAX 048-460-0125



第2章 手帳の交付

手帳は、障害の種類によって、3種類に分かれています。

この冊子に記載されているさまざまな制度に申し込むときをはじめ、いろいろな場面で役に立ちます。手帳を持つことによって受けられる主なサービスは、巻頭（→6・7ページ）の「障害区分・等級(程度)別制度・サービス一覧表」を参照してください。

身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に掲げる一定程度の障害がある人が市町村を通じて都道府県知事に申請すると交付されます。

手帳の交付を受けると、等級に応じて様々な福祉サービスを受けることができます。

【対象者】 視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能、肢体不自由(上肢・下肢・体幹・脳原性運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害がある人

【障害等級】 障害の程度により1級(重度)から6級(軽度)までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

※手帳の交付を受けるには、次の書類を添えて申請してください

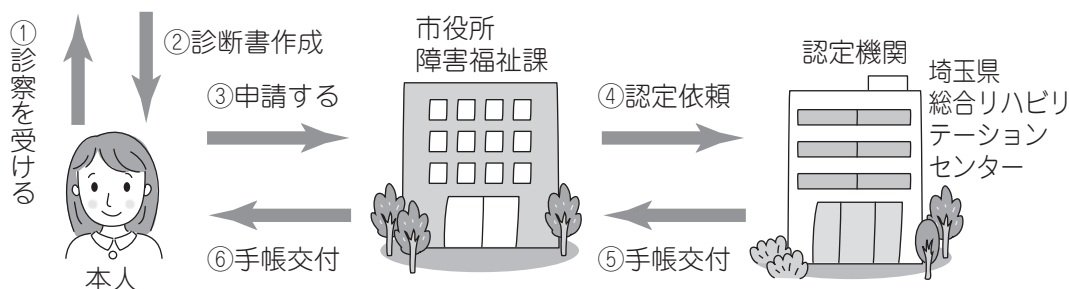
（本人が15歳に満たないときは、その保護者が申請します）。

・診断書（市役所障害福祉課にある所定の様式に、身体障害者福祉法により指定を受けた医師が記入したもの）

※診断書作成日から3か月以内に申請してください。

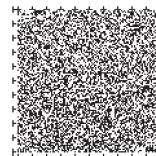
身体障害者福祉法
第15条指定医

●身体障害者手帳が交付されるまで



※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	写真	印鑑	診断書
① 住所が変わったとき	○			
② 氏名が変わったとき	○			
③ 手帳をなくしたとき		○		



事 項	手続きに必要なもの			
	手帳	写真	印鑑	診断書
④ 破損したとき	○	○		
⑤ 障害の程度が変わったり、新たに障害が生じたとき	○			○
⑥ 再認定を受けるとき	○			○
⑦ 障害がなくなったとき	○			
⑧ 障害者本人が死亡したとき	○		○	

療育手帳の交付

療育手帳は、知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、様々な援助措置を受けやすくし、知的障害児(者)の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害であると判定された人に対して交付されます。

【対 象 者】 児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人

【障害等級】 障害の程度によりA（最重度）からC（軽度）までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

【申請手続き】

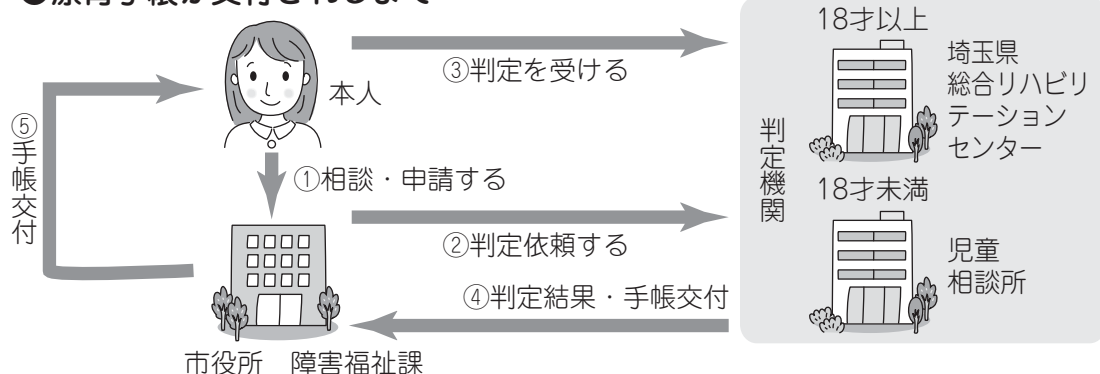
1 市役所での申請

まずはお電話で障害福祉課にご相談ください。母子手帳、通知表、その他本人の成育に関するものを持参の上、聞き取りを行います。

2 判定機関での判定

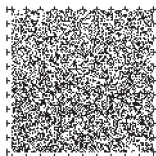
判定機関に行き、判定を受けていただく必要があります。

●療育手帳が交付されるまで



※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手続きに必要なもの		
	手帳	写真	印鑑
① 住所が変わったとき	○		
② 氏名が変わったとき	○		
③ 手帳をなくしたとき		○	
④ 破損したとき	○	○	
⑤ 再判定を受けるとき	○		
⑥ 障害がなくなったとき	○		
⑦ 障害者本人が死亡したとき	○		○



精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患で継続的に日常生活や社会生活が制限される人に対して交付されます。手帳を取得すると等級により公共施設の減免や自動車税及び各種税の控除を受けることができます。

また、自立支援医療（精神通院）及び生活保護の障害者加算の手続きが簡素化されます。

【対象者】 精神疾患を有する人のうち、精神障害（知的障害を除く）のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人

【疾患名】 統合失調症、気分障害、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質性精神病、発達障害、その他の精神疾患

【障害等級】 障害の程度により1級（重度）から3級（軽度）までに認定され、等級により支援の内容が異なる場合があります。

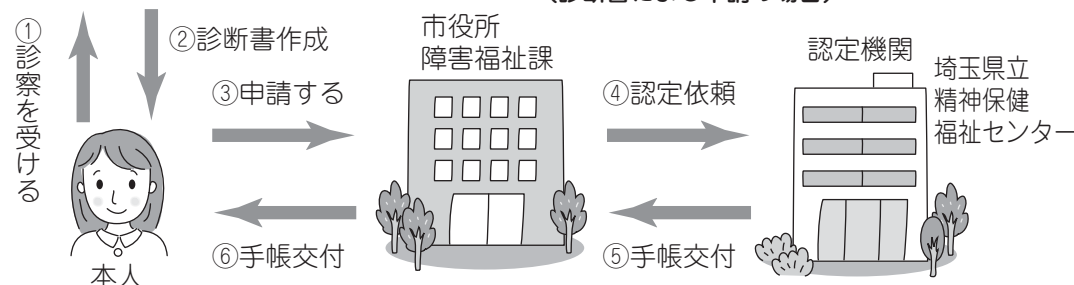
【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

※手帳の交付を受けるには、次のものがが必要です。

- ① 診断書（所定の様式、診断書作成日から3か月以内に申請が必要）又は年金証書（精神障害を支給事由とする年金）の写し
- ② 精神障害を支給事由とする年金を受給している人は直近の年金払込通知書の写し

通院・入院先の医療機関

●精神障害者保健福祉手帳が交付されるまで （診断書による申請の場合）



※手帳交付後に次の事項が生じたときは、必ず手続きをしてください。

事 項	手 続 き に 必 要 な も の			
	手帳	診断書又は年金証書・年金払込通知書の写し	写真	印鑑
① 住所が変わったとき	○			
② 氏名が変わったとき	○			
③ 手帳をなくしたとき			○	
④ 破損したとき	○		○	
⑤ 等級変更を受けるとき	○	○		
⑥ 障害者本人が死亡したとき	○			○

※手帳の有効期間は2年間です。有効期間の延長を希望される人は、2年ごとに手帳の更新手続きが必要です。（更新手続きは3ヶ月前からできます）

診断書料の補助

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付申請時に必要となる医師の診断書に係る費用を補助しています。

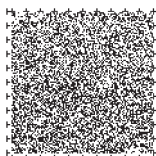
【対象者】 市内に住所があり、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための診断書料を支払った人

【申請に必要なもの】 文書料が記載された領収書（原本提出。原本を返却希望の場合はあわせてコピーも提出。）、本人名義の普通預金口座

【補助額】 実費（限度額3,000円）

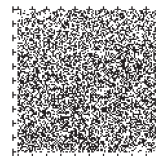
【支払時期】 申請月の翌月末（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に支払います。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



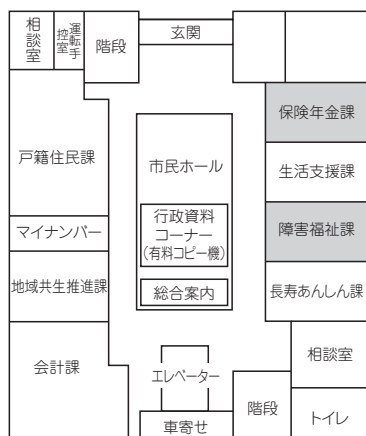


第3章 医療



受付場所

① 市役所本庁舎 1 階



障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

保険年金課

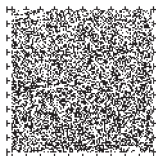
E-mail d0400@city.wako.lg.jp

- ・国民健康保険、国民年金に関すること
- ・後期高齢者医療制度に関すること

② 出張所

	案 内 図	業 務 時 間
駅出張所	本町地域センター内 本町 3-3 ☎ 467-2446	日～土曜日 8:30～17:15
牛房出張所	牛房コミュニティセンター内 白子 2-28-13 ☎ 465-4978	月～金曜日 8:30～17:15
白子吹上出張所	白子吹上コミュニティセンター内 白子 3-8-21 ☎ 465-9555	月～金曜日 8:30～17:15
坂下出張所	坂下公民館内 新倉 3-4-18 ☎ 465-7051	月～金曜日 8:30～17:15





重度心身障害者医療費の助成

病院などで診療を受けた場合に、保険診療の自己負担金を助成します。

ただし、他の公費負担や健康保険により、高額療養費や付加給付が支払われる場合は、その額を除きます。また入院時の食費療養標準負担額や生活療養標準負担額等は対象となりません。

精神障害者保健福祉手帳 1 級による受給者は、精神病床の入院の医療費は対象外です。ただし、65歳以降、後期高齢者医療制度に加入をした方は、精神病床の入院医療費も対象です。

- 【対 象 者】**
- ① 身体障害者手帳 1 級～ 3 級の人
 - ② 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
 - ③ 療育手帳 A、A、B の人
 - ④ 後期高齢者医療制度に加入している 65 歳以上の人で、次のいずれかに該当する人
 - ・ 身体障害者手帳 4 級のうち音声機能又は言語機能の障害をお持ちの人
 - ・ 身体障害者手帳 4 級のうち下肢障害で 1 号、3 号、4 号に該当する人
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級をお持ちの人
 - ・ 障害基礎年金 1・2 級の証書をお持ちの人
- } 65 歳になるまでに手帳取得した方

【所得制限】 毎年 10 月 1 日までに、受給者本人（未成年も同様）の前年所得を基に判定を行い、前年の所得が所得制限基準額以下の場合に、受給者証を発行します。

扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額（目安）
0 人	3,661,000 円	5,252,000 円
1 人	4,041,000 円	5,728,000 円
2 人	4,421,000 円	6,203,000 円
3 人	4,801,000 円	6,668,000 円
4 人	5,181,000 円	7,090,000 円
5 人	5,561,000 円	7,512,000 円

【資格登録】 手帳、マイナンバーカード、健康保険資格がわかるもの、本人名義の普通預金口座

【支給方法】 資格登録すると、医療費受給者証が交付されます。

医療機関の窓口で医療費を支払ったあと、受診者と医療点数の分かる領収書（原本提出。原本を返却希望の場合はあわせてコピーも提出。）を医療費支給申請書※に添付して、市役所障害福祉課、出張所、または地域生活支援センターに申請してください。

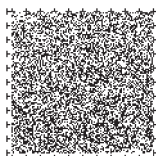
※ 医療費支給申請書は市役所障害福祉課、出張所にあります。また和光市ホームページからダウンロードすることもできます。領収書の添付の他に、医療費支給申請書に医療機関が領収内容を記載することもできます。

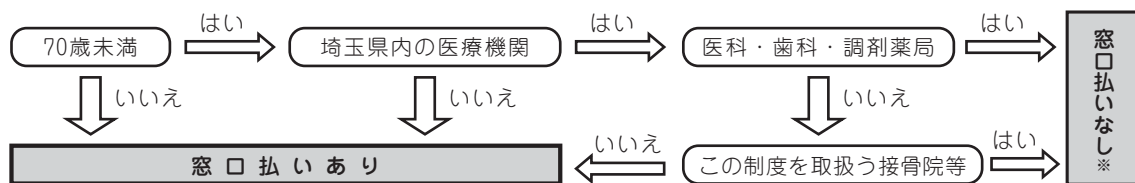
【窓口払い不要（現物給付）】

埼玉県内の医科・歯科・薬局・一部の接骨院等では、医療機関の窓口での医療費の支払が不要となります。（現物給付を行わない医療機関もありますので、医療機関に直接お尋ねください。）

医療機関の窓口で、健康保険資格がわかるものと重度心身障害者医療費受給証を提示してください。窓口での支払が無くなります。

ただし、次の場合は窓口での支払が必要となります。





※ 月の途中で1医療機関における1ヶ月の支払額が21,000円以上になった場合は、月の初めから窓口払いが必要になります。

※ 後期高齢者医療費制度加入者、高齢受給者証をお持ちの方は対象となりません。

【支払時期】 申請月の翌月末(土・日・祝日の場合は、その直前の平日)に支払います。
ただし、高額療養費に該当する場合、高額療養費支給額の確認後の支払になる場合があります。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当(→10ページ)

重度心身障害者医療費の助成(精神障害者保健福祉手帳2級所持者)

令和8年1月から、精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方の自立支援医療(精神通院医療)の自己負担分を助成します。

【対象者】 精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの方(ただし、以下の方は対象外となります)。

- ・65歳以上で新たに精神障害者保健福祉手帳2級を取得された方
- ・他の障害等により既に重度心身障害者医療費受給者証(オレンジ色)をお持ちの方
- ・子ども医療費受給資格者証、ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方

【助成の対象となる医療費】

自立支援医療(精神通院医療)が適用された医療費の自己負担分(令和8年1月診療分から)
※精神疾患等の治療に伴う通院費や調剤費であっても、自立支援医療(精神通院医療)が適用とならない医療費は助成の対象となりません。

【所得制限】 毎年10月1日までに、受給者本人(未成年も同様)の前年所得を基に判定を行い、前年の所得が所得制限基準額以下の場合に、受給者証を発行します。

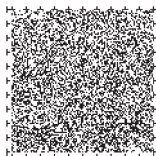
扶養親族の数	所得制限基準額	給与収入換算額(目安)
0人	3,661,000円	5,252,000円
1人	4,041,000円	5,728,000円
2人	4,421,000円	6,203,000円
3人	4,801,000円	6,668,000円
4人	5,181,000円	7,090,000円
5人	5,561,000円	7,512,000円

【資格登録】 手帳、マイナンバーカード、健康保険資格がわかるもの、本人名義の普通預金口座

【支給方法】

医療機関の窓口で医療費を支払ったあと、自立支援医療(精神通院医療)が適用となった領収書(原本提出。原本を返却希望の場合はあわせてコピーも提出。)、診療月に係る自立支援医療(精神通院医療)の自己負担上限額管理票を医療費支給申請書※に添付して、市役所障害福祉課に申請してください(市役所障害福祉課以外の出張所等での受付はできません)。

※ 医療費支給申請書は市役所障害福祉課にあります。また和光市ホームページからダウンロードすることもできます。領収書の添付の他に、医療費支給申請書に医療機関が領収内



容を記載することもできます。

【窓口払い不要（現物給付）】

埼玉県内の医療機関での窓口払いが原則不要となります。重度心身障害者医療費受給者証（紫色）、自立支援医療（精神通院医療）受給者証、自己負担上限額管理票を医療機関窓口へ提示してください。

（現物給付を行わない医療機関もありますので、医療機関へ直接お尋ねください。）

※ ただし、後期高齢者医療制度加入者、高齢受給者証（医療保険発行）をお持ちの方は対象となりません。

※ 月の途中で21,000円以上になった場合は月の初めから窓口払いが必要です。

【支払時期】 申請月の翌月末（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に支払います。ただし、高額療養費に該当する場合、高額療養費支給額の確認後の支払になる場合があります。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

後期高齢者医療制度による医療

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上から加入となりますが、下記の基準に該当する65歳から74歳の方が申請し、埼玉県後期高齢者医療広域連合に認定されれば加入することができます。

- 【基 準】**
- ① 身体障害者手帳 1 級～ 3 級
 - ② 身体障害者手帳 4 級（音声・言語機能または下肢障害 4 級 1 号、3 号、4 号）
 - ③ 療育手帳㉠、A
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級
 - ⑤ 障害基礎年金 1 級・2 級

【申請に必要なもの】 上記の基準に該当していることが確認できる書類（障害者手帳等）、国民健康保険加入者は、資格確認書又は保険証

【問 合 せ】 保険年金課年金後期高齢者医療担当（→23ページ）

指定難病医療の給付

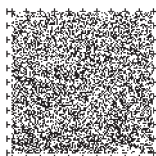
指定難病の医療のために入院または通院した場合の医療費の一部を給付しています（一部自己負担があります）。

【対 象 者】 次のすべての項目を満たす人

- ・ 指定難病にかかっている人（指定難病一覧参照）
- ・ 埼玉県内に住所がある人
- ・ 何らかの医療保険に加入している人

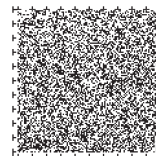
ただし、他の医療給付制度で給付を受けている人は、原則としてこの制度の対象となりません。

【申 請 手 続】 生計中心者の「所得税額等を証明する書類」や患者本人の「住民票」などが必要となります。詳しいことは、朝霞保健所にお問い合わせください。

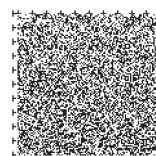


【指定難病一覧】

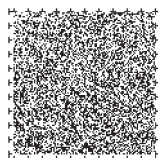
(令和7年4月～)



1	球脊髄性筋萎縮症	46	悪性関節リウマチ	91	バッド・キアリ症候群	136	片側巨脳症
2	筋萎縮性側索硬化症	47	パーシャール病	92	特発性門脈圧亢進症	137	限局性皮質異形成
3	脊髄性筋萎縮症	48	原発性抗リン脂質抗体症候群	93	原発性胆汁性胆管炎	138	神経細胞移動異常症
4	原発性側索硬化症	49	全身性エリテマトーデス	94	原発性硬化性胆管炎	139	先天性大脳白質形成不全症
5	進行性核上性麻痺	50	皮膚筋炎/多発性筋炎	95	自己免疫性肝炎	140	ドラベ症候群
6	パーキンソン病	51	全身性強皮症	96	クローン病	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
7	大脳皮質基底核変性症	52	混合性結合組織病	97	潰瘍性大腸炎	142	ミオクロニー欠伸てんかん
8	ハンチントン病	53	シェーグレン症候群	98	好酸球性消化管疾患	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
9	神経有棘赤血球症	54	成人発症スチル病	99	慢性特発性偽性腸閉塞症	144	レノックス・ガストー症候群
10	シャルコー・マリー・トゥース病	55	再発性多発軟骨炎	100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	145	ウエスト症候群
11	重症筋無力症	56	ベーチェット病	101	腸管神経節細胞減少症	146	大田原症候群
12	先天性筋無力症候群	57	特発性拡張型心筋症	102	ルビンシュタイン・テイビ症候群	147	早期ミオクロニー脳症
13	多発性硬化症/視神経脊髄炎	58	肥大型心筋症	103	CFC 症候群	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパシー	59	拘束型心筋症	104	コストロ症候群	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
15	封入体筋炎	60	再生不良性貧血	105	チャージ症候群	150	環状20番染色体症候群
16	クロー・深瀬症候群	61	自己免疫性溶血性貧血	106	クリオピリン関連周期熱症候群	151	ラスムッセン脳炎
17	多系統萎縮症	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	107	若年性特発性関節炎	152	PCDH19関連症候群
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	63	免疫性血小板減少症	108	TNF 受容体関連周期性症候群	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
19	ライソゾーム病	64	血栓性血小板減少性紫斑病	109	非典型性溶血性尿毒症症候群	154	睡眠時呼吸障害を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
20	副腎白質シストロフィー	65	原発性免疫不全症候群	110	ブラウ症候群	155	ランドウ・クレファナー症候群
21	ミトコンドリア病	66	IgA腎症	111	先天性ミオパチー	156	レット症候群
22	もやもや病	67	多発性嚢胞腎	112	マリネスコ・シェーグレン症候群	157	スタージ・ウェーバー症候群
23	プリオン病	68	黄色靱帯骨化症	113	筋シストロフィー	158	結節性硬化症
24	亜急性硬化性全脳炎	69	後縦靱帯骨化症	114	非シストロフィー性ミオトニー症候群	159	色素性乾皮症
25	進行性多巣性白質脳症	70	広範脊柱管狭窄症	115	遺伝性周期性四肢麻痺	160	先天性魚鱗癬
26	HTLV-1関連脊髄症	71	特発性大腿骨頭壊死症	116	アトピー性脊髄炎	161	家族性良性慢性天疱瘡
27	特発性基底核石灰化症	72	下垂体性 ADH 分泌異常症	117	脊髄空洞症	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
28	全身性アミロイドーシス	73	下垂体性 TSH 分泌亢進症	118	脊髄髄膜瘤	163	特発性後天性全身性無汗症
29	ウルリッヒ病	74	下垂体性 PRL 分泌亢進症	119	アイザックス症候群	164	眼皮膚白皮症
30	遠位型ミオパチー	75	クッシング病	120	遺伝性シストニア	165	肥厚性皮膚骨膜症
31	ベスレムミオパチー	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	121	脳内鉄沈着神経変性症	166	弾性線維性仮性黄色腫
32	自己食食空腔性ミオパチー	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	122	脳表ヘモジデリン沈着症	167	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
33	シュワルツ・ヤンペル症候群	78	下垂体前葉機能低下症	123	HTRA1関連脳小血管病	168	エーラス・ダンロス症候群
34	神経線維腫症	79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	124	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	169	メンケス病
35	天疱瘡	80	甲状腺ホルモン不応症	125	神経軸索スフェイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	170	オクシピタル・ホーン症候群
36	表皮水疱症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	126	ペリー病	171	ウィルソン病
37	膿疱性乾癬(汎発型)	82	先天性副腎低形成症	127	前頭側頭葉変性症	172	低ホスファターゼ症
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	83	アジソン病	128	ピッカーstaff脳幹脳炎	173	VATER 症候群
39	中毒性表皮壊死症	84	サルコイドーシス	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	174	那須・ハコラ病
40	高安動脈炎	85	特発性間質性肺炎	130	先天性無痛無汗症	175	ウィーバー症候群
41	巨細胞性動脈炎	86	肺動脈性肺高血圧症	131	アレキサンダー病	176	コフィン・ローリー症候群
42	結節性多発動脈炎	87	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	132	先天性核上性球麻痺	177	ジュベール症候群関連疾患
43	顕微鏡的多発血管炎	88	慢性血栓性肺高血圧症	133	メビウス症候群	178	モワット・ウィルソン症候群
44	多発血管炎性肉芽腫症	89	リンパ脈管筋腫症	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	179	ウィリアムズ症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	90	網膜色素変性症	135	アイカルディ症候群	180	ATR-X 症候群

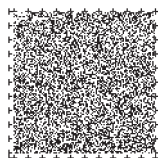


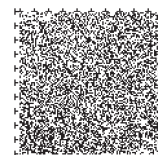
第3章 医療



181	クルーゾン症候群	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	265	脂肪萎縮症	307	カナバン病
182	アペール症候群	224	紫斑病性腎炎	266	家族性地中海熱	308	進行性白質脳症
183	ファイファー症候群	225	先天性腎性尿崩症	267	高IgD症候群	309	進行性ミオクローヌステんかん
184	アントレー・ピクスラー症候群	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	268	中條・西村症候群	310	先天異常症候群
185	コフィン・シリス症候群	227	オスラー病	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アケネ症候群	311	先天性三尖弁狭窄症
186	ロスムンド・トムソン症候群	228	閉塞性細気管支炎	270	慢性再発性多発性骨髄炎	312	先天性僧帽弁狭窄症
187	歌舞伎症候群	229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	271	強直性脊椎炎	313	先天性肺静脈狭窄症
188	多脾症候群	230	肺胞低換気症候群	272	進行性骨化性線維異形成症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
189	無脾症候群	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	315	ネイル/パテラ症候群(爪趾蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
190	鰓耳腎症候群	232	カーニー複合	274	骨形成不全症	316	カルニチン回路異常症
191	ウェルナー症候群	233	ウォルフラム症候群	275	タナトフォリック骨異形成症	317	三頭酵素欠損症
192	コケイン症候群	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く)	276	軟骨無形成症	318	シトリン欠損症
193	ブラダー・ウィリ症候群	235	副甲状腺機能低下症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
194	ソトス症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	320	先天性グコシルホスファチジルイノitol(GPI)欠損症
195	スーナン症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	321	非ケトーシス型高グリシニン血症
196	ヤング・シンブソン症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	280	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	322	β -ケトチオラーゼ欠損症
197	1p36欠失症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	281	クリパルト・レノネー・ウェーバー症候群	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	4p欠失症候群	240	フェニルケトン尿症	282	先天性赤血球形成異常性貧血	324	メチルグルタコン酸尿症
199	5p欠失症候群	241	高チロシン血症1型	283	後天性赤芽球癆	325	遺伝性自己炎症疾患
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	242	高チロシン血症2型	284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	326	大理石骨病
201	アンジェルマン症候群	243	高チロシン血症3型	285	ファンconi貧血	327	特異性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
202	スミス・マギニス症候群	244	メーブルンシロップ尿症	286	遺伝性鉄芽球性貧血	328	前眼部形成異常
203	22q11.2欠失症候群	245	プロピオン酸血症	287	エプスタイン症候群	329	無虹彩症
204	エマヌエル症候群	246	メチルマロン酸血症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
205	脆弱X症候群関連疾患	247	イン吉草酸血症	289	クロンカイト・カナダ症候群	331	特異性多中心性キャッスルマン病
206	脆弱X症候群	248	グルコーストランスポーター1欠損症	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
207	総動脈幹遺残症	249	グルタル酸血症1型	291	ヒルシュブルグ病(全結腸型又は小腸型)	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
208	修正大血管転位症	250	グルタル酸血症2型	292	総排泄腔外反症	334	脳クレアチン欠乏症候群
209	完全大血管転位症	251	尿素サイクル異常症	293	総排泄腔遺残	335	ネフロン癆
210	単心室症	252	リジン尿性蛋白不耐症	294	先天性横隔膜ヘルニア	336	家族性低 β リボタンパク血症1(ホモ接合体)
211	左心低形成症候群	253	先天性葉酸吸収不全	295	乳幼児肝巨大血管腫	337	ホモシスチン尿症
212	三尖弁閉鎖症	254	ポルフィリン症	296	胆道閉鎖症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	297	アラジール症候群	339	MECP2重複症候群
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	256	筋型糖原病	298	遺伝性脾炎	340	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む)
215	ファロー四徴症	257	肝型糖原病	299	嚢胞性線維症	341	TRPV4異常症
216	両大血管右室起始症	258	ガラクトース-1-リン酸グリセリンリン酸フェラーゼ欠損症	300	IgG4関連疾患	342	LMNB1関連大脳白質脳症
217	エプスタイン病	259	レチンシステロール/アシルグリセリンリン酸フェラーゼ欠損症	301	黄斑ジストロフィー	343	PURA 関連神経発達異常症
218	アルポート症候群	260	シトステロール血症	302	レーベル遺伝性視神経症	344	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
219	ギャロウェイ・モフト症候群	261	タンジール病	303	アッシュヤー症候群	345	乳児発症 STING 関連血管炎
220	急速進行性糸球体腎炎	262	原発性高カイトロミクロン血症	304	若年発症型両側性感音難聴	346	原発性肝外門脈閉塞症
221	抗糸球体基底膜腎炎	263	脳髄黄色腫症	305	遅発性内リンパ水腫	347	出血性線溶異常症
222	一次性ネフローゼ症候群	264	無 β リボタンパク血症	306	好酸球性副鼻腔炎	348	ロウ症候群

【問 合 せ】 埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当 (→15ページ)





小児慢性特定疾病医療の給付

子どもの慢性疾病のうち、埼玉県が指定した疾病（小児慢性特定疾病一覧参照）の診療にかかる医療費の一部を給付しています。

【対象者】 次のすべての項目を満たす人

- ・ 埼玉県内に住所がある人
- ・ 指定疾病にかかっている対象年齢である人（新規申請18歳未満の人）
- ・ 何らかの医療保険に加入している人

ただし、他の医療給付制度で給付を受けている人（生活保護による医療給付は除く）は、原則としてこの制度の対象となりません。

【申請手続】 医師記入の意見書や患者本人の「住民票」などが必要となります。

詳しいことは、朝霞保健所にお問い合わせください。

【小児慢性特定疾病一覧】 (令和7年4月～)

疾患群	疾病の例示
01悪性新生物	白血病（16種類）、リンパ腫（6種類）、中枢神経系腫瘍（22種類）、固形腫瘍（43種類）など
02慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症、慢性糸球体腎炎、紫斑病性腎炎など
03慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息など
04慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症など
05内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病など
06膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスなど
07糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病など
08先天性代謝異常	糖原病Ⅰ型、フェニルケトン尿症など
09血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血など
10免疫疾患	後天性免疫不全症など
11神経・筋疾患	点頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症など
12慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群など
13染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、ダウン症候群、マルファン症候群など
14皮膚疾患	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病（神経線維腫症Ⅰ型）など
15骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症など
16脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脈奇形、原発性リンパ浮腫など

【問合せ】 埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当（→15ページ）

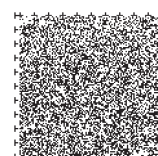
先天性血液凝固因子欠乏症等医療の給付

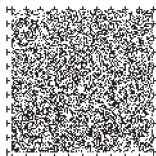
先天性血液凝固因子欠乏症等で医療を受けた場合の医療費の一部を支給しています。

【対象者】 次の全ての項目を満たす人

- ・ 埼玉県内に住所がある人
- ・ 指定疾患にかかっている20歳以上の人
（先天性血液凝固因子欠乏症等一覧参照）
- ・ 何らかの公的医療保険に加入している人

ただし、他の医療給付制度で給付を受けている人は、原則としてこの制度の対象となりません。





【先天性血液凝固因子欠乏症等一覧】

(令和2年12月1日現在)

1	第Ⅰ因子(フィブリノゲン)欠乏症	7	第Ⅹ因子(スチュアートプラウア)欠乏症
2	第Ⅱ因子(プロトロンビン)欠乏症	8	第Ⅺ因子(PTA)欠乏症
3	第Ⅴ因子(不安定因子)欠乏症	9	第Ⅻ因子(ヘイグマン因子)欠乏症
4	第Ⅶ因子(安定因子)欠乏症	10	第Ⅻ因子(フィブリン安定化因子)欠乏症
5	第Ⅷ因子欠乏症(血友病A)	11	von willebrand(フォン・ヴィルブランド)病
6	第Ⅸ因子欠乏症(血友病B)	12	血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症

原則として20歳以上の方が対象です。(上記疾患にかかった20歳未満の人は、小児慢性特定疾病の対象となります。)

ただし、血液凝固因子製剤に起因するHIV感染症の人は、20歳未満であっても対象となります。

【申請に必要なもの】 患者本人の「住民票」などが必要となります。
詳しいことは、朝霞保健所にお問い合わせください。

【問 合 せ】 埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当(→15ページ)

難病患者入院見舞金の支給

国や埼玉県の指定した難病*のため、医療機関等に入院した場合に見舞金を支給します。
ただし、検査入院は除きます。

※「難病」とは、国や県が指定した指定難病、小児慢性特定疾病及び先天性血液凝固因子欠乏症等をいいます。

【対 象 者】 ・入院日に市内に住所がある人
・埼玉県の指定難病医療受給者証又は、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人
※対象となる入院は、指定難病医療受給者証等に記載された有効期間内のものとなります。

【見舞金の額】 入院1回につき3万円
1年度(4月1日から3月31日まで)につき1回まで
※入院日から1年以内に申請してください。

【支 払 時 期】 申請月の翌月末(土・日・祝日の場合は、その直前の平日)に支払います。

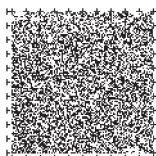
【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当(→10ページ)

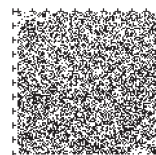
結核医療費の公費負担

結核に感染し、発病又は発病する恐れがあり、治療が必要な場合に医療費を負担します。

【申 請 手 続】 詳しいことは、朝霞保健所にお問い合わせください。

【問 合 せ】 埼玉県朝霞保健所保健予防推進担当(→15ページ)





埼玉県障害者歯科相談医制度

「埼玉県障害者歯科相談医」は、障害のある人が安心してかけられる地域の相談医です。
また、治療が困難な障害者のために、必要に応じて次の県立施設で治療が受けられるように紹介を行っています。

【県立施設障害者歯科診療所】

名 称	所 在 地	☎
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	草加市柿木町1215-1	048-936-5088
埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里1848	0493-62-6221
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	朝霞市青葉台1-10-60	048-466-1411
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見1998	048-573-2021
(一社)埼玉県歯科医師会 口腔保健センター	さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65	048-835-3210

【問 合 せ】 埼玉県保健医療部健康長寿課 健康長寿担当
☎ 048-830-3585 FAX 048-830-4804
E-mail a3570@pref.saitama.lg.jp

ひとり親家庭等医療費の支給

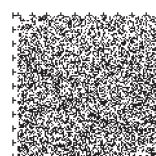
母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭、又は父（母）に一定の障害がある家庭の人が、病院などで診療を受けた場合に、保険診療の自己負担金を助成します。

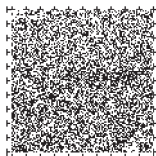
ただし、他の公費負担や健康保険により、高額療養費や付加給付等が支給される場合は、その額を除きます。また、入院時の食事療養費標準負担金や保険外負担等は対象となりません。

※児童扶養手当（→資料編110ページ）に準じた所得制限があります。

詳しくは、担当課までご相談ください。

【問 合 せ】 ネウボラ課手当医療担当（→10ページ）





自立支援医療（更生医療・育成医療・精神障害者通院医療）

『自立支援医療』とは、障害をお持ちの方々が、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療のことをいいます。

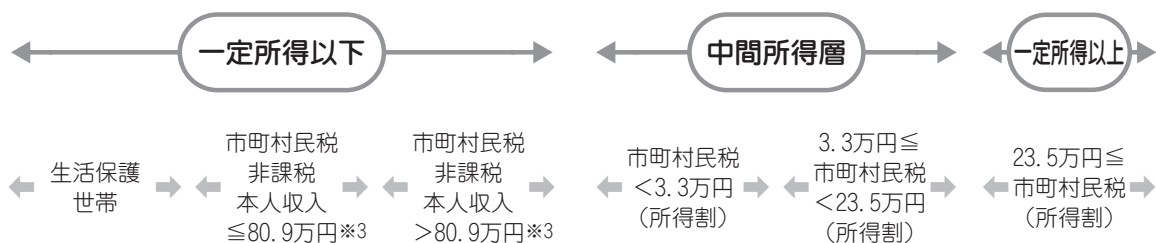
指定の医療機関で医療を受けた場合、どの障害の人も医療費の1割が原則として自己負担となります。ただし、所得等に応じて上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようにになっています。

<医療費の負担上限>

自己負担については原則として医療費の1割負担

ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定

また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担



一定所得以下			中間所得層		一定所得以上
生活保護	低所得 1 負担上限月額	低所得 2 負担上限月額	負担上限月額： 医療保険の自己負担限度		一定所得以上 公費負担の 対象外
負担 0 円	2,500 円	5,000 円	育成医療		医療保険の 負担割合・ 負担限度額
			負担上限月額 ※2 5,000 円	負担上限月額 ※2 10,000 円	
			高額治療継続者（「重度かつ継続」）※1		
			中間所得層 1 負担上限月額	中間所得層 2 負担上限月額	一定所得以上 （重継）※2 負担上限月額
			5,000 円	10,000 円	20,000 円

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

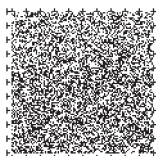
① 疾病、症状等から対象となる者

- 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者
- 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

② 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
医療保険の多数該当の者

※2 障害者総合支援法施行令附則第十二条及び第十三条に基づく、自立支援医療の支給認定に係る政令で定める基準及び負担上限月額の経過的特例措置。令和9年3月31日まで。
ただし、この経過的特例措置が延長された場合は、引き続きそれぞれに設定された負担上限月額で自立支援医療を受けることができます。

※3 令和8年7月以降は826,500円



① 更生医療の給付

国等が指定する医療機関で、障害の除去や軽減、機能を回復するための医療を受けることができます。手術・治療等を受ける前に、申請等が必要ですので、あらかじめご相談ください。

【対象者】 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方

【医療の内容】 ① 肢体不自由によるもの
② 視覚障害によるもの
③ 聴覚・平衡機能障害によるもの
④ 音声・言語・そしゃく機能障害によるもの
⑤ 内部障害によるもの（心臓・腎臓・肝臓・小腸機能障害に限る）
※呼吸機能障害、ぼうこう・直腸機能障害によるものは対象になりません。
⑥ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

【申請に必要なもの】

身体障害者手帳、医学的意見書、医療費概算額算定書、マイナンバーカード、健康保険資格がわかるもの、所得が確認できる資料（その他、医療の内容により、必要な書類等があります。）

※医学的意見書の作成日から3か月以内に申請してください。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

② 育成医療の給付

身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、確実な治療効果が期待できる方が、指定医療機関において医療を受ける場合に給付されます。

手術・医療等を受ける前に、申請等が必要ですのであらかじめご相談ください。

【対象者】 18歳未満で、次のいずれかの障害に該当し、確実な治療効果を期待できる方

①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平衡機能障害
④音声・言語機能障害 ⑤内臓障害 ⑥免疫機能障害

※心臓機能障害及びじん臓機能障害を除く内臓疾患は先天性のものに限る

※内臓障害は外科治療によるものとする（内科治療のみのものは除く）

※腎臓障害については、透析療法及びこれに伴う医療によるものに限る

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

③ 精神障害者通院医療費

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、躁うつ病、てんかんなどの精神障害治療のため、継続的な通院治療が必要な場合に医療費の一部を公費で負担しています。

【利用者負担額について】

指定の医療機関での自己負担（窓口で支払う分）が、一律1割になります。

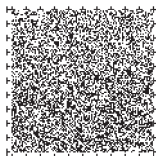
「世帯」の所得、課税状況及び病状に応じて月額自己負担上限額が定められます。

また、一定以上の所得がある場合は、給付の対象外になります。

【有効期間】 自立支援医療の有効期間は、1年です。期間延長を希望する場合は、再認定申請の手続きが必要です。（再認定手続きは3ヶ月前からできます。）

【対象者】 通院により精神疾患の治療を受けている人

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



【申請に必要なもの】

書類一覧	備 考
①自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書	用紙は障害福祉課窓口にあります。
②意見書（自立支援医療精神通院用）	主治医が作成するもので、別途費用がかかります。意見書作成日から3か月以内に申請してください。
③マイナンバーカード	
④健康保険資格がわかるもの	同一の健康保険加入者全員分
⑤「世帯」の所得状況を確認できるもの ・「世帯」員の市町村民税(非)課税証明書 ・生活保護受給証明書 ・その他、受給者の収入が確認できる書類 など	申請をする年（申請日が1～6月の場合は、前年）の1月1日に和光市に住民登録がある方は、「課税状況確認の同意書」の提出があれば、添付不要です。
⑥自立支援医療受給者証（精神通院医療）	すでに持っている方のみ
⑦精神障害者保健福祉手帳	すでに持っている方のみ

※再認定の方の場合、申請書に添付する意見書の提出は原則2年に1度です。ただし、医療機関で必要とした場合は提出してください。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

精神障害者通院医療費助成制度（市の制度）

自立支援医療費（精神障害者通院医療費）（→33ページ）を利用した際の、自己負担分（窓口で支払う分）の医療費の2分の1を助成します。

※重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方は、そちらの制度が優先となります。

【対 象 者】 市内に住所があり、自立支援医療費（精神障害者通院医療費）を利用して、医療費の自己負担分が1割に減額されている人

【申請手続】

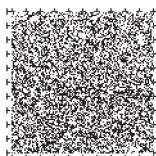
申請手続きに必要なもの	備 考
精神通院医療受給者負担医療費支給申請書 ※1	受診した月・医療機関ごとに1枚ずつ必要
上限額管理票のコピー	
医療機関等（薬局含む）から発行された領収書 ※2	原本提出。原本を返却希望の場合はあわせてコピーも提出。
ご本人名義の銀行口座番号 （預金通帳、キャッシュカードなど）	初めて申請する場合及び、内容に変更があった場合のみ

※1 市役所障害福祉課の窓口にあります。また、和光市ホームページからダウンロードすることもできます。

※2 精神通院医療受給者負担医療費支給申請書に、医療機関が領収内容を記載することも可能です。

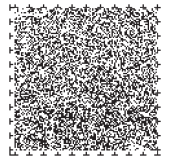
【支 払 時 期】 申請月の翌月20日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に支払います。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当
（→10ページ）





第4章 手当・年金



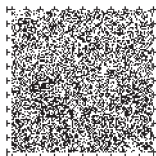
在宅重度心身障害者手当

- 【対 象 者】 次の①～⑤に該当し、市内に住所がある住民税非課税の在宅の障害者
- ① 身体障害者手帳1・2級の人
 - ② 療育手帳A・Aの人
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1・2級の人
 - ④ 最重度・重度の知的障害があると判定された人
 - ⑤ 20歳未満でB（中度）の知的障害があると判定された人
- 【支給制限】 ・特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過措置）の受給者
・施設に入所中の人（病院や老人保健施設、有料老人ホーム等は手当支給の対象になります）
・住民税が課税されている人
- 【手当月額】 月額8,000円
- 【支払時期】 7月・11月・3月の20日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に4か月分をまとめて支払います。
申請月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、申請月）分から支給します。
- 【申請に必要なもの】
手帳、受給者名義の普通預金口座、市町村民税（非）課税証明書
※省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

特別障害者手当

- 【対 象 者】 20歳以上であって、精神又は身体の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある人（障害基礎年金1級程度の障害が重複する人及びそれと同程度以上と認められる人）
※特別障害者手当の該当基準（→資料編106ページ）
- 【支給制限】 ・所得制限（→資料編110ページ）（所得は毎年8月に審査します）
・施設に入所中の人
（病院や老人保健施設、有料老人ホーム等は支給手当の対象になります）
・継続して3か月を超えて入院している人
- 【手当月額】 月額30,450円（令和8年4月～）
- 【支払時期】 2月・5月・8月・11月の10日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に3か月分をまとめて支払います。
申請月の翌月分から支給します。
- 【申請に必要なもの】
手当用診断書（所定のもの）、手帳、所得状況届、年金証書等の写し、前年中の年金収入の分かるもの、受給者名義の普通預金通帳
※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）





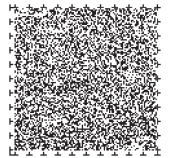
障害児福祉手当

- 【対 象 者】** 20歳未満であって、身体障害者手帳 1 級・2 級の一部の人、療育手帳[㊤]の人、常時介護を要する精神障害者その他同程度の障害を有する人
※障害児福祉手当の該当基準（→資料編106ページ）
- 【支 給 制 限】** ・所得制限（→資料編110ページ）（所得は毎年 8 月に審査します）
・障害を理由とする年金を受給している人
・施設に入所中の人（病院への入院は対象になります）
- 【手 当 月 額】** 月額16,560円（令和 8 年 4 月～）
- 【支 払 時 期】** 2 月・5 月・8 月・11月の10日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に 3 か月分をまとめて支払います。
申請月の翌月分から支給します。
- 【申請に必要なもの】**
手帳、手当用診断書（所定のもの）、所得状況届、受給者名義の普通預金通帳
※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問 合 せ】** 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

特別児童扶養手当

- 【対 象 者】** 次に該当する在宅の20歳未満の障害児を養育している保護者
① 身体障害者手帳 1 ～ 3 級、4 級の一部の児童
② 療育手帳[㊤]・A・B の児童
③ 身体又は精神の障害が重複する場合であって、上記①・②と同程度の状態にある児童
※特別児童扶養手当の該当基準（→資料編105ページ）
- 【支 給 制 限】** ・所得制限（→資料編110ページ）
前年の所得が一定額以上の場合は支給停止になります。
受給資格者になった人は、年 1 回所得状況届の提出が必要です。
・障害を理由とする公的年金を受給している場合
・児童が施設に入所している場合
- 【手 当 月 額】** 重度障害児（1 級）：月額58,450円（令和 8 年 4 月～）
中度障害児（2 級）：月額38,930円（令和 8 年 4 月～）
- 【支 払 時 期】** 4 月・8 月・11月の11日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に 4 か月分をまとめて支払います。
- 【申請に必要なもの】**
手帳、診断書（所定のもの）、住民票（世帯全員のもの）、戸籍謄本（請求者及び児童）、受給者名義の普通預金通帳
※診断書を省略できる場合がありますので事前にご相談ください。
- 【問 合 せ】** 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

児童扶養手当



【対象者】 父母の離婚などによって父又は母と生計を同じくしていない子どもや、父又は母に一定の障害のある子どもを育てている人に支給される手当です。

【支給制限】 次に該当する場合は支給制限があります。

- ・申請者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が児童福祉施設、少年院（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
- ・父、母、養育者又は児童が遺族基礎年金などの公的年金（老齢福祉年金は除く）を受けることができるとき

※ただし、平成26年12月1日より、父、母、養育者又は児童が公的年金等を受給し、その額が児童扶養手当額より低い場合、差額分の手当を受給することができる場合があります。

- ・婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状態（内縁状態など）のとき
- ・平成10年3月31日以前に支給要件（離婚など）に該当している母又は養育者
- ・所得制限（→資料編110ページ）

申請する人又は同居親族の前年（認定請求提出が1月～9月の場合は前々年）の所得が一定額以上の場合には全額支給停止となります。

受給資格者になった人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。

【手当月額】 ①子ども1人の場合

- ・全部支給：月額48,050円（令和8年4月～）
- ・一部支給：所得に応じて48,040円～11,340円

②子ども2人以上の場合

- ・全部支給：月額11,350円（令和8年4月～）
- ・一部支給：所得に応じて11,340円～5,680円

【支払時期】 1月・3月・5月・7月・9月・11月の11日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）の年6回に2か月分をまとめて支払います。

【申請に必要なもの】

受給者名義の普通預金口座 等

※受給の条件によって別途書類（戸籍謄本等）が必要となります。事前にお問い合わせください。

【問合せ】 ネウボラ課手当医療担当（→10ページ）

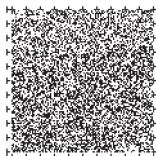
福祉手当（経過的措置）

昭和61年3月31日時点で国の制度の福祉手当を受給していた20歳以上の人のうち、特別障害者手当、障害を理由とする年金のいずれの支給も受けられない人に、引き続き手当を支給します。

ただし、所得に応じた支給制限があります。

また、施設に入所中の方は受けられません。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



手当を受けられる人へのお願い

1. 手当を受けられる人は、次のときには資格喪失となりますので、必ず「資格喪失届」を市役所障害福祉課（→10ページ）に提出してください。
 - ・施設に入所したとき
 - ・障害の程度が該当しなくなったとき
 - ・死亡したとき
 - ・病院、診療所に継続して3か月を超えて入院するに至ったとき（特別障害者手当の受給者のみ）
 - ・20歳になったとき（障害児福祉手当・在宅重度心身障害者手当の一部の人）
 また、氏名や住所が変わった場合は、速やかに届け出てください。
 なお、施設を退所した場合、障害の程度変更した場合、病院を退院した場合で、再度手当を受けようとする場合は、新たに申請する必要があります。
2. 手当（在宅重度心身障害者手当を除く）を受けている人は、毎年8月から9月上旬までの間に、現況届（所得現況届）を提出することになっています。この届を提出しないと8月以降の手当が受けられなくなります。

障害基礎年金（国民年金加入者）

国民年金加入中や20歳前に初診日※¹のある病気やケガにより、障害認定日※²に国民年金法で定める障害の状態にある人に支給されます。

※1 障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日

※2 障害認定日・・・原則として初診日から1年6か月を経過した日

- 【受給要件】**
- ① 国民年金に加入中か、60歳以上65歳未満の人が障害の状態になったとき
 - ② 20歳前に障害の状態になった人が20歳になったとき

【障害の状況】 障害認定日に一定程度の障害の状態であること（→資料編107ページ）

【納付要件】 ①の場合：初診日のある月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること。
 又は初診の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

②の場合：納付要件はありませんが、本人の所得制限があります。

【年金額】 障害等級は国民年金法の障害等級表に基づき決定されます。身体障害者福祉法とは認定に際する評価内容が異なるため、身体障害者手帳と必ずしも同一の等級ではありません。

1級障害 (令和8年4月分から)	昭和31年4月2日以後生まれの方	1,039,625円＋子の加算
	昭和31年4月1日以前生まれの方	1,036,625円＋子の加算
2級障害 (令和8年4月分から)	昭和31年4月2日以後生まれの方	831,700円＋子の加算
	昭和31年4月1日以前生まれの方	829,300円＋子の加算

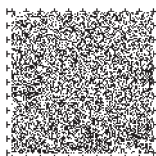
加算対象の子※の数	加算額（一人につき）
1人目・2人目	各239,300円
3人目以降	各79,800円

※加算対象の子とは、受給権者によって生計を維持している子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある又は20歳未満で障害等級1級または2級の障害者）です。

【支給月】 障害認定の属する月の翌月から障害等級の障害の状態に該当しなくなった日の属する月まで。偶数月に2か月分を支払います。

【請求に必要なもの】

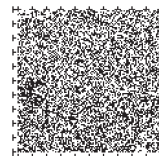
裁定請求書、年金手帳もしくは基礎年金番号通知書、戸籍謄本、世帯全員の



住民票、診断書、受診状況等証明書、病歴・就労状況申立書、本人名義の普通預金口座、印鑑 等

※請求される方の障害の状況等により異なりますので、必ずご相談ください。

【問 合 せ】 保険年金課年金後期高齢者医療担当



これから20歳を迎えられる人へ

障害基礎年金は請求しなければ受給できません。20歳の誕生日が来たら速やかに請求手続きをしてください。また、お渡しする用紙等もありますので、事前に窓口へご相談ください。

65歳以上の人へ

65歳以上で障害の状態になった人は原則として老齢基礎年金の受給者になるため、障害基礎年金は請求できません。(60歳ですでに老齢基礎年金を受給している人を含む)

障害厚生年金（厚生年金加入者）

障害厚生年金は、厚生年金加入中に初診日のある病気やケガにより障害基礎年金に該当する障害が生じたときに、障害基礎年金に上乗せして支給されます。

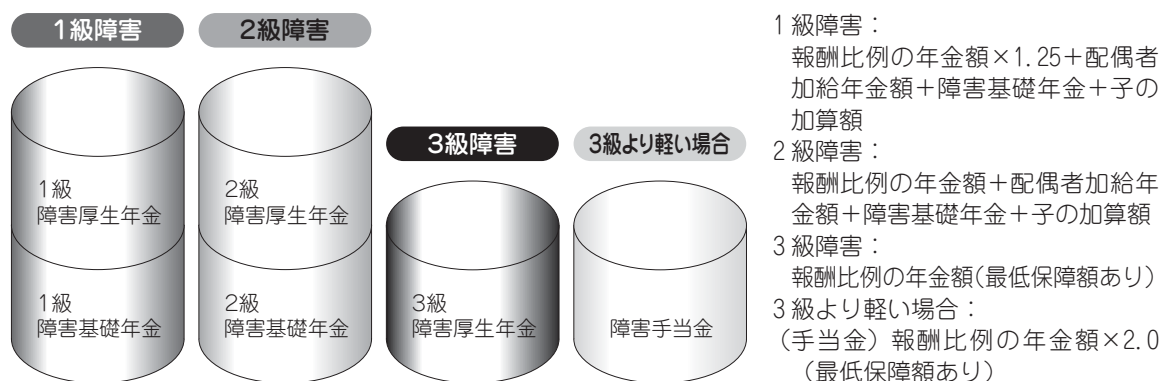
障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金保険独自の障害厚生年金（3級）又は障害手当金が支給されることがあります。

【受 給 要 件】 初診日に被保険者であること

【障害の状況】 障害認定日に一定程度の障害の状態であること（→資料編107～109ページ参照）

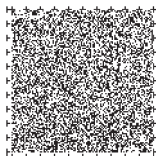
【納 付 要 件】 初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間（保険料を免除された期間を含む）が被保険者期間の3分の2以上あること、または初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないことが必要です。

【年 金 額】 障害基礎年金額に次の額の障害厚生年金が上乗せされます。



【問 合 せ】 初診日当時勤めていた事業所を受け持つ年金事務所
和光市内の事業所に勤めていた人は、川越年金事務所





障害年金受給者の国民年金保険料の法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人や1級・2級の障害年金を受けている人等は、障害年金の受給権のある期間について保険料が免除されます。ただし、原則として、障害厚生年金（障害共済年金）の3級は法定免除の対象となりません。

なお、法定免除に該当する人のうち、保険料の納付を希望される方は、申出により納付することもできますので、保険年金課年金後期高齢者医療担当までご相談ください。

心身障害者扶養共済制度

障害のある人を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある人に終身一定額の年金を支給する制度です。

- 【加入資格】** 障害のある人を扶養している保護者で、次のすべての要件を満たす人
- ・年齢が65歳未満であること（毎年度4月1日時点）
 - ・加入時に県内（さいたま市は除く）に住んでいること
 - ・特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入可能な健康状態であること
- 【障害のある方の範囲】** 次のいずれかに該当する人
- ・知的障害があると判定されている人
 - ・身体障害者手帳1～3級
 - ・精神又は身体に永続的な障害のある方で上記と同程度の障害がある人
- 【加入口数】** 障害のある人1人につき2口まで
- 【毎月掛金】** 加入者の加入時の年齢により、1口当たり次の通りです。

（令和7年4月1日現在） 単位：円

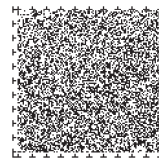
加入時の年齢	～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
月額掛金	9,300	11,400	14,300	17,300	18,800	20,700	23,300

※所得、加入期間により掛金が減額、免除される場合があります。

- 【年金額】** 1口加入の方：月額20,000円
2口加入の方：月額40,000円
- 【弔慰金】** 1年以上加入した後に、加入者より先に障害のある人が死亡した場合は、一時金として加入期間に応じて弔慰金が支給されます。
- 【申請に必要なもの】**
申込書、申込者告知書、手帳及び年金証書等、住民票の写し（保護者、障害のある人それぞれのもの）、印鑑など
- 【問合せ】** 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



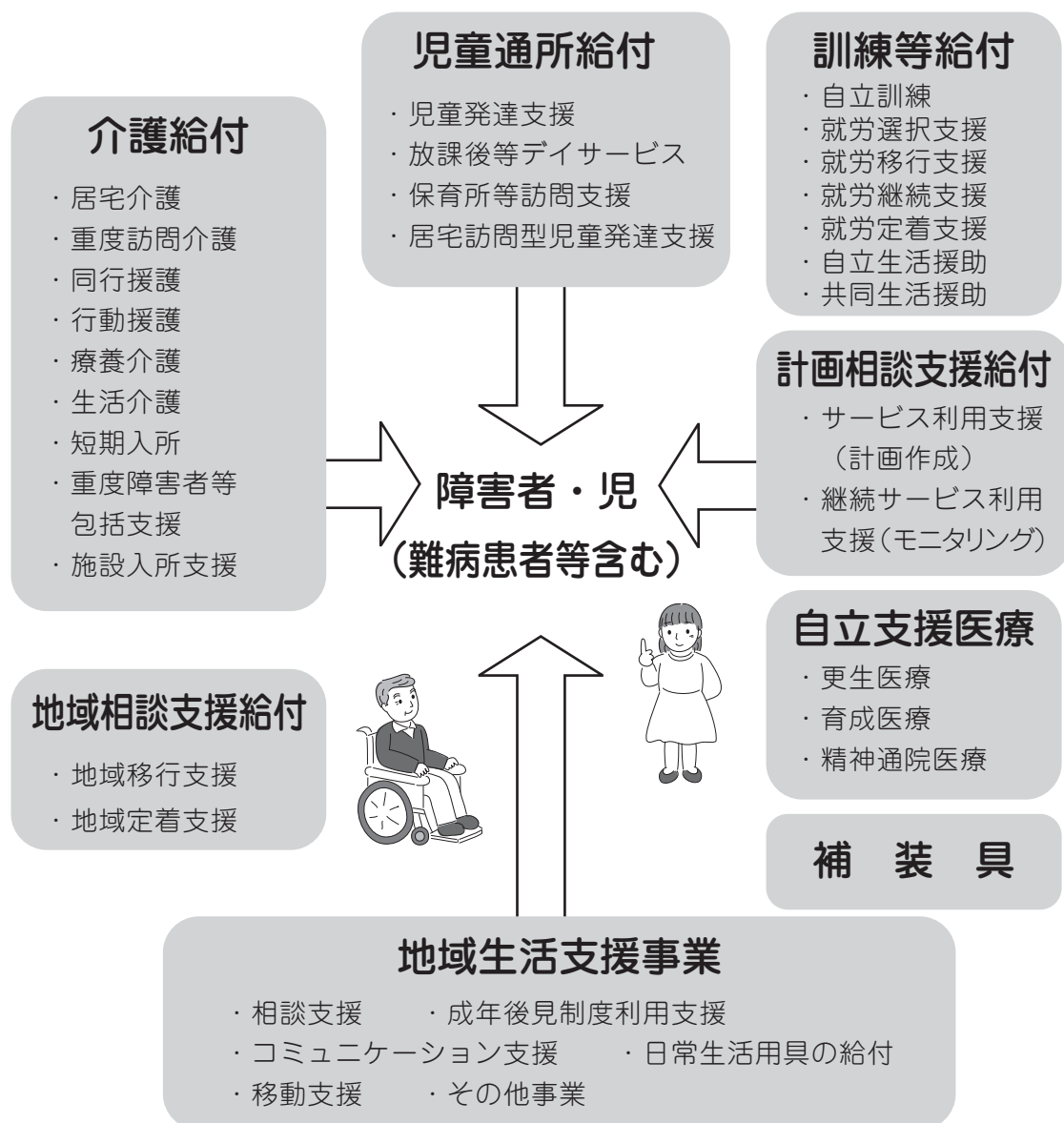
第5章 障害福祉サービス (障害者総合支援法・児童福祉法)



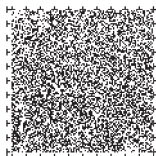
「障害者総合支援法・児童福祉法」は、障害のある方が同じ制度のもと、地域で自立した生活ができるようにと定められました。障害のある方々が地域の中で自分らしい生活を送るための制度です。障害福祉サービスの対象者には難病患者等が含まれます。

- ＜特 徴＞
- ① 障害の種類によらない共通のサービス
 - ② 働きたい人の支援
 - ③ 身近な地域でサービスを利用

総合的な自立支援システム



- * 自立支援医療については、32ページ参照。
- * 補装具については、51ページ参照。
- * 障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲については48ページ参照。



障害福祉サービスの内容

【利用できるサービス】

福祉サービスは、次の3つに大別されます。

- ① 在宅生活を支援する『訪問系サービス』
- ② 施設への通所や入所施設での昼間のサービスである『日中系サービス』
- ③ 入所施設での夜間のサービスやグループホームなどの『居住系サービス』

【サービスを利用するには】

指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所でサービス等利用計画を作成する必要があります。

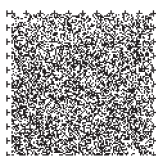
※P45～P47参照

① 訪問系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：自宅で介護が必要な人)	身体障害 知的障害 精神障害	区分1～6
	重度訪問介護	自宅において入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。(対象者：重度の肢体不自由者で、常時介護が必要な人)	身体障害	区分4～6
	同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつや食事の介護など必要な援助を行います。	身体障害 (視覚)	非該当 区分1～6
	重度障害者等 包括支援	居宅介護などの複数のサービスを組み合わせる包括的に支援を行います。(対象者：寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人)	身体障害 知的障害 精神障害	区分6
	行動援護	外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。(対象者：知的障害や精神障害により行動上の障害がある人など)	知的障害 精神障害	区分3～6
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。 (対象者：短い間、自宅に介護者がいない人など)	身体障害 知的障害 精神障害	区分1～6

② 日中系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	療養介護	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。(対象者：長期の入院による医療ケアと常時介護を必要とする人など)	身体障害	区分5～6
	生活介護	昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。(対象者：常に介護が必要な人など)	身体障害 知的障害 精神障害	区分3～6 区分2 (50歳以上)



種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
訓練等給付	自立訓練	「機能訓練」 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能向上に必要な訓練を行います。	身体障害	期限：有
		「生活訓練」 障害の状況から自立生活が困難な人に、地域生活に必要な生活能力向上のための訓練を行います。	知的障害 精神障害	期限：有
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。	・就労移行支援または就労継続支援を利用している障害者 ・就労移行支援または就労継続支援の利用を希望している障害者	期限：有
	就労移行支援	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 (対象者：一般企業への就労を希望する人など)	65歳未満の障害者	期限：有
	就労継続支援	「雇用型」：A型 就労が困難な人に働く場を提供すると共に、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満の障害者	期限：無
		「非雇用型」：B型 企業での就労が困難な人、一定の年齢に達している人などに働く場を提供すると共に、必要な訓練を行います。	身体障害 知的障害 精神障害	期限：無
	就労定着支援	就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者	期限：有

③ 居住系サービス

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象	区分等
介護給付	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護などを行います。(対象者：夜間において介護が必要な人、通所では自立訓練や就労移行支援の利用が困難な人など)	身体障害 知的障害 精神障害	区分4～6 区分3 (50歳以上)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要とせず、就労している又は、自立訓練・就労移行支援等を利用する方に夜間や休日に日常生活の支援を行います。	身体障害 (65歳未満) 知的障害 精神障害	非該当 区分1～6
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人に定期的に訪問し、必要な確認助言や医療機関との連絡調整等を行います。	知的障害 精神障害	期限：有

④ その他

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象者等
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害者などに対して、住宅の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。	・障害者支援施設に入所している障害者 ・精神科病院に入所している精神障害者
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態に相談やその他の便宜を供与します。	居宅において単身または同居家族による支援を受けられない障害者

⑤ 児童通所サービス（児童福祉法）

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象者等
児童通所給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等又はこれに併せて治療を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童。治療については、肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要であると認められる児童。
	放課後等デイサービス	就学している障害児について、放課後等に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行います。	学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる児童。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設として、市町村が認めた施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる児童。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援等を行います。	重度心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童。

⑥ 計画相談支援

種類	サービスの名称	サービスの内容	対象者等
計画相談支援給付	サービス利用支援（サービス等利用計画作成）	障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容を記載した「サービス等利用計画」を作成する。	障害福祉サービス申請者等
	継続サービス利用支援（モニタリング）	サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、モニタリング期間ごとに、サービス利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、その他の事情を勘案し、「サービス等利用計画」の見直しを行う。	サービス等利用計画が作成された障害者等

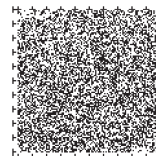
和光市の指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所一覧（令和8年3月1日現在）

事業所名	住所	電話番号	FAX	指定特定	指定障害児
和光市南地域生活支援センター	埼玉県和光市南1丁目23番1号	048-452-7602	048-452-7603	○	○
和光市中央地域生活支援センター	埼玉県和光市丸山台2丁目20-15	048-468-2311	048-468-2315	○	○
和光市地域生活支援センターひなげし	埼玉県和光市本町28-8 地域医療支援センター3階	048-464-7505	048-464-7506	○	○
和光市児童発達支援センターやまぼうし	埼玉県和光市広沢1-5-52	048-458-0673	048-458-0674		○

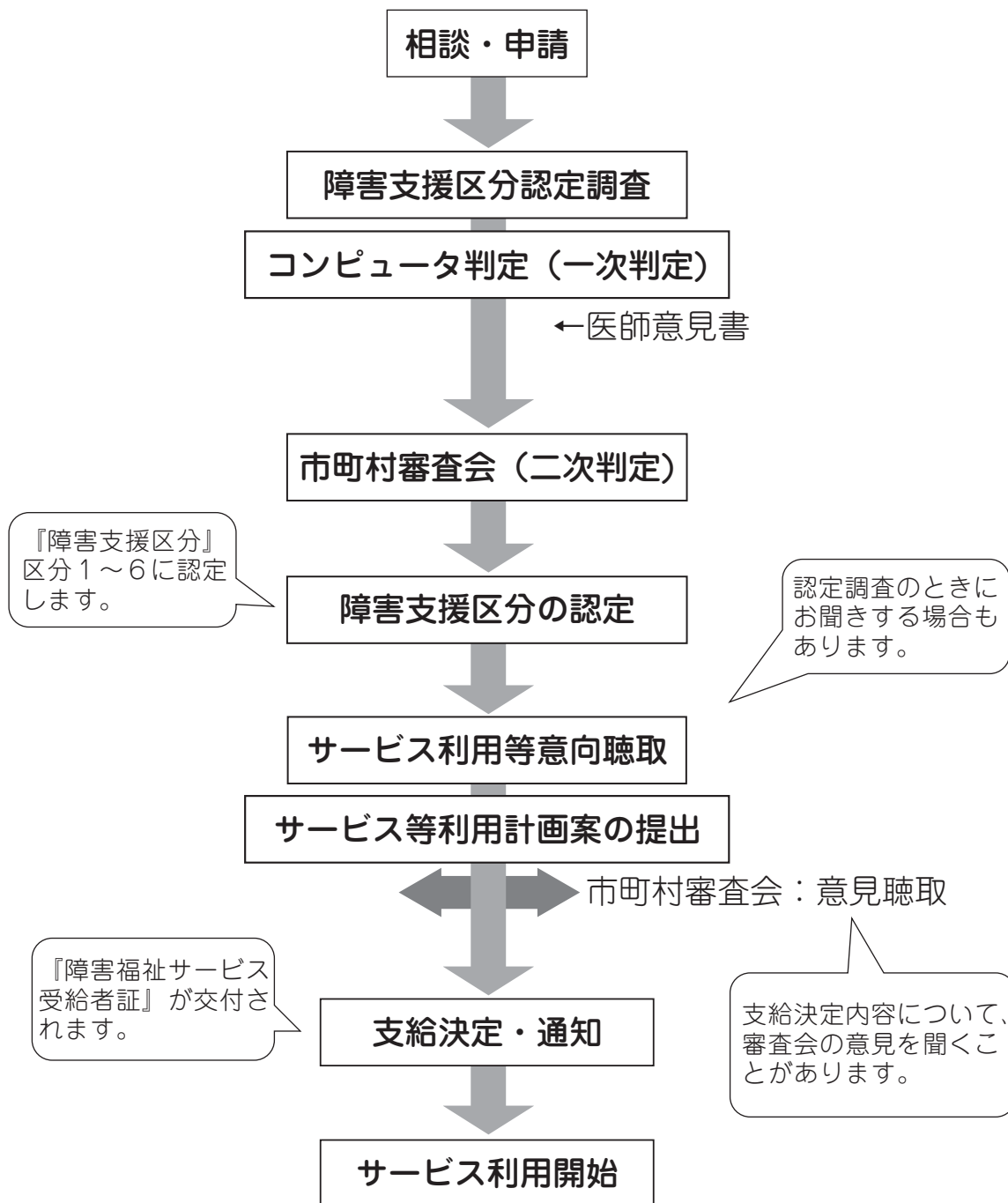
※指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）とは…

障害福祉サービス及び障害児通所サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行い、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援専門員がきめ細かく支援を行う事業所

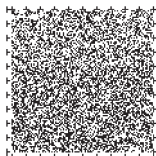
【問い合わせ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



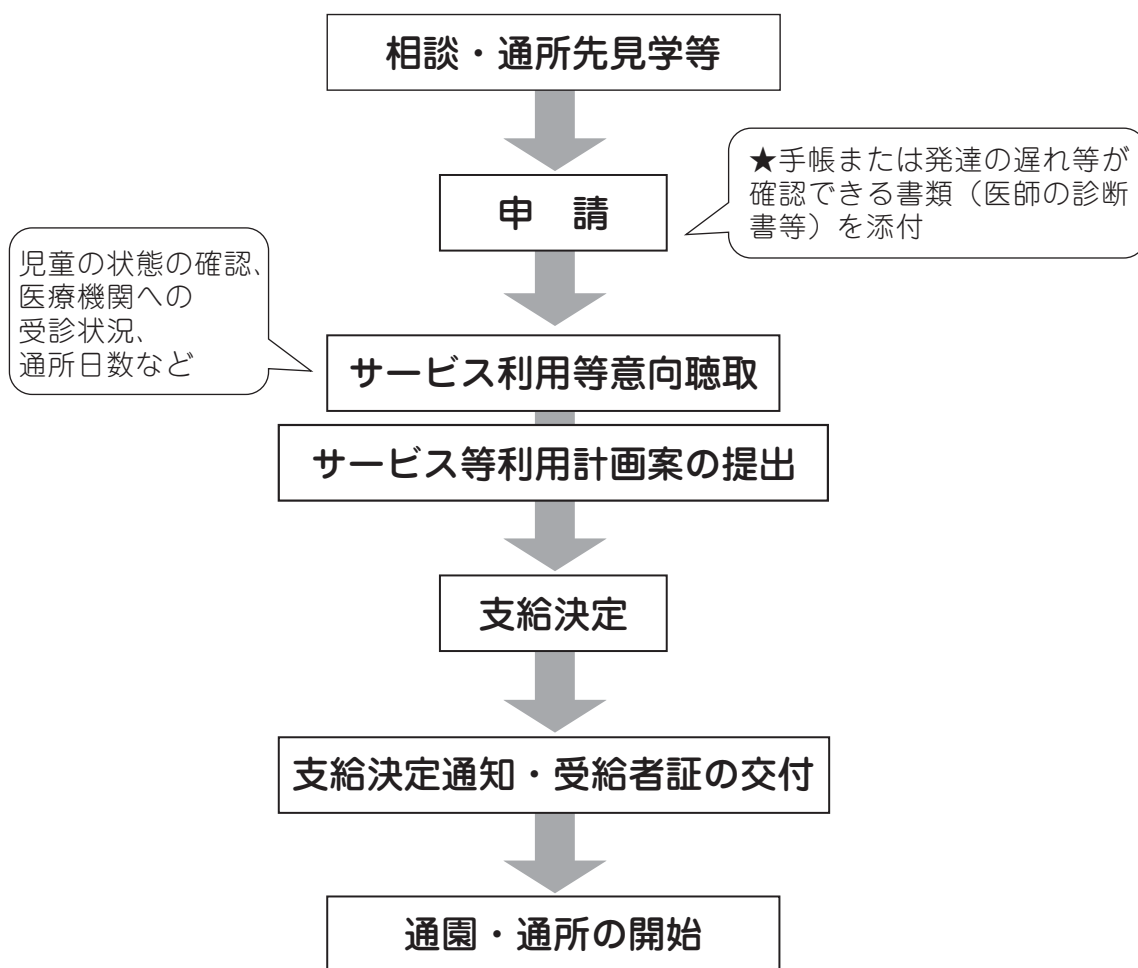
～介護給付の場合～



- * 訓練等給付の場合、障害支援区分認定は行わず、認定調査の内容やサービス利用の意向をもとに支給決定を行います。
- * 障害児の場合、原則、障害支援区分認定や審査会は行いません。



～児童通所サービスの場合～



※申請から利用開始まで3ヵ月程度お時間がかかる場合がございます。

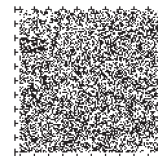
サービス利用の費用

サービスを利用した場合は、負担能力に応じた利用者負担を支払います。ただし、負担能力に応じた上限額が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

- 食費や光熱費などの実費は利用者の負担となります。
- 所得は住民票世帯の範囲で認定します。
補装具（51ページ）についても同様の認定になります。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 （施設に入所する18、19歳を除く）	サービス利用者とその配偶者
障害児 （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

利用者負担の上限額（月額）は次のとおりとなります。（平成27年3月～）



●全てのサービス利用者●

福祉サービス区分		生活保護 世帯	市民税非 課税世帯	市民税課税世帯（市民税所得割）			
				16万未満	28万未満	46万未満	46万以上
居宅 通所	障害者	0 円	0 円	9,300円	37,200円		
	障害児			4,600円		37,200円	
入所	障害者			37,200円			
	障害児			9,300円		37,200円	

※ 18歳未満の方がサービスを利用する場合は、保護者の収入等により認定します。

- * 介護保険サービスを併せて利用している場合や、同じ世帯で障害福祉サービスを利用している方が複数いる場合は、それぞれの利用者負担額の合算額に上記の上限額が適用されます。
- * 利用者負担を支払うことで生活保護基準に該当する場合は、より低い上限額が適用されます。
- * 施設入所等のサービス利用者は、収入・資産状況に応じて食事・光熱費の負担を軽減する制度があります。
- * 補装具についても同様の上限額になります。ただし、市民税課税世帯の方は37,200円が上限額になります。
- * 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費
同一世帯に障害福祉サービスを利用する者が複数いる場合、一人の障害者が複数の障害福祉サービスを利用する場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により、世帯における利用者負担を負担上限月額まで軽減を図ります。

地域生活支援事業

障害のある方が自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、地域生活支援事業を実施しています。障害福祉サービスなどと組み合わせて利用できます。

●相談支援事業

障害のある方やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行います。主に地域生活支援センターで相談に応じています。（→44ページ）

●成年後見制度利用促進事業（権利擁護事業）（→61、62ページ）

●コミュニケーション支援事業（手話通訳者、要約筆記者派遣）（→68ページ）

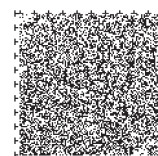
●日常生活用具の給付（→52ページ）

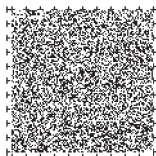
●移動支援事業（→59ページ）

●栄養改善サービス事業

●その他事業

- ・訪問入浴サービス事業（→61ページ）
- ・日中一時支援事業（→59ページ）
- ・生活サポート事業（→58ページ）



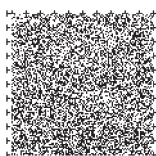


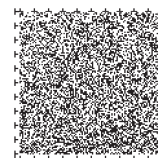
【障害者総合支援法の対象疾病一覧】

(令和7年4月～)

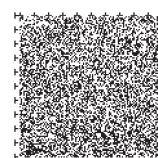
※ 新たに対象となる疾病（7疾病） △ 表記が変更された疾病（2疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

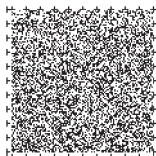
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	43	円錐角膜	○ 85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
2	アイザックス症候群	44	黄色靱帯骨化症	86	クルーゾン症候群
3	IgA 腎症	45	黄斑シストロフィー	87	グルコーストランスポーター1欠損症
4	IgG4関連疾患	46	大田原症候群	88	グルタル酸血症1型
5	亜急性硬化性全脳炎	47	オクシピタル・ホーン症候群	89	グルタル酸血症2型
6	アジソン病	48	オスラー病	90	クロウ・深瀬症候群
7	アッシャー症候群	49	カーニー複合	91	クローン病
8	アトピー性脊髄炎	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	92	クロンカイト・カナダ症候群
9	アペール症候群	51	潰瘍性大腸炎	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症
10	アミロイドーシス	52	下垂体前葉機能低下症	94	結節性硬化症
11	アラジール症候群	53	家族性地中海熱	95	結節性多発動脈炎
12	アルポート症候群	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	96	血栓性血小板減少性紫斑病
13	アレキサンダー病	55	家族性良性慢性天疱瘡	97	限局性皮膚異形成
14	アンジェルマン症候群	56	カナバン病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
15	アントレー・ピクスラー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	99	原発性局所多汗症 ○
16	イソ古草酸血症	58	歌舞伎症候群	100	原発性硬化性胆管炎
17	一次性ネフローゼ症候群	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	101	原発性高脂血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	60	カルニチン回路異常症	102	原発性側索硬化症
19	1p36欠失症候群	61	加齢黄斑変性	○ 103	原発性胆汁性胆管炎
20	遺伝性自己炎症疾患	62	肝型膠原病	104	原発性免疫不全症候群
21	遺伝性シストニア	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)	105	顕微鏡的大腸炎 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	64	環状20番染色体症候群	106	顕微鏡的多発血管炎
23	遺伝性膵炎	65	関節リウマチ	107	高IgD 症候群
24	遺伝性鉄芽球形貧血	66	完全大血管転位症	108	好酸球形消化管疾患
25	ウィーバー症候群	67	眼皮膚白皮症	109	好酸球形多発血管炎性肉芽腫症
26	ウィリアムズ症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症	110	好酸球形副鼻腔炎
27	ウィルソン病	69	ギャロウェイ・モフト症候群	111	抗糸球体基底膜腎炎
28	ウエスト症候群	70	急性壊死性脳症	○ 112	後縦靱帯骨化症
29	ウェルナー症候群	71	急性網膜壊死	○ 113	甲状腺ホルモン不応症
30	ウォルフラム症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	114	拘束型心筋症
31	ウルリッヒ病	73	急速進行性糸球体腎炎	115	高チロシン血症1型
32	HTRA1関連脳小血管病	74	強直性脊椎炎	116	高チロシン血症2型
33	HTLV-1関連脊髄症	75	巨細胞性動脈炎	117	高チロシン血症3型
34	ATR-X 症候群	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	118	後天性赤芽球癆
35	ADH 分泌異常症	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	119	広範脊柱管狭窄症
36	エーラス・ダンロス症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	120	膠様滴状角膜シストロフィー
37	エプスタイン症候群	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	121	抗リン脂質抗体症候群
38	エプスタイン病	80	筋萎縮性側索硬化症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※
39	エマヌエル症候群	81	筋型膠原病	123	コケイン症候群
40	MECP2重複症候群	82	筋シストロフィー	124	コステロ症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症	※ 83	クッシング病	125	骨形成不全症
42	遠位型ミオパチー	84	クリオピリン関連周期熱症候群	126	骨髄異形成症候群 ○





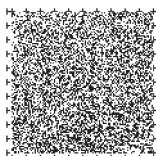
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
127	骨髄線維症 ○	170	進行性ミオクロースてんかん	213	総排泄腔遺残
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214	総排泄腔外反症
129	5p 欠失症候群	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	215	ソトス症候群
130	コフィン・シリス症候群	173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
131	コフィン・ローリー症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
132	混合性結合組織病	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	218	大脳皮質基底核変性症
133	鰓耳腎症候群	176	スミス・マギニス症候群	219	大理石骨病
134	再生不良性貧血	177	スモン ○	220	ダウン症候群 ○
135	サイトメガロウイルス角膜炎皮炎 ○	178	脆弱 X 症候群	221	高安静脈炎
136	再発性多発軟骨炎	179	脆弱 X 症候群関連疾患	222	多系統萎縮症
137	左心低形成症候群	180	成人発症スチル病	223	タナトフォリック骨異形成症
138	サルコイドーシス	181	成長ホルモン分泌亢進症	224	多発血管炎性肉芽腫症
139	三尖弁閉鎖症	182	脊髄空洞症	225	多発性硬化症/視神経脊髄炎
140	三頭酵素欠損症	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
141	CFC 症候群	184	脊髄髄膜瘤	227	多発性嚢胞腎
142	シェーグレン症候群	185	脊髄性筋萎縮症	228	多脾症候群
143	色素性乾皮症	186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症	229	タンジール病
144	自己貪食空胞性ミオパチー	187	前眼部形成異常	230	単心室症
145	自己免疫性肝炎	188	全身性エリテマトーデス	231	弾性線維性仮性黄色腫
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	189	全身性強皮症	232	短腸症候群 ○
147	自己免疫性溶血性貧血	190	先天異常症候群	233	胆道閉鎖症
148	四肢形成不全 ○	191	先天性横隔膜ヘルニア	234	遅発性内リンパ水腫
149	シトステロール血症	192	先天性核上性球麻痺	235	チャーシ症候群
150	シトリン欠損症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
151	紫斑病性腎炎	194	先天性魚鱗癬	237	中毒性表皮壊死症
152	脂肪萎縮症	195	先天性筋無力症候群	238	腸管神経節細胞僅少症
153	若年性特異性関節炎	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	239	TRPV4異常症
154	若年性肺気腫	197	先天性三尖弁狭窄症	240	TSH 分泌亢進症
155	シャルコー・マリー・トゥース病	198	先天性腎性尿崩症	241	TNF 受容体関連連周期性症候群
156	重症筋無力症	199	先天性赤血球形成異常性貧血	242	低ホスファターゼ症
157	修正大血管転位症	200	先天性僧帽弁狭窄症	243	天疱瘡
158	出血性線溶異常症 ※	201	先天性大脳白質形成不全症	244	特異性拡張型心筋症
159	ジュベール症候群関連疾患	202	先天性肺静脈狭窄症	245	特異性間質性肺炎
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	203	先天性風疹症候群 ○	246	特異性基底核石灰化症
161	神経細胞移動異常症	204	先天性副腎低形成症	247	特異性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	248	特異性後天性全身性無汗症
163	神経線維腫症	206	先天性ミオパチー	249	特異性大腿骨頭壊死症
164	神経有棘赤血球症	207	先天性無痛無汗症	250	特異性多中心性キャスルマン病
165	進行性核上性麻痺	208	先天性葉酸吸収不全	251	特異性門脈圧亢進症
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	209	前頭側頭葉変性症	252	特異性両側性感音難聴
167	進行性骨化性線維異形成症	210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	253	突発性難聴 ○
168	進行性多巣性白質脳症	211	早期ミオクローニ脳症	254	ドラベ症候群
169	進行性白質脳症	212	総動脈幹遺残症	255	中條・西村症候群





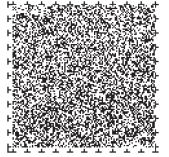
番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
256	那須・ハコラ病	297	肥満低換気症候群 ○	338	ミオクロニー欠伸てんかん
257	軟骨無形成症	298	表皮水疱症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	299	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)	340	ミトコンドリア病
259	22q11.2欠失症候群	300	VATER 症候群	341	無虹彩症
260	乳児発症 STING 関連血管炎 ※	301	ファイファー症候群	342	無脾症候群
261	乳幼児肝巨大血管腫	302	ファロー四徴症	343	無βリボタンパク血症
262	尿素サイクル異常症	303	ファンconi貧血	344	メーブルシロップ尿症
263	ヌーナン症候群	304	封入体筋炎	345	メチルグルタコン酸尿症
264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/ LMX1B 関連腎症	305	フェニルケトン尿症	346	メチルマロン酸血症
265	ネフロノ癆	306	フォンタン術後症候群 ○	347	メビウス症候群
266	脳クレアチン欠乏症候群	307	複合カルボキシラーゼ欠損症	348	免疫性血小板減少症 △
267	脳髄黄色腫症	308	副甲状腺機能低下症	349	メンケス病
268	脳内鉄沈着神経変性症	309	副腎白質ジストロフィー	350	網膜色素変性症
269	脳表ヘモシテリン沈着症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	351	もやもや病
270	膿疱性乾癬	311	ブラウ症候群	352	モワット・ウィルソン症候群
271	囊胞性線維症	312	ブラダー・ウィリアムズ症候群	353	薬剤性過敏症候群 ○
272	パーキンソン病	313	プリオン病	354	ヤング・シンブソン症候群
273	パーシャー病	314	プロピオン酸血症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	315	PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
275	肺動脈性肺高血圧症	316	閉塞性細気管支炎	357	4p 欠失症候群
276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	317	β-ケトチオラーゼ欠損症	358	ライソゾーム病
277	肺胞低換気症候群	318	ペーチェット病	359	ラスマッセン脳炎
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	319	ベスレムミオパチー	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
279	バッド・キアリ症候群	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	361	ランドウ・クレファナー症候群
280	ハンチントン病	321	ヘモクロマトーシス ○	362	リジン尿性蛋白不耐症
281	汎発性特発性骨増殖症 ○	322	ペリー病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
282	PCDH19関連症候群	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	364	両大血管右室起始症
283	PURA 関連神経発達異常症 ※	324	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	365	リンパ管腫症/ゴーハム病
284	非ケトーシス型高グリシン血症	325	片側巨脳症	366	リンパ管筋腫症
285	肥厚性皮膚骨膜炎	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症	369	レーベル遺伝性視神経症
288	肥大型心筋症	329	ホモシスチン尿症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
289	左肺動脈右肺動脈起始症	330	ポルフィリン症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
290	ビタミン D 依存性くる病/骨軟化症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群	372	レット症候群
291	ビタミン D 抵抗性くる病/骨軟化症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群 △	373	レノックス・ガストー症候群
292	ピッカースタッフ脳幹脳炎	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	374	ロウ症候群 ※
293	非典型溶血性尿毒症症候群	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	375	ロスマント・トムソン症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	335	慢性再発性多発性骨髄炎	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
295	皮膚筋炎/多発性筋炎	336	慢性肺炎 ○		
296	びまん性汎細気管支炎 ○	337	慢性特発性偽性腸閉塞症		

(※) 一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておりません。
各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ (<https://www.nanbyou.or.jp/>) 等を参照ください。





第6章 日常生活の支援



● 補装具の交付・修理

身体障害者（児）や、難病患者の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために次の補装具の交付と修理を行っています。現金給付ではありませんので、購入される前にあらかじめご相談ください。なお、介護保険が利用できる方は、介護保険からの給付が優先となります。

【対象者】 身体障害者手帳を持っている人、難病患者

【補装具の種類】（国基準の品目）

対 象 者	補 装 具 名（例）
視覚障害者（児）	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器（イヤーマールド・電池を含む）、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体不自由者（児）	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行補助つえ、歩行器、重度障害者用意思伝達装置
肢体不自由児（18歳未満）	座位保持具、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
呼吸器機能・心臓機能障害者	車いす、電動車いす
難病患者	眼鏡、補聴器、装具、車いす、電動車いす、座位保持装置、歩行補助つえ、歩行器、重度障害者用意思伝達装置

【費用負担】

1割の自己負担があります。負担が重くならないように、世帯の課税状況により上限負担額があります。ただし、対象者が18歳以上の場合、本人又はその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合は給付の対象となりません。

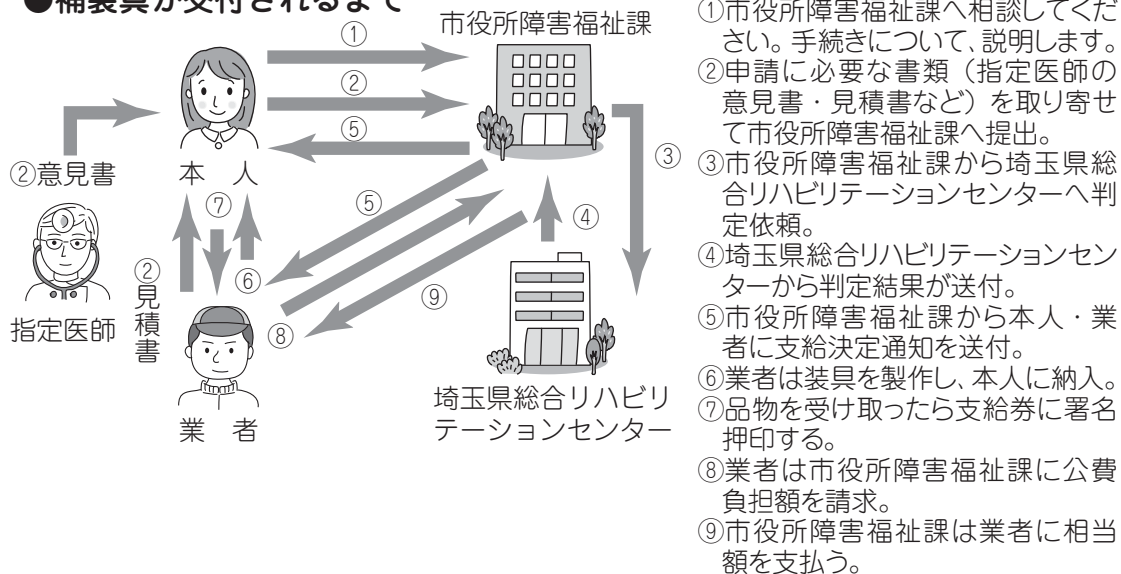
※ 補装具価格の超過額を差額自己負担する場合があります。

【申請に必要なもの】

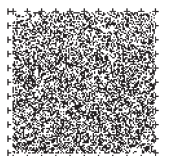
身体障害者手帳（難病患者の方は特定（指定）疾患医療受給者証）、指定医師の意見書（所定の様式）、見積書（業者から取り寄せたもの）等

※ 補装具が交付されるには、身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があります。

●補装具が交付されるまで



【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



● 労働者災害補償保険の給付

労働者災害補償保険受給者においても、補装具の交付が受けられる場合があります。その適用のある人については、そちらを優先して利用していただきます。

● 治療のために使用される装具

装具には治療の手段として一時的に使われるものがあります。このような治療用装具は健康保険による給付が受けられるため、障害者総合支援法による交付の対象にはなりません。治療終了後、症状が固定し、職業その他日常生活の能率の向上を図る上で必要な場合に障害者総合支援法による交付の対象になります。

詳しくは、各健康保険組合、労働基準監督署へお問い合わせください。

● 車いすの無料貸し出し

障害の人に限らず、事故・病気等により、日常生活で車いすを必要とする人に、一定期間(原則2週間)車いすの貸し出しを無料で行っています。あらかじめご連絡ください。

【申請に必要なもの】

身元の確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳等)

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会 和光市ボランティアセンター (→95ページ)
障害福祉課障害支援担当・障害給付担当 (→10ページ)

● 日常生活用具(補助具)の給付・貸与

在宅の重度の障害者(児)や、難病患者に対し、日常生活を容易にするため、重度障害者用の日常生活用具の給付又は貸与を行っています。現金給付ではありませんので、購入される前にあらかじめご相談ください。障害の等級によって給付・貸与が異なります。

※ 介護保険の被保険者は、介護保険と共通する種目については、介護保険からの給付・貸与が優先になります。

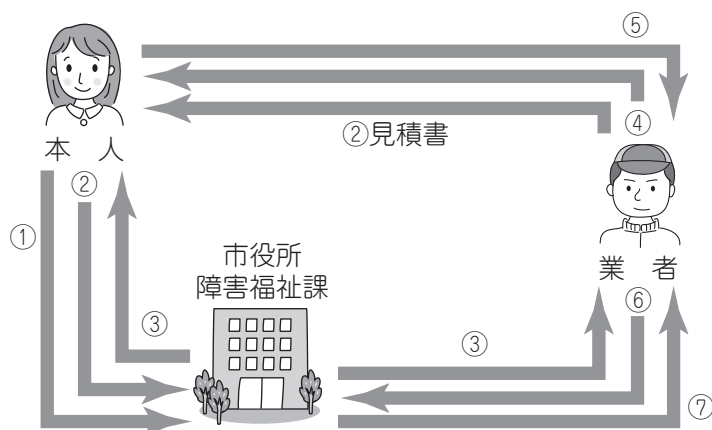
【対 象 者】 市内に住所のある在宅障害者又は難病患者で、障害及び程度等条件に該当する方

【日常生活用具種目】 別表参照 (→53ページ)

【費用負担】 1割の自己負担があります。負担が重くならないように、世帯の課税状況により上限負担額があります。ただし、紙おむつ・ストーマ等は自己負担はありません。また、対象者が18歳以上の場合、本人又はその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の場合には給付の対象となりません。

【申請に必要なもの】 身体障害者手帳・療育手帳・指定難病医療受給者証等、見積書(業者から取り寄せたもの)等

●日常生活用具が交付されるまで

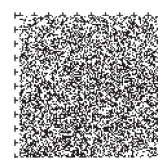
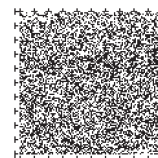


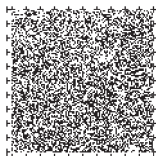
- ①市役所障害福祉課へ相談してください。対象になるかどうかお調べし、手続きについてご説明します。
- ②申請書に必要な書類(見積書など)を市役所障害福祉課へ提出。
- ③市役所障害福祉課から本人・業者へ支給決定通知を送付。
- ④業者から本人へ品物を納入。
- ⑤品物を受け取ったら給付券に署名押印し、自己負担額(1割)を業者へお支払いください。
- ⑥業者は市役所障害福祉課に公費負担額を請求。
- ⑦市役所障害福祉課は業者に相当額を支払う。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当 (→10ページ)

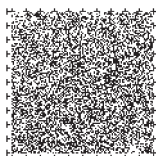
●日常生活用具一覧

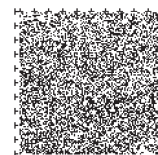
種 目	限度額	障害及び程度・その他の条件	耐用年数
特殊寝台	154,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上であって学齢児以上の者 寝たきりの状態にある難病患者	8
特殊マット	19,600円	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者。児は２級以上）であって３歳以上の者 寝たきりの状態にある難病患者	5
特殊尿器	67,000円	下肢又は体幹機能障害１級（常時介護を要する者に限る）であって学齢児以上の者 自力で排尿できない難病患者	5
入浴担架	82,400円	下肢又は体幹機能障害２級以上（入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る）であって３歳以上の者	5
体位変換器	15,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）であって３歳以上の者 寝たきりの状態にある難病患者	5
移動用リフト	159,000円	下肢又は体幹機能障害２級以上であって３歳以上の者 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者	4
訓練イス	33,100円	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童であって原則として３歳以上の者	5
訓練用ベッド	159,200円	下肢又は体幹機能障害２級以上の児童であって原則として学齢児以上の者 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者	8
入浴補助具	90,000円	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者（３歳以上の者） 入浴に介助を要する難病患者	8
便器	4,450円 4,450円 5,400円（便器に手すりをつけた場合）	下肢又は体幹機能障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者 常時介護を要する難病患者	8
頭部保護帽	スポンジ及び革等を主材料に製作されたもの 既製品 12,160円 既製品以外 15,200円 スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作されたもの 既製品 29,400円 既製品以外 36,750円	平衡機能、下肢若しくは体幹機能の障害の程度が重度な者、知的障害の程度が重度な者、又は精神障害者である者のうち、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者（施設等に入所する者を含む。）	3
T字状・棒状のつえ	木材 2,200円 軽金属 3,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	2
移動・移乗支援用具（歩行支援用具）	60,000円	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動において介助を必要とする者であって、３歳以上の者 下肢が不自由な難病患者	8





特殊便器	151,200円	上肢障害２級以上であって、学齢児以上の者	8
		上肢機能に障害のある難病患者	
火災警報器	15,500円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8
自動消火器	28,700円	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	8
		火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	
電磁調理器	41,000円	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害２級以上であって、原則として学齢児以上の者	10
聴覚障害者用屋内信号機	87,400円	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	10
透析液加温器	51,500円	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜透析法（CAPD）による透析療法を行う者であって、３歳以上の者	5
ネブライザー（吸入器）	36,000円	呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者であって、必要と認められるもの	5
電気式たん吸引器	標準型 56,400円 24時間持続型 120,000円	呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者又は呼吸器機能に障害のある難病患者であって、必要と認められるもの（ただし、24時間持続型は、気管切開等により常時介護が必要であると特に市長が認めた者に限る。）	5
酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	60,000円	呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者であって、必要と認められるもの	5
	157,500円		
人工呼吸器の自家発電機（カーインバーター含む。）又はポータブル電源（蓄電池）	100,000円	在宅で人工呼吸器を装着する呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害者、難病患者又は医療的ケア児であって、必要と認められるもの	5
		使用している人工呼吸器に接続できるものであって、在宅障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	
視覚障害者用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）であって、学齢児以上の者	5
視覚障害者用体重計	18,000円	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	5
携帯用会話補助装置	98,800円	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者（学齢児以上の者）	5
情報・通信支援用具	各々の標準的な単価	上肢機能障害又は視覚障害	
点字ディスプレイ	383,500円	視覚障害２級以上であって、必要と認められる者	6
点字器	標準型 両面書真鍮板製 10,400円 両面書プラスチック製 6,600円	視覚障害者であって、点字器が必要な者	7
	携帯用 片面書アルミニウム製 7,200円 片面書プラスチック製 1,650円		5

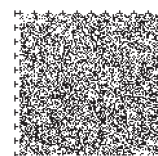


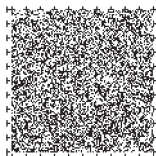


点字タイプライター	63,100円	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は、就労が見込まれる者に限る）	5
視覚障害者用 ポータブルレコーダー	録音再生機 89,800円 再生専用機 36,750円	視覚障害２級以上であって、学齢児以上の者	6
視覚障害者用 活字文書読み上げ装置	115,000円	視覚障害２級以上	6
視覚障害者用 拡大読書器	198,000円	視覚障害者であって本装置により文字等を読むこと又は聞くことが可能になる者	8
視覚障害者用時計	音声 13,300円 触読 10,300円	視覚障害２級以上。なお音声時計は手指の触覚に障害がある等のため解読式時計の使用が困難な者を原則とする	10
聴覚障害者用 通信装置	71,000円	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる、学齢児以上の者	5
聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	聴覚障害児・者のうち、必要と認められる者	6
人工喉頭	笛式 5,000円 電動式 70,100円	喉頭摘出者、電動喉頭の対象者は職業上、学校教育上真に必要な者	
埋込型用人工鼻	HMEカセット・ ベースプレート 138,600円（６か月分）	音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害を有する者であって、喉頭を摘出し常時埋込型の人工喉頭を使用する者	
福祉電話（貸与）		難聴者又は外出困難な重度の身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要性があると認められる者及びファックス貸与者	
ファックス（貸与）		聴覚又は音声・言語機能障害２級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡の手段として必要があると認められる者、電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等の困難な者	
点字図書	年間６タイトル又は 24巻	主に、点字によって情報の入手をしている視覚障害者	
ストーマ装具・紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）	ストーマ装具 （蓄便）17,716円 （蓄尿）23,278円 紙おむつ24,000円 （以上２か月分）	ストーマ造設者（身体障害者手帳を所持しない者で、ストーマ造設日より６ヶ月を経過しない者を含む。）、高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者、高度の排尿機能障害者又は、重度の知的障害、下肢若しくは体幹機能障害２級以上で必要と認められる者（ただし、ぼうこう・直腸障害であっても、３歳未満の児童には紙おむつを給付しない。）	
収尿器	男子用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女子用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	脊髄損傷等による排尿障害により、収尿器を必要とする者	
居宅生活動作補助用具	200,000円	下肢、体幹機能障害又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する学齢児以上の身体障害児・者であって障害程度等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害２級以上の者） 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	



第６章 日常生活の支援





● 小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与します。購入される前にあらかじめご相談ください。

【対 象 者】 埼玉県小児慢性特定疾病医療給付事業の対象となっている児童
※障害者総合支援法からの給付・貸与が優先になります。

【対象種目】

種 目	対 象 者
便器	常時介助を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障害のある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車いす	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
クールベスト	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者
ストーマ装具（消化器系）	人工肛門を造設した者（在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）
ストーマ装具（尿路系）	人工膀胱を造設した者（在宅以外（入院中または施設入所）の者についても対象）
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者

【費用負担】 世帯の所得状況に応じた費用負担があります。

【申請に必要なもの】 申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 介護すまいる館「福祉・介護用品の総合展示館」

高齢者や身体の不自由な人のために使って役立つ福祉機器や介護用品が約1,300点展示され、見て触れて、材質や大きさ、特徴などを確かめることができます。展示品の一部は販売をしています。

【開 場 時 間】 火～日曜日 9：00～17：00

【休 日】 月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）第一日曜日、年末年始

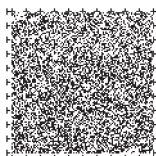
【問 合 せ】 彩の国すこやかプラザ（1階介護すまいる館）

〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65

「彩の国すこやかプラザ1階」

☎ 048-822-1195 FAX 048-822-1426

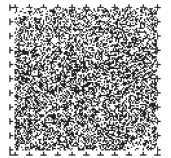
ホームページ：<https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/care-smile/>



● 生活福祉資金の貸付制度

生活福祉資金制度は、低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯の生活を支援するため、必要な資金を貸付ける制度で、埼玉県社会福祉協議会が実施している事業です。

※ 生活福祉資金の貸付け条件、貸付け内容等の詳細については、担当まで直接お問い合わせください。



【資金の種類】

(令和7年度現在)

資金種類		貸付条件			
		貸付限度額(円)	貸付期間	据置期間	償還期限
1 総合支援資金 【対象】 失業者等					
生活支援費		(2人以上) 月200,000 (単身) 月150,000	原則 3 月	6 月以内	10年
住宅入居費		400,000	—	6 月以内	
一時生活再建費		600,000	—		
2 福祉資金 【対象】 低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯					
福祉 費	生業	4,600,000	—	6 月以内	20年
	技術習得	5,800,000			8 年
	住宅の増改築等	2,500,000			7 年
	福祉用具の購入等	1,700,000			8 年
	障害者用自動車購入	2,500,000			8 年
	中国残留邦人等 国民年金保険料追納	5,136,000			10年
	負傷または疾病の療養	2,300,000			5 年
	介護サービス等	2,300,000			5 年
	災害	1,500,000			7 年
	冠婚葬祭	500,000			3 年
	住居の移転等	500,000			3 年
	就職、技能習得等	500,000			3 年
	その他日常生活上 一時的に必要な経費	500,000			3 年
	緊急小口資金	100,000			—
3 教育支援資金 【対象】 低所得世帯					
教育支援費		(高校) 月35,000 (高専) 月60,000 (短大) 月60,000 (大学) 月65,000	—	卒業後 6 月以内	20年以内
就学支度費		500,000			
4 不動産担保型生活資金		月300,000	(詳細はお問い合わせください。)		

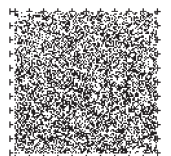
【利用の条件】

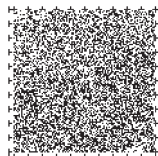
○連帯保証人等：連帯保証人は、原則として必要ですが、不動産担保型生活資金以外は不在でも申し込みできます。また、資金種類、家族構成等により連帯借受人が必要な場合があります。(申請前に担当民生委員、社会福祉協議会に相談してください)

○貸付利率：年1.5% (ただし、緊急小口資金、教育支援資金は無利子。不動産担保型生活資金の利子については、お問い合わせください)

※据置期間中は無利子です。据置期間は資金によって異なります。

※返済期間を過ぎても元金の返済が済んでいない場合は、その残元金に対して年3.0%の延滞利子がかかります。





○償 還 方 法：元利均等の月賦、半年賦、年賦返済（資金種類により償還期間が異なりますので一覧表（→57ページ）をご確認ください）

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

● 埼玉県障害者福祉資金（県単独事業）

身体障害者（児）、知的障害者（児）又は精神障害者（児）の福祉増進のため、共同生活援助・生活介護・児童デイサービス・就労継続支援、共同生活介護、地域活動支援センター等の事業を行う施設の開設等に当たっての建築物購入・改築等の資金を必要とする方にお貸しします。

【対 象 者】 県内で上記事業を行う、または行っている社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体

【償 還 方 法】 元利均等の月賦、半年賦、年賦返済

【資金の種類】

（令和7年度現在）

資金種類		貸付条件					
		貸付 限度額	貸付 期間	据置 期間	償還 期間	貸付利子	連帯保証人
団体事業資金							
新規施設 開設費	施設の開設に伴う建築物の 購入、増・改築、改造及び 備品購入に要する経費	800万円	—	1年 以内	10年 以内	据置期間 経過後 年2.5%	県内居住者2名
既存施設 整備費	既存施設の増・改築、改造 及び備品購入に要する経費	200万円	—				県内居住者2名 ※ただし、1名 とすることがで きる。

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

● 福祉資金の貸付

低所得世帯で、臨時的に出費または収入が不安定等のため、生計を脅かされ、またはそのおそれがある場合に貸付けます。民生委員の意見書が必要となります。貸付け内容等の詳細については、担当まで直接お問い合わせください。

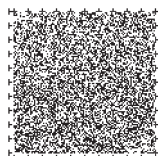
【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

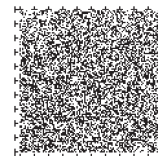
● 生活サポート事業

障害者や、その家族の暮らしを支援するため、市に登録承認された民間サービス団体が、自立支援給付・移動支援事業・日中一時支援事業のサービスを受けることができない方を対象として、一時預かり、ホームヘルプ、外出時の付き添い、一時的な送迎のサービスについて、1年につき150時間を限度として提供します。

【対 象 者】 障害者手帳を持っている人、又は医師の診断書等により、知的発達障害が確認できる人で、自立支援給付・移動支援事業・日中一時支援事業のサービスを受けることができない方がご利用できます。

【費 用】 所得に応じて一部負担があります。ただし、自己負担額の一部を市で補助しているため、1時間当たりの上限は、500円となります。その他サービスを利用する団体の会員となるための入会金、年会費などがかかります。





所在地	団体名	〒	住所	電話	FAX	預り	派遣	外出	送迎
和光市	特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ	351-0111	和光市下新倉2-1-27	048-463-8948	048-485-9715	○		○	○
和光市	特定非営利活動法人 ののか介護サービス	351-0101	和光市白子3-16-1	048-201-0738	048-462-7483			○	○
和光市	特定非営利活動法人 光ケアサポート	351-0115	和光市新倉1-4-43	048-469-0980	048-469-0987	○	○	○	○
和光市	特定非営利活動法人 ぼけっとステーション	351-0113	和光市中央1-7-19-102	048-465-8833	048-465-8838		○	○	○
和光市	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (白子ほのぼの内)	351-0101	和光市白子3-26-3	048-475-8291	048-475-8292	○			
和光市	特定非営利活動法人 ワーカーズコープ (児童発達支援センター内)	351-0106	和光市広沢1-5-52	048-458-0673	048-458-0674	○			

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者に外出の援助を行うことにより、地域で自立生活や社会参加することを支援します。

【対 象 者】 ① 身体障害者手帳を持っている人
② 療育手帳（みどりの手帳）を持っている人
③ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人
④ 医師により発達に障害があると診断を受けた人

で、屋外での活動に支援が必要な人

【費 用】 1割の自己負担があります。負担が重くならないように課税状況により上限負担額があります。なお、利用時間、身体状況によりサービス費用が異なりますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

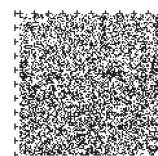
● 障害者等日中一時支援事業

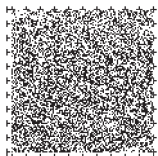
障害者等の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保を図ることで、在宅生活を支援します。

【対 象 者】 在宅の障害者・児、遷延性意識障害者、ALS患者で、介護者が不在で、一時的に支援が必要なもの

【費 用】 1割の自己負担があります。負担が重くならないように課税状況により上限負担額があります。なお利用時間によりサービス費用が異なります。また食事等の費用は実費となります。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）





● 配食サービス

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人で食事の確保が困難と認められる人に昼食又は夕食を自宅に届けるサービスです。

- 【対 象 者】 18歳以上の障害者手帳を持っている人で、食事の確保が困難と認められる人
【費 用】 サービス費の4割の自己負担があります。(サービス費1,000円以内)
【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当(→10ページ)

● ごみの個別収集、粗大ごみの戸別(運び出し)収集について

健康な同居人のいない高齢者、障害者等で集積所までごみを出しに行けない方、室内から大型の粗大ごみ搬出が困難な方を対象にごみの収集、粗大ごみの運び出し収集を行います。

- 【手 数 料】 搬出する粗大ごみによって手数料が決められています。
【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当(→10ページ)

● 全身性障害者への介護人派遣

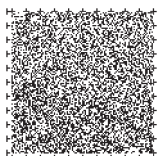
在宅の全身性障害者が外出に当たって支援が必要な場合に、付き添いなどを行う介護人を利用することができます。1か月に最高64時間まで利用できます。

- 【対 象 者】 次の要件のすべてに当てはまる人
① 18歳以上の人
② 身体障害者手帳を持っている、脳性麻痺による障害程度が1級の人又は特別障害者手当の受給要件に該当する人
③ 障害者の世帯に付き添い人がいない人
【費 用】 無料(外出に伴う交通費は介護人分も含めて自己負担になります)
【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当(→10ページ)

● 重症心身障害児(者)の短期入所

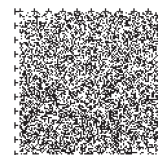
介護者の疾病、事故、出産、近親者の冠婚葬祭などのため、一時的に自宅で生活することができなくなった場合に指定施設「心身障害児総合医療療育センター(板橋区)」に短期間入所し、必要な支援を受けることができます。

- 【対 象 者】 次の要件のすべてに当てはまる人
(1) 身体障害者手帳1・2級の肢体不自由の人
(2) 療育手帳A・Aの人
【入 所 期 間】 原則として1回につき最大7日間まで利用できます。
【費 用】 利用日数に応じて一定の費用負担があります。
【申 請 手 続】 短期入所を希望する人は、利用日が決まりましたら、利用を希望する月の3か月前の月末までに障害福祉課障害支援担当・障害給付担当までご相談ください。
【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当(→10ページ)
心身障害児総合医療療育センター福祉相談室
住所：〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10
☎ 03-3974-2146(代表) FAX 03-3554-6176



● 身体障害者等入浴サービス

家庭において、入浴困難な重度身体障害者に対して定期的に巡回入浴サービスを行っています。入浴に際して、医師の入浴意見書を提出してもらいます。



【回数】 おおむね週1回程度

【経費】 所得に応じて1割の自己負担があります。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 障害者等緊急時通報システム

ひとり暮らし又はこれに準ずる生活環境の障害者及び難病患者に対して、日常生活上の緊急事態に迅速に対応するために、通信機器を設置します。障害者等が急病、事故その他の理由により緊急に援助を必要とする場合に、その通報機器を使用して、受信センターを通して、消防本部に通報することにより、当該障害者等の救助を行う制度です。

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 成年後見制度

認知症や障害のために、財産管理や日常生活に困難が出てきた人を支えるための制度です。

【対象者】 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない人

区分	本人の判断能力	援助者
後見	全くない。（日常的に必要な買い物も自分で行うことができない人）	成年後見人
保佐	著しく不十分。（日常的に必要な買い物は自分でできるが、預貯金の管理や不動産の処分などの手続きは自分で行うことができない人）	保佐人
補助	不十分。（預貯金や不動産などの管理を一人で行うことに不安があり、誰かに代わってやってもらうか、確認してもらった方がよい人）	補助人
任意後見	本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。	

【問合せ】 和光市権利擁護センター（→62ページ）

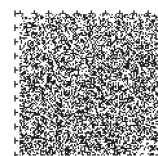
● 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

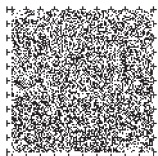
生活していく上で、一人で判断することに不安のある方が、福祉サービスを契約するにあたり利益を保護する仕組みで、生活支援員が定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助に併せて、郵便物の整理や手続き、生活費の出し入れ等のお手伝いを契約に基づいて行います。なお、生活支援員のお手伝い（援助）は有料です。（生活保護世帯は無料）

【対象者】 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、生活していく上で、一人で判断することに不安のある方

【問合せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

埼玉県社会福祉協議会（→18ページ）





● 権利擁護事業

知的障害者、精神障害者又は認知症高齢者で、配偶者や親族がいない、親族がいても音信不通な状況にある方で、成年後見制度の利用が必要であると認められる方に対し、市が成年後見制度開始の審判の申立を行います。

また、成年後見制度開始の審判の申立に係る費用、成年後見人等の業務に対する報酬経費、また和光市社会福祉協議会の実施する福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の利用に係る費用の全部または一部を助成します。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 和光市権利擁護センター

和光市権利擁護センター（成年後見支援センター）は、誰もが安心して生活ができるよう、成年後見制度等の相談窓口として制度の説明や手続きの支援、市民後見人の養成等を行います。

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

● 障害者虐待防止センター

平成24年10月「障害者虐待防止法」施行に伴い、市では『障害者虐待防止センター』を設置しました。

【障害者虐待の定義】

①「養護者」による虐待

障害者の介護をしている家族や親族、同居人等による虐待

②「障害者福祉施設従事者等」による虐待

福祉施設やサービス事業所の職員による虐待

③「使用者」による虐待

障害者を雇用している事業主等による虐待

【障害者虐待の種類】

①身体的虐待（殴る、蹴る、つねるなど）

②性的虐待（性交、性器への接触など）

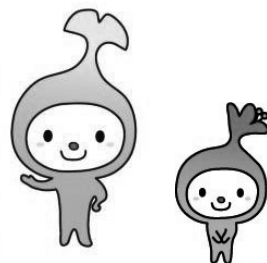
③心理的虐待（怒鳴る、無視するなど）

④放棄・放任（食事を与えない、世話をしないなど）

⑤経済的虐待（年金や賃金を渡さない、勝手に使うなど）

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

障害者虐待を発見した人は通報する「義務」があります。



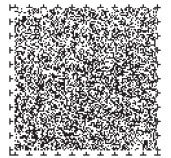
©和光市

● 寄り合いどころ“たまりば”

地域の仲間づくりの支え合い拠点として、人と人がつながり、ひとりぼっちにならないよう、お茶を飲みながら自由に語り合える、いつでも気軽に立ち寄れる憩いの居場所です。

【開所日時】 月曜日～金曜日 10時～16時の間
社会状況等で、閉所することもあります。

【問合せ】 住所 〒351-0115 和光市新倉1-16-21
☎/FAX 048-461-1776

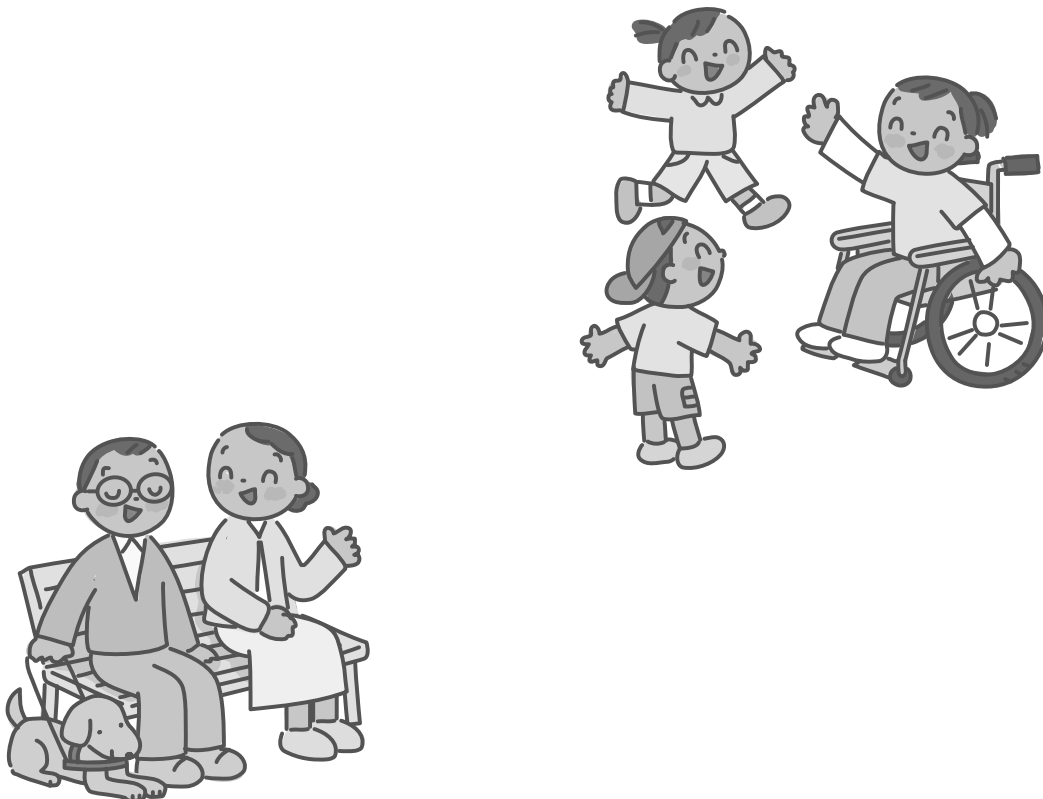


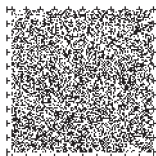
● あいサポート運動とあいサポーター

あいサポート運動とは、誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動です。あいサポート運動を実践していく方々をあいサポーターと呼びます。あいサポーターは、あいサポートバッジを身につけ、障害の特性や必要な配慮などを理解して、障害のある方を手助けする方々のことです。



【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）





第7章 行動範囲の拡大

● 福祉タクシー利用券の交付

1回につき初乗運賃分を助成するタクシー利用券を交付します。なお、福祉タクシー券を使用しても「タクシー運賃の割引」を受けることができます。

【対 象 者】 市内に住所を有し、次の①～⑤のいずれかに該当する人

- ① 在宅の身体障害者手帳1・2級の人
- ② 在宅の下肢・体幹機能障害3級の人
- ③ 在宅の視覚障害者1～6級の人
- ④ 在宅の療育手帳A・Bの人
- ⑤ 在宅の精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

【助 成 額】 タクシーの初乗運賃分（年間18枚：申請月により交付枚数が変わります）

※18枚を使い切った方で、状態等により、下記の条件に合致し、市が必要があると認める場合には、年度内1回限り18枚以内で追加交付の申請ができます。

条件 ①通院 ②短期入所事業所、日中一時支援事業所への送迎

③官公庁、金融機関における手続

申請時に聞き取りを行い、条件に合致し、市が必要があると認めた場合のみ追加交付します。

【申請に必要なもの】 障害者手帳

【利用方法】 乗車の際に、手帳を提示し、福祉タクシー券を乗務員に提出してください。

※同一年度内に自動車燃料費の助成を受けている場合には、福祉タクシー利用券の助成は受けられません。1回の乗車につき、1枚使用可能です。ただし、乗車料金が初乗運賃相当額の2倍以上の額であった場合は、2枚まで使用可能です。

○主な利用できるタクシー会社

- ・ 埼玉県のタクシー協会等に参加のタクシー会社
- ・ 和光市と協定を結んでいるタクシー会社

（和光市近隣の主なタクシー会社）

①大和タクシー ☎048-461-2222

②昭和交通 ☎0570-075-770

- ・ 東京都内の下記のタクシー会社

①旭個人タクシー協同組合 ☎03-6915-7313

②一二三交通自動車 ☎03-3976-2555

③コンドルタクシー ☎0570-050-106

④東京都個人タクシー ☎03-3383-3111

⑤東京無線タクシー ☎0570-550-555

⑥東都タクシー無線協同組合 ☎03-3590-1010

⑦日個連タクシー ☎03-5976-6011

- ・ 介護タクシー事業者（車椅子のまま乗ることができるタクシー）

移送サービス キャブコモード ☎090-2176-1119 新座市野火止8-23-17

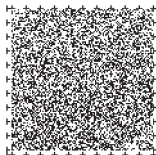
介護タクシー金太郎 ☎090-9319-9625 川越市下松原713-2

介護タクシーSOLA ☎048-486-9880 朝霞市膝折町4-20-31

介護タクシー 楽 ☎096-277-1637 新座市池田5-7-21

介護福祉タクシー おでかけ ☎080-7035-0117 新座市大和田4-14-33

① 個人 ☆☆☆ 全個人協	② Ichinisan	③ CONDOR TAXI
旭個人タクシー協同組合	一二三交通自動車	コンドルタクシー
④ 個人	⑤ 東京無線	⑥ 東都タクシー
東京都個人タクシー	東京無線タクシー	東都タクシー無線協同組合
⑦ 個人 日個連タクシー		



ののか介護サービス	☎048-201-0738	和光市白子3-16-1
福祉タクシーサポートくまさん	☎0120-856-810	川口市青木5-6-20-501
メイサポートキャブ	☎080-4387-1015	新座市野寺3-3-9
介護タクシー百々	☎090-9304-3739	志木市柏町2-4-19
福祉・介護移送サービスA X I S	☎090-1050-0123	所沢市北秋津417-1
新座介護福祉タクシー	☎080-2213-0892	新座市野寺2-14-30
合同会社オーブサポート	☎080-5193-2513	新座市野寺4-4-43
株式会社コンパックス	☎090-2729-6060	和光市丸山台1-2-2-302

※利用するには、事前予約が必要です。料金は各事業所によって異なります。

※他の制度（介護保険制度や移動支援事業など）を利用した場合、利用者負担額の支払いにタクシー券は利用できません。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● タクシー運賃の割引

タクシーを利用するとき、運賃が割引かれます。福祉タクシー利用券と併用できます。

【対 象 者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【内 容】 手帳を提示することにより、表示額の10%割引が受けられます。会社によっては対象外の場合もあるため、乗車前にご確認ください。

● 自動車燃料費の補助

自動車燃料費の一部（1か月あたり1,000円相当分）を補助します。補助金の交付には事前の登録が必要です。

【対 象 者】 市内に住所を有し、次の①～⑤のいずれかに該当する人

- ① 在宅の身体障害者手帳1・2級の人
- ② 在宅の下肢・体幹機能障害3級の人
- ③ 在宅の視覚障害1～6級の人
- ④ 在宅の療育手帳A・A・Bの人
- ⑤ 在宅の精神障害者保健福祉手帳1・2級の人

【自 動 車】 対象者本人または対象者を常時介護する人が所有するものであり、かつ対象者の通学、通勤、通院等に利用するための自家用自動車を登録していただきます。

【登録申請に必要なもの】

障害者手帳、運転免許証、自動車検査証又は軽自動車届出済証、その他市長が必要と認める書類

【助 成 額】 1年度 12,000円まで（初年度のみ登録申請月により限度額が変わります）

【交付申請に必要なもの】

領収書、受給者名義の普通預金通帳

【交付申請方法】 当該年度間（4月1日～3月31日）に使用した燃料費の費用が12,000円に達した後速やかに領収書を障害福祉課まで提出してください。

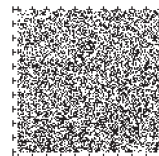
※3月31日までに年間限度額（12,000円）に満たない場合は、それまでに使用した燃料費の領収書を当該年度の末日までに申請してください。

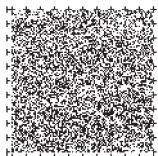
過年度分の申請はできません。

※同一年度内に福祉タクシー利用券の交付を受けている場合には、自動車燃料費の助成は受けられません。

【支 払 時 期】 申請月の翌月20日（土・日・祝日の場合は、その直前の平日）に支払います。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）





● 自動車安全運転相談

障害がある人がこれから運転免許を取得する場合、又は、運転免許取得後に障害が生じた場合、免許センターで運転適性等の検査・相談を受けられます。詳しくは運転免許センターまでお問い合わせください。

【費用】 無料

【問合せ】 埼玉県運転免許センター 1 階 適性相談室

住所 〒365-0028 鴻巣市鴻巣405-4

☎ 048-543-2001 FAX 048-543-7727

埼玉県警察ホームページ <https://www.police.pref.saitama.lg.jp/>

「心身に障がいのあるかたの安全運転相談」

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/f0130/menkyo/sinsyou-sinsyou.html>

● 自動車運転免許取得費の補助

各都道府県公安委員会が指定した自動車教習所で免許を取得する場合に要する費用の3分の2を補助します。

【対象者】 自動車運転免許を取得しようとする障害のある人で、取得により収入の向上、就業等に有利になる等更生が見込まれる者
※所得により対象者とならない場合があります。

【補助額】 運転免許取得費の3分の2（限度額12万円）

【申請に必要なもの】

手帳、運転免許取得費支出証明書（所定の書式）、運転免許証の写し、所得証明

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 自動車運転免許の無料教習

18歳以上の身体障害者が就職するため自動車運転免許を取得したい場合、身体障害者運転能力開発訓練センターで所定の教習料金が無料で運転教習を受けることができます（公共職業安定所に求職登録してあること、運転免許試験場の適性審査に合格してあることが必要です）。

【問合せ】 身体障害者運転能力開発訓練センター「東園（あずまえん）自動車教習所」
〒352-0023 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46

☎ 048-481-2711 FAX 048-481-6578

ホームページ <https://www.azumaen.or.jp>

● 自動車改造費の補助

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部を補助します。

【対象者】 ・障害部位が上肢、下肢又は体幹機能障害で、その程度が1級・2級の身体障害者

・就労等に伴い自動車を取得する者

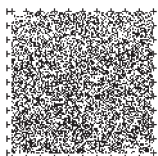
※上記いずれにも該当し、本人が運転する場合のみ

【補助額】 改造費用（限度額10万円）

【申請に必要なもの】

手帳、運転免許証の写し、改造費用見積書、自動車検査証の写し

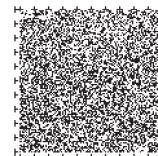
【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



● 自動車購入費用の貸付（→57ページ）

生活福祉資金（障害者用自動車購入費）

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）



● 駐車禁止等除外標章制度

歩行困難な方などが自ら運転する場合又は家族などの運転する車に同乗した場合、警察署で交付した駐車禁止等除外標章と運転者の連絡先・用務先を車の前ガラスの見やすい箇所に掲出することで、原則として駐車禁止の対象から除外されます。

【対象車両】 車両を特定せず、駐車禁止等除外標章の交付を受けた身体障害者等本人が現に使用中の車両が除外対象となっています。また、使用する車両を特定しないことで、タクシーや福祉車両等幅広く使用することができます。ただし、現場の状況によっては現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。

【必要となる掲示】

駐車（放置車両となるとき）する場合は、運転者の連絡先又は用務先をわかりやすく記載した書面を警察官等が確認できるように標章とともに前面ガラスの見やすい箇所に掲示します。

【対象者】

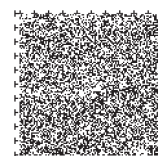
手帳種類	障害区分		障害程度等
身体障害者手帳	視覚障害※		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
	聴覚障害※		2 級及び 3 級
	平衡機能障害※		3 級
	上肢機能障害※		1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2
	下肢機能障害※		1 級から 4 級までの各級
	体幹機能障害※		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能障害※	1 級及び 2 級（上肢のみに運動機能障害が ある場合を除く）
		移動機能障害※	1 級から 4 級までの各級
	心臓機能障害※		1 級及び 3 級
	じん臓機能障害※		
	呼吸器機能障害※		
	ぼうこう又は直腸の機能障害※		
	小腸機能障害※		
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害※		1 級から 3 級までの各級
	肝臓機能障害※		
身体障害者手帳を有する人のうち 右の条件に合致する人		医師が歩行能力について 1 キロメートル以 上歩行不能であると認めた診断書等を受け ている	
療育手帳			最重度（㊤）及び重度（A）
精神障害者保健福祉手帳			1 級
小児慢性特定疾患児手帳			色素性乾皮症
戦傷病者手帳			歩行が困難と認められる人

※ 2 箇所以上の機能障害がある場合で必ず下肢機能障害が含まれており、身体障害者手帳の等級が 4 級と記載されている方は対象。

【申請に必要なもの】 担当まで直接お問い合わせください。

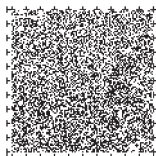
【受付窓口】 朝霞警察署交通課交通規制係

住所 〒351-0012 朝霞市栄町 5-9-5 ☎ 048-465-0110（代表）



第 7 章

行動範囲の拡大



● 手話通訳者・要約筆記者派遣依頼

聴覚、または音声・言語機能に障害がある方に対して、各種の手続き、相談等がスムーズに行われるなど、生活がしやすいように手話通訳者、要約筆記者の派遣をします。

【問 合 せ】 埼玉聴覚障害者情報センター

住所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館

☎ 048-814-3353(手話通訳者・要約筆記派遣依頼、ろうあ者相談)

FAX 048-814-3354(手話通訳者・要約筆記派遣依頼)

● 補助犬の給付（盲導犬・介助犬・聴導犬）

障害者の行動範囲を広げ、社会参加、自立に役立てるため、補助犬を給付します。なお、給付にあたり、訓練施設での合宿訓練が必要です。

【対 象 者】 県内に1年以上居住する満18歳以上の在宅の方で次のいずれかに該当する人

盲導犬・・・身体障害者手帳（視覚障害）1級の人

介助犬・・・身体障害者手帳（肢体不自由）1・2級の人

聴導犬・・・身体障害者手帳（聴覚障害）2級の人

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 視覚障害者ガイドヘルパーの派遣

視覚障害の人で、外出時の付き添いが必要な人はガイドヘルパーを利用することができます。1か月に最高40時間まで利用できます。

【対 象 者】 次の要件のすべてに当てはまる人

① 市内に住所がある人

② 身体障害者手帳を持っている、視覚障害による程度が2級以上の人

③ 障害者の世帯に付き添い人がいない人

【費 用】 無料（外出に伴う交通費は介護人分も含めて自己負担になります）

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● リフト付自動車の貸出

車イスを乗せられるリフト付自動車の貸し出しを行っています。

【対 象 者】 市内に住所を有する社協会員で、日常的に車イスを使用している方。また運転者及び原則1名以上の介護者の確保ができる人

【費 用】 無料（ガソリン代、有料道路代、駐車場料金等は自己負担）

【登 録 申 請】 使用日の5日前までに印鑑・運転免許証を持参のうえ、社会福祉協議会へ申請してください。詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

【車 両】 軽自動車1台（後席リフト）・普通自動車1台（リフト付ワンボックス）

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

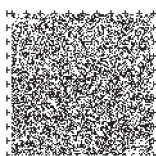
● 市内循環バス無料乗車

【対 象 者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者

※同行の介助者は1名まで半額（90円）

【利 用 方 法】 バス乗務員へ手帳を提示してください。

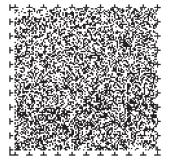
【問 合 せ】 公共交通政策室



● ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう、ヘルプマークを配付しています。数に限りがありますので、一人一つとさせていただきます。

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）



● 国際シンボルマーク（International Symbol of Access）

国際シンボルマークは、障害者が安心して利用できる建物、施設であることを示す世界共通のマークです。（公財）日本障害者リハビリテーション協会では、シンボルマークの頒布を行っています。

国際シンボルマーク使用指針

<https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/other/z00014/z0001401.html>

【問 合 せ】 （公財）日本障害者リハビリテーション協会
住所 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
☎ 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523



● 身体障害者標識（障害者マーク）

平成14年6月から、道路交通法の改正により周囲の運転者に肢体不自由者が運転している自動車であることを知らせて注意を喚起し、その運転者の保護を図るために、「身体障害者標識（障害者マーク）」が導入されました。

【対 象 者】 大型自動車免許（第1種）または普通自動車免許（第1種）を受けた方で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人
※障害者マークの表示については、運転する人の努力義務規定となっています。

【問 合 せ】 朝霞警察署交通課
住所 〒351-0012 朝霞市栄町5-9-5 ☎ 048-465-0110（代表）



● 聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

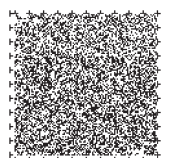
平成20年6月1日から道路交通法が改正され、これまで補聴器を使用しても聴力の基準に満たないため、免許を取得できなかった方でも「聴覚障害者標識」と「ワイドミラー」を付けることで、運転免許を取得することができるようになりました。

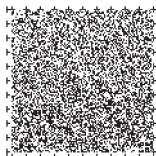
ただし聴覚障害者標識とワイドミラーを付けることが義務になるため、違反した場合には罰則があります。

【取得できる免許】 普通自動車免許のみ

【運転できる車種】 普通自動車のみ（原動機付自転車、小型特殊自動車、普通貨物自動車は不可）

【問 合 せ】 朝霞警察署交通課
住所 〒351-0012 朝霞市栄町5-9-5 ☎ 048-465-0110（代表）





● 身体障害者補助犬法

平成14年10月に身体障害者補助犬法が施行されました。公共の施設や交通機関に「ほじょ犬」を同伴することができるようにするための法律です。平成15年10月からはデパートやスーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも同伴できるようになりました。

【ほじょ犬】 盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。

ほじょ犬が自由に街に出て行けるよう、みなさんも応援してください。



● 障害者週間

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして設定されました。

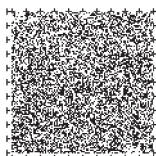
「障害者週間」の期間は、12月3日から12月9日までの1週間です。

● 埼玉県思いやり駐車場制度

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。制度の詳細は県ホームページをご覧ください。

【交付対象者】

区分				交付基準	申請に必要な書類等	有効期間
身体障害者	視覚障害			4 級以上	身体障害者手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで
	聴覚障害			3 級以上		
	平衡機能障害			5 級以上		
	肢体不自由	上肢		2 級以上		
		下肢		6 級以上		
		体幹		5 級以上		
		脳原性運動機能障害	上肢機能	2 級以上		
			移動機能	6 級以上		
内部障害(免疫機能障害を含む)			4 級以上			
知的障害者				A 以上の者	療育手帳	
精神障害者				1 級	精神障害者保健福祉手帳	
難病患者				特定疾患医療受給者、指定難病医療受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれか ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 指定難病医療受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証	
高齢者等				要介護 1 以上	介護保険被保険者証	
妊産婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）				妊娠 7 箇月から産後 1 年まで	母子健康手帳	妊娠 7 箇月から産後 1 年まで
けが人等				医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方	次に掲げる全て ・ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等	診断書等で必要と認める期間（原則 1 年以内）
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方				医師の診断等により、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	・ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	対象者としての基準に該当しなくなるまで



【申請方法】

交付申請書（埼玉県ホームページからダウンロード等）に必要な書類を添えて、埼玉県への電子申請又は市役所での窓口申請ができます。

ご家族などが代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

【利用証の種類】

対象となる方に交付される利用証には次の3種類があります。駐車時にルームミラーに掛けて使用します。



車椅子
使用者用



その他の高齢者、
障害者等用



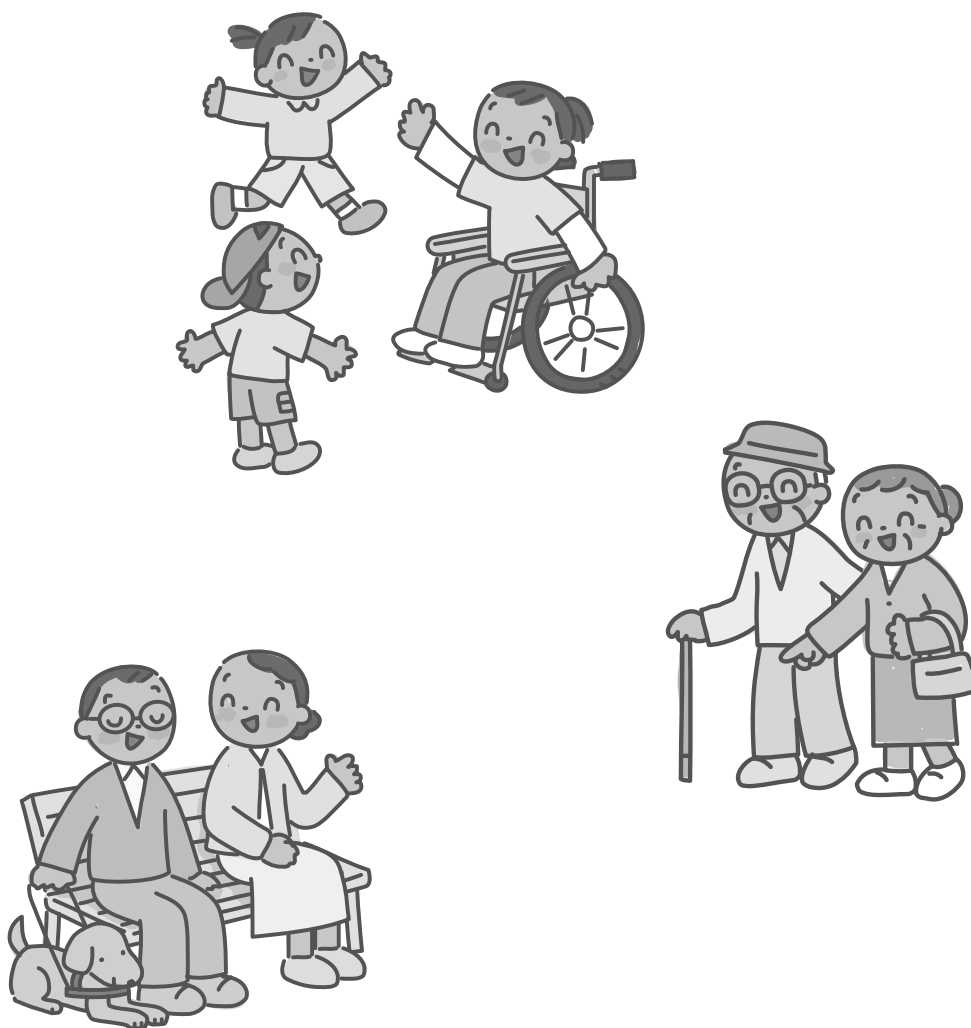
妊産婦、
けが人等用

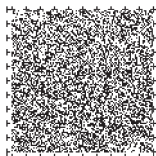
【問 合 せ】 埼玉県福祉部福祉政策課政策企画担当

住所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

☎ 048-824-2111（代表） FAX 048-830-4801

市役所地域共生推進課地域共生担当





第8章 公共料金の割引

● JR 運賃の割引

【対 象 者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護者

対 象	割引となるきっぷの種類	割引率	記 事
介護者付乗車	第1種障害者とその介護者 普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	5割	・ 障害者と介護者には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。 ・ 割引となる介護者は1名です。
	12歳未満の第2種障害者とその介護者 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く。)	5割	
単独乗車	第1種障害者 第2種障害者 ・ 普通乗車券	5割	片道の営業キロが100kmを超える場合に限りです。

【利用方法】

駅の窓口到手帳を提示してください。

なお、大人で第1種の手帳を持っている人が、介護者とともに乗車する場合は、片道100kmまでは自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます（有人改札口をご利用ください）。

【問 合 せ】 JR 線各駅販売窓口

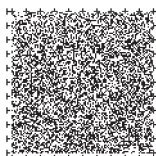
● 私鉄運賃の割引

【対 象 者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人とその介護者

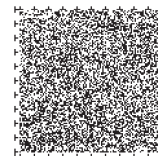
※会社によって取り扱いが異なる（普通乗車券とICカードの取り扱いや利用方法等）場合があります。詳しくは、直接、各鉄道会社にお問い合わせください。

【東武鉄道】

対象	券種	割引内容
介護者付乗車	第1種障害者とその介護者	普通 ご本人・介護者の方とも10円単位運賃の5割引
		ICカード ご本人・介護者の方とも1円単位運賃の5割引
		回数 ご本人・介護者の方とも5割引
		定期 ご本人・介護者の方とも5割引 ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引
	第2種障害者とその介護者	普通 なし
		ICカード なし
		回数 なし
単独乗車	第1種障害者 第2種障害者	定期 ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引 ただし、ご本人が幼児の場合、その幼児は無料で、介護者の方のみ5割引
		普通 100キロをこえて乗車するとき、10円単位運賃の5割引 (他鉄道線へ乗り継ぐ場合は、東武鉄道へお尋ねください。)
		ICカード 東武線を連続100キロをこえて乗車するとき、1円単位運賃の5割引
		回数 5割引



【東京メトロ】



対象		券種	割引内容
介護者付乗車	第1種障害者と その介護者	普通	ご本人・介護者の方とも5割引
		ICカード	ご本人・介護者の方とも5割引
		回数	ご本人・介護者の方とも5割引
		定期	ご本人・介護者の方とも5割引 ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引
	第2種障害者と その介護者	普通	なし
		ICカード	
		回数	
		定期	ご本人が小児の場合、介護者の方のみ5割引 ただし、ご本人が幼児の場合、その幼児は無料で、介護者の方のみ5割引
単独乗車	第1種障害者 第2種障害者	普通	101キロ以上乗車のとき、5割引
		ICカード	なし
		回数	
		定期	

● バス運賃の割引

障害者が民営バスを利用する際、手帳を提示すると運賃が割引になります。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳を持っている人とその介護者

利用区分	割引率	利用方法
身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人が単独で利用する場合	5割 10円単位に四捨五入	○乗車または降車時に手帳を提示する。
第1種身体障害者、療育手帳を持っている人が介護者付添いで利用する場合	5割 (介護者同率) 10円単位に四捨五入	○乗車券を購入の際、窓口到手帳を提示してください。 ○定期券割引購入申込書の交付を受け、定期券売場に提出してください。
定期券を購入する場合	3割 (小児定期を除く)	

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も、県内の一部の路線バス運賃割引が適用になります。詳しくはご利用の事業者にお問い合わせください。

● 市内循環バス無料乗車 (→68ページ)

【問合せ】 公共交通政策室

● 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人は、市役所障害福祉課で手続きをすることにより、有料道路料金が半額になります。

※対象となる自動車の範囲については、一定の要件があります。道路会社のホームページ等をご確認ください。

【対象者】 ① 障害者本人が運転される場合

身体障害者手帳の交付を受けている人

② 障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する場合

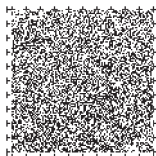
身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている人のうち、重度の障害*を持っている人

※重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です。



第8章

公共料金の割引



【利用方法】 有料道路料金所で、料金を支払う際、障害者手帳の割引対象者シール（市役所障害福祉課で貼付）を提示し、料金を支払います。ETC を利用する場合も割引されます。

【必要書類】

ETC を利用しない場合	ETC を利用する場合
① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証（コピー可） ③ 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ④ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）	① 身体障害者手帳又は療育手帳 ② 自動車検査証（コピー可） ③ 自動車検査証記録事項（電子車検証の方のみ） ④ 運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） ⑤ ETC カード（原則として障害者本人名義のもの） ⑥ ETC 車載器セットアップ申込書・証明書

※自動車の登録をしない場合、②・③は不要です。ただし、ETC を利用する場合は、自動車の登録が必要です。

【更新申請】 有効期限毎の更新が必要です。（有効期限は、手帳に記載されます）

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

首都高速道路株式会社

ホームページ <https://www.shutoko.co.jp/>

● 航空運賃の割引

障害者が航空機を利用する際に、運賃が割引になります。詳しくは、事前にご利用になる航空会社などにお問い合わせください。

【対象者】 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の人と介護者1人

※介護者は本人と同一区間の航空券を同時に購入してください。

【航空機関】 ほとんどの航空会社の国内定期路線、全区間で割引が受けられます。

【割引率】 割引率は航空会社により異なりますので、航空会社へお問い合わせください。

● NHK 放送受信料の免除（衛星放送を含む）

障害者手帳を持っている人のいる世帯で下記要件に該当する場合は、NHK 受信料が全額又は半額免除されます。

市役所障害福祉課へ障害者手帳、印鑑を持参して、「放送受信料減免の証明書」の交付を受けて所定の手続きをしてください。その証明書を「NHK さいたま放送局（経営管理企画センター）」へ提出してください（郵送可・到着月から免除）。

【対象者】

① 全額免除

身体障害者、知的障害者、精神障害者で世帯構成員全員が市町村民税非課税

② 半額免除

1 世帯主が身体障害者手帳をお持ちの視覚・聴覚障害者で、かつ受信契約者の場合

2 世帯主が身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）で、かつ受信契約者の場合

3 世帯主が重度の知的障害と判定された方で、かつ受信契約者の場合

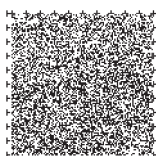
4 世帯主が精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）で、かつ受信契約者の場合

【問合せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

NHK さいたま放送局（経営管理企画センター）

〒330-9310 さいたま市浦和区常盤 6-1-21 NHK さいたま放送局 3階

☎ 048-833-2045 FAX 048-834-3542



● 郵便料金の減免

○点字郵便物、特定録音物等郵便物

点字郵便物、特定録音物等郵便物（特定盲人施設の発受するもの）で、開封のものは無料になります。（3kgまで）

○聴覚障がい者用ゆうパック・点字ゆうパック

聴覚障がい者用のビデオテープを内容とし、聴覚障がい者と日本郵便が指定する施設との間で利用されるゆうパックと、点字図書などを内容とするゆうパックを安い運賃で利用できます。

サイズ	運賃	サイズ	運賃
60サイズ	100円	140サイズ	520円
80サイズ	210円	160サイズ	630円
100サイズ	320円	170サイズ	730円
120サイズ	420円	※重量は一律30kgまで	

○青い鳥郵便葉書（官製はがき）の無料配布

身体障害者手帳1・2級又は療育手帳④・Aを持っている人に、青い鳥郵便葉書（20枚セット）を無料で配布します。（主に4月頃から5月末頃までが申し込み期間となりますが、異なることもありますので、郵便局へお問い合わせください）

【問 合 せ】 和光郵便局 〒351-0199 和光市本町12-32

☎ 048-461-6441 FAX 048-463-6229

● 携帯電話料金の割引

携帯電話を利用する際の通話料や基本使用料の割引を受けられます。

【対 象 者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持っている人

【内容・手続】 各社それぞれの取り決めがありますので、販売店等にお問い合わせください。

【問 合 せ】 ○ドコモの携帯電話からの場合 電話（局番なしの）151（無料）

一般電話等からの場合 ☎ 0120-800-000 FAX 0120-245-130

○au 電話からの場合 電話（局番なしの）157（無料）

一般電話等からの場合 ☎ 0077-7-111（無料）

○ソフトバンク電話からの場合 電話（局番なしの）157（無料）

一般電話等からの場合 ☎ 0800-919-0157（無料） FAX 0120-919-397

● NTT 東日本無料電話番号案内（ふれあい案内）

障害のある人が、番号案内を利用する場合、ふれあい案内を利用する旨とあらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることによって無料になります。

【対 象 者】

① 身体障害者手帳を持ち、次のいずれかに該当する人

・視覚障がい 1～6級

・肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1、2級

・聴覚障がい 2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）

・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級、4級（1級、2級はなし）

② 戦傷病者手帳を持ち、次のいずれかに該当する人

・視覚障がい 特別項症～第6項症

・肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症

・聴覚障がい 第2項症、第4項症

・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

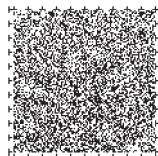
③ 療育手帳を持っている人

④ 精神障害者保健福祉手帳を持っている人

【申込み方法】 ふれあい案内事務局までFAX または電話にて登録を希望することをご連絡ください。

【問 合 せ】 NTT ふれあい案内 電話 フリーダイヤル 0120-104174

FAX フリーダイヤル 0120-104134



第9章 社会参加の促進

● 障害者スポーツ大会（全国・埼玉県）

◎全国障害者スポーツ大会

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の促進に寄与することを目的として、毎年、秋季国民体育大会開催都道府県で開催されています。



◎彩の国ふれあいピック

埼玉県では、スポーツを通じて、障害者の体力の維持、増進等を図るとともに、社会参加を促進し、障害及び障害者に対する理解と、障害者スポーツの普及を図ることを目的に、陸上、水泳、サッカー等が行われています。

● 「声の広報わこう」

視覚障害のある人を対象に、「和光音訳の会」の活動により毎月の「広報わこう」から、市政の動き、社会福祉、社会生活等に関する知識や情報をCDに録音し、希望する人に配布しています。また、和光市図書館ではCDが視聴・貸出しできます。図書館カウンターにお申し出ください。

【問 合 せ】 秘書広報課シティプロモーション担当

● 点字図書館

点字図書館では、視覚障害者に点字・録音図書の貸出しを郵送などで行っています。送料は無料です。

【問 合 せ】 埼玉県視覚障害者福祉センター内 埼玉点字図書館
〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-465
☎ 048-652-4824 FAX 048-652-9795

● CD版「市議会だより」

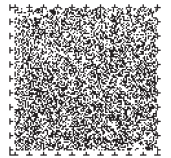
視覚障害のある人を対象に、「和光音訳の会」の奉仕活動により「市議会だより」の内容をCDに入れて希望する人に配布しています。

【問 合 せ】 議会事務局庶務担当

● NTT ふれあい速達便・電話お願い手帳

NTT では、聴覚障害者、音声・言語機能障害者に対して、FAX の送信用紙と電話お願い手帳を無料で配布しています。（市役所障害福祉課に置いてあります）

【問 合 せ】 NTT 各営業所 電話116



● 郵便等による不在者投票制度

重度の障害等により、投票所に行って投票することができない人が郵便や信書便を利用して投票できる制度です。この制度を利用するには、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会へ事前に申請して「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりません。

【対 象 者】

身体障害者手帳の交付を受けている人	両下肢、体幹、移動機能障害	1 級又は 2 級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1 級又は 3 級
	免疫、肝臓の障害	1 ～ 3 級
介護保険の被保険者証の交付を受けている人		要介護 5

※戦傷病者手帳を持ち、身体に一定の重度障害のある人も郵便投票ができます。

【代 理 記 載】 郵便投票証明書の交付を受けていて、自ら投票用紙に記入することができない人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た代理記載人に投票の記載をさせることができます。

【代理記載を申請できる人】

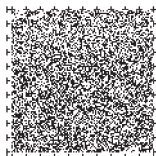
○下記の条件を満たす場合は、代理記載の申請をすることができます。

身体障害者手帳の交付を受けている人	上肢又は視覚の障害の程度が 1 級
戦傷病者手帳の交付を受けている人	上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第 2 項症まで

※申請の際には、同時に代理記載人（選挙人に代わって投票をする人）を 1 名（選挙権を有する人に限ります）届け出てください。

【問 合 せ】 選挙管理委員会事務局



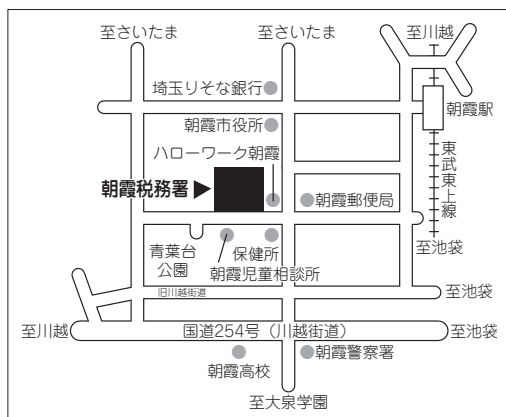


第10章 税金の控除・減免

税金の窓口

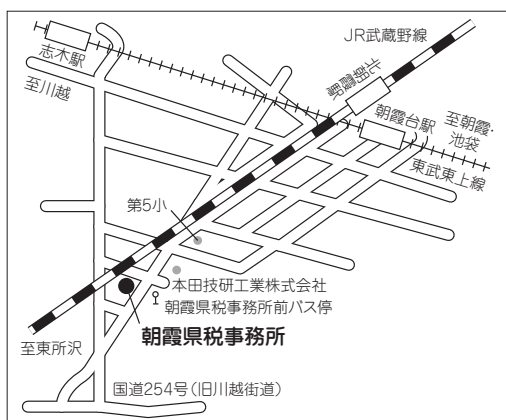
税金関係の相談や申請受付については、次の各機関で行っています。

● 朝霞税務署（所得税、相続税などの国税）



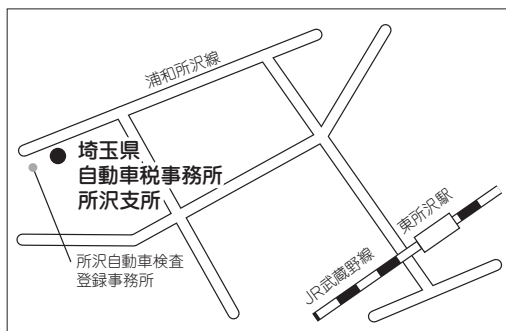
住所 〒351-8601 朝霞市本町 1-1-46
☎ 048-467-2211
(自動音声でご案内します)

● 朝霞県税事務所（個人事業税、自動車税等）



住所 〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1
☎ 048-463-1671
FAX 048-463-1675

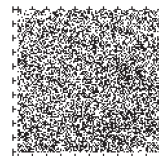
● 埼玉県自動車税事務所所沢支所



住所 〒359-0026 所沢市牛沼690-1
☎ 04-2998-1321
FAX 04-2991-1009

● 市役所課税課、収納課（市・県民税、軽自動車税（種別割））

E-mail b0500@city.wako.lg.jp / b0600@city.wako.lg.jp



● 所得税の障害者控除

本人、同一生計配偶者または扶養親族が障害者に当てはまる場合、勤務先、税務署へ申告すると障害者控除が受けられ、税金が軽減されることがあります。

- 【対 象】 ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
 ② 療育手帳所持者（㊦・A は特別障害者）
 ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級は特別障害者）
 ④ 身体障害者手帳所持者（1・2 級は特別障害者）
 ⑤ 戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3 項症は特別障害者）
 ⑥ 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
 ⑦ 常に就床を要し複雑な介護を受けている人（特別障害者）
 ⑧ 精神・身体に障害がある65歳以上の人で、①・②・④に準じるものとして市町村長等の認定を受けている人

【控 除 額】 障害者控除（本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者）27万円
 特別障害者控除 40万円
 同居の特別障害者を扶養している人 同居特別障害者控除 75万円

【問 合 せ】 朝霞税務署（→78ページ）

● 住民税の障害者控除

市役所課税課に申告すると障害者控除が受けられ、住民税が軽減されることがあります。また、障害者本人の合計所得が年間135万円以下の人とは非課税となります。

【対 象】 所得税控除対象者と同様

【控 除 額】 障害者控除 26万円
 特別障害者控除 30万円
 同居の特別障害者を扶養している人 同居特別障害者控除53万円

【問 合 せ】 市役所課税課住民税担当

● 軽自動車税（種別割）の減免

身体障害者等のうち、歩行が困難な方のために使用される軽自動車等で一定の要件を満たす場合、申請により減免されることがあります。詳しくは、担当までお問い合わせください。

【対 象】 所有者① 身体障害者等のうち、歩行が困難な人（P80【減免を受けることのできる障害の程度】参照）

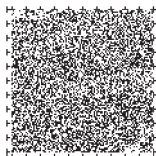
所有者② ①に該当する人と生計を一にする人

※①の方を常時介護する方が運転する場合、①の方の通学・通院・通所・生業のために使用する場合に限ります。

【注 意 事 項】 ・ 納期限までに手続きが必要です。
 ・ 軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。
 ・ 減免台数は、障害のある方1人につき1台です。
 ・ 既に自動車税（種別割）の減免を受けている場合は、軽自動車税（種別割）の減免は受けられません。

【問 合 せ】 市役所課税課諸税担当





● 自動車税の減免

埼玉県内に住民登録があり、下記に該当する障害者や障害者と同一生計の方が所有しているか、又は取得する自動車で、専ら障害者の通院、通学、通所、生業のために使用する自動車の自動車税が減免されます。

ただし、減免額には上限額が設定されます。

○自動車税

減免上限額 ⇒ 45,000円

なお、グリーン化特例により重課対象になっている自動車については、51,700円まで減免されます。

【減免を受けることのできる障害の程度】

手帳の種類及び障害の区分			障害の級別（障害の程度）
身体障害者手帳	視覚		1 級～ 3 級、 4 級の 1 （ 4 級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	聴覚		2 級、 3 級
	平衡機能		3 級
	音声機能又は言語機能		3 級（喉頭が摘出された場合に限る）
	上肢		1 級、 2 級
	下肢		1 級～ 6 級
	体幹		1 級～ 3 級、 5 級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢	1 級、 2 級
		移動	1 級～ 6 級
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸		1 級、 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、 肝臓		1 級～ 3 級	
療育手帳			㊦又は A
精神障害者保健福祉手帳			1 級（障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方に限る）
戦傷病者手帳			身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。

※障害名に複数の障害が記載されている場合（「半身不随」などのように上肢及び下肢の障害によるものも含みます）は、障害の区分ごとに判断します。

【申請に必要なもの】

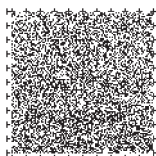
	自動車の所有者 （納税義務者）	自動車の運転者	必要な書類
ア	障害者本人	障害者本人	①②③④⑧⑨
		障害者と同一生計の家族等	①②③④⑤⑧⑨ ※同居の場合は⑤を省略可
イ	障害者と同一生計の家族等	障害者本人	
		障害者と同一生計の家族等	
ウ	障害者本人 （世帯に運転免許証をお持ちの家族等がいない方）	常時介護者（障害者のために常時運転される方）	①②③④⑥⑦⑧⑨

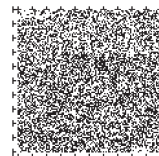
①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（実物）

【精神障害者保健福祉手帳の場合のみ】自立支援医療受給者証（コピー可）

②運転者の運転免許証（表裏両面のコピー可）

※マイナ免許証のみ保有している場合、マイナ免許証読み取りアプリの読み取り結果を画





像保存・印刷したもの（氏名等も表示され運転者が特定できるものに限る）、または申請前1か月以内にマイナポータルの「運転免許」画面の全項目をスクリーンショットしたもの（時点表示が確認でき運転者が特定できるものに限る）。受付窓口ではマイナ免許証の読み取りはできません。必ず申請者ご自身でいずれかの書類をご準備ください。

- ③自動車検査証（コピー可） ※電子車検証の場合は原本（電子車検証と自動車検査証記録事項のそれぞれのコピーでも可）
- ④【4月1日現在で所有している自動車の場合のみ】自動車税の納税通知書
- ⑤障害者と同一生計の家族等の氏名が併記された健康保険証、源泉徴収票など、同一生計であることが確認できる書類（コピー可）、又は「同一生計に関する誓約書」（所定様式）（自動車税事務所ホームページからダウンロードしたもの、又は窓口で交付を受けた用紙に納税義務者が自署したもの）
- ⑥障害者の世帯全員の住民票の写し（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦常時介護者の誓約書（所定様式）（自動車税事務所のホームページからダウンロードしたもの、又は窓口で交付を受けた用紙に障害者のために常時運転する方が自署したもの）
- ⑧【年度途中で取得した自動車の場合のみ】自動車税申告書（報告書）（コピー可）
※自動車保有関係手続ワンストップサービスを利用して登録した場合は不要
- ⑨【減免を受けていた自動車がある場合のみ】減免を受けていた自動車の処分が確認できる書類（コピー可）〔例〕登録識別情報等通知書（一時抹消登録）、移転登録・名義変更後の自動車検査証記録事項のコピー

【注 意 事 項】

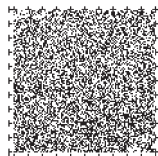
- ・各種手帳を交付申請中の人も仮申請ができます。上記の書類①の代わりに、手帳交付申請中であることがわかる書類（市町村の受付日が確認できる手帳交付申請書のコピー等）が必要です。
- ・減免台数は、障害者1人につき1台です。
- ・他の都道府県のナンバー、法人名義、事業用及びリース車は、減免の対象となりません。

【問 合 せ】 埼玉県自動車税事務所 課税第二担当

〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3 ☎ 048-658-0227

※朝霞県税事務所（→78ページ）では、4月1日現在で所有している自動車の自動車税の減免に限り受け付けています。





● 相続税の障害者控除

障害者が財産を相続する場合、年齢に応じて相続税が軽減されます。

- 【対 象】**
- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（特別障害者）
 - ② 療育手帳所持者（A・A は特別障害者）
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳所持者（1 級は特別障害者）
 - ④ 身体障害者手帳所持者（1・2 級は特別障害者）
 - ⑤ 戦傷病者手帳所持者（特別項症～第3 項症は特別障害者）
 - ⑥ 原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人（特別障害者）
 - ⑦ いつも病床についていて、複雑な介護を受けなければならない人（特別障害者）
 - ⑧ 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、①・②・④に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人（障害者又は特別障害者）
- 【控 除 額】**
- 障 害 者 （85－障害者の年齢）×10万円
特別障害者 （85－障害者の年齢）×20万円
- ※(注)H22.3.31以前の相続開始のときは、年齢要件が「70歳未満」とされています。
- 【問 合 せ】** 朝霞税務署（→78ページ）

● 贈与税の非課税

特定障害者が生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については、3,000万円まで非課税となります。

※特定障害者とは、1 特別障害者及び2 障害者のうち精神に障害のある方をいいます。

- 【問 合 せ】** 朝霞税務署（→78ページ）

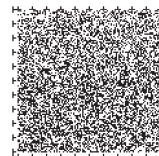
● 少額貯蓄の利子等にかかる税金の非課税制度（通称：「マル優制度」）

身体障害者手帳等の交付を受けている方が受け取る一定の預貯金等の利子等については、一定の手続きを要件として、350万円まで非課税の適用を受けることができます。詳しくは、各金融機関・ゆうちょ銀行の窓口までお問い合わせください。

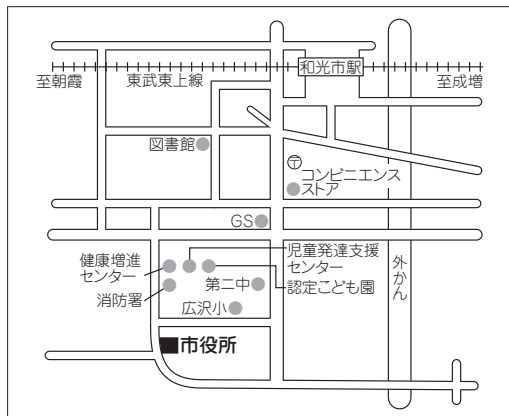
- 【対 象】** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人など
- 【手 続】** 非課税扱いを受けるためには、預け入れの際、金融機関窓口到手帳（住所・生年月日の記入がない場合には、住民票の写し等が必要となります）などを提示して、確認を受ける必要があります。
- 【問 合 せ】** 各金融機関・ゆうちょ銀行



第11章 就労



● 和光市障害者就労支援センター（市役所障害福祉課内）



住所 〒351-0192 和光市広沢 1-5

☎ 048-424-9126

FAX 048-466-1473

ホームページ

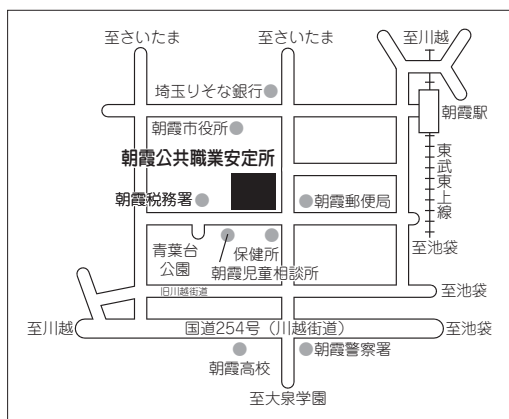
<https://www.city.wako.lg.jp/>

障害のある方の就労相談、就労準備や就労後の定着支援、さらには生活全般への支援を含めて、就労と生活を総合的に支援します。就職を希望する障害者やその家族からの相談、障害者を雇用している事業所及び障害者雇用を希望し

ている事業者からの相談を受けます。

また、面接により本人の登録を行い、就労に伴う支援や就労後の定着支援を行います。

● 朝霞公共職業安定所（ハローワーク）



住 所 〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37

☎ 048-463-2233

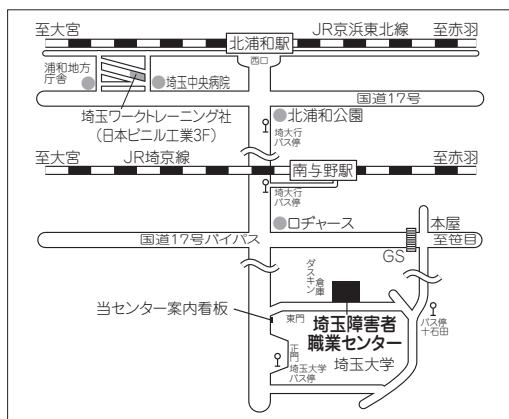
FAX 048-464-3012

ハローワークでは、障害者のために、専門の職員・相談員を配置し、ケースワーク方式により、求職申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した職業紹介、就業指導等を行っています。

障害者に限定した求人のほか、一般の求人に応募いただくことも可能です。

ハローワークでは、個別にその人にあった求人を開拓したり、職業訓練のご案内等、きめ細かなサービスを行っています。

● 埼玉障害者職業センター



住 所 〒338-0825

さいたま市桜区下大久保136-1

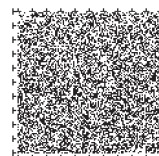
☎ 048-854-3222

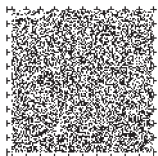
FAX 048-854-3260

ホームページ

<https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/saitama/>

埼玉障害者職業センターでは、ハローワークとの密接な連携の下に、障害に配慮した就職のためのカウンセリング等の支援サービスを提供しています。





- 障害者が職場に適応できるよう、ジョブコーチによる支援事業を行っています。
この事業は、障害者、事業主等の要請に基づき、ハローワークや社会福祉法人等の協力を得て、事業所において直接的な支援を実施するものです。
- 就職又は復職を希望する人を対象として、職業準備支援事業を行っています。
この事業は、就職するために基本的労働習慣を身につけるための支援（作業指導）や職業に関する知識を学ぶための支援（職業準備支援講座）を行います。

● 国立職業リハビリテーションセンター

住所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2 ☎ 04-2995-1711 FAX 04-2995-1052

ホームページ <https://www.nvr.cd.jeed.go.jp/>

障害者の方の職業能力の評価から職業訓練、職業指導に至る総合的な職業リハビリテーションを行っています。同じ敷地内にある「国立障害者リハビリテーションセンター」と一体的な運営を行うことにより、障害者の方に対して、医療から職業までの総合的なリハビリテーションサービスを提供しています。

● 東京障害者職業能力開発校

住所 〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 ☎ 042-341-1411 FAX 042-341-1451

ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.jp/school/handi/>

● ヘレン・ケラー学院盲学生技能修得訓練委託制度

ヘレン・ケラー学院 住所 〒169-0072 東京都新宿区大久保3-14-20

☎ 03-3200-0525 FAX 03-3200-0608

県内に居住し義務教育を修了した視覚に障害のある人が、ヘレン・ケラー学院で、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師になるのに必要な知識及び技能を習得する場合、県が授業料及び教材費を負担します。

【問 合 せ】 埼玉県障害者福祉推進課社会参加推進・芸術文化担当

☎ 048-830-3309 FAX 048-830-4789

● 社会福祉法人 埼玉福祉会

授産施設や職業訓練校のような訓練をするところではなく、工場で働いた収入で生活し、自立と安定を図るための場所です。訓練を終了した人や、能力がありながら建物設備などの制約により、一般企業に就職が困難な人を対象としています。

【就 業 内 容】 図書整理業務、図書館用品企画開発販売、印刷、出版、介護事業など

【問 合 せ】 住所 〒352-0023 新座市堀ノ内3-7-31

☎ 048-481-2188 FAX 048-481-0752

● タバコ小売販売業の許可

18歳以上の身体障害者が、たばこ小売販売業の許可を受けようとするときは、許可基準が緩和されます。

【問 合 せ】 関東財務局 理財部理財第3課

住所 〒330-9716 さいたま市中央区新都心1-1

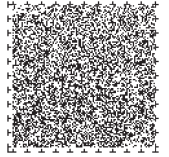
さいたま新都心合同庁舎1号館

☎ 048-600-1121





第12章 教育



● 保育園・幼稚園（育成保育等）

保育園では、集団保育が可能か検討し、可能と判断された場合は、育成保育にて受け入れています。幼稚園では相談の上、受け入れの検討をすることができます。また、盲児・ろう児については、特別支援学校の中に幼稚部があります。

【問 合 せ】 保育園については、保育サポート課（市役所 4 階）（→10ページ）
幼稚園については、各幼稚園にご相談ください。

● 就学相談

教育委員会では、特別な教育的ニーズがあるために支援が必要であると思われるお子さんの就学に関して、相談を行っています。

相談には、就学支援委員（市内小中学校の校長・教頭・特別支援学級担任・通級指導教室担当者・特別支援教育担当教員・県立和光特別支援学校教員・県立和光南特別支援学校教員・関係機関の職員・専門医・臨床心理士等）が応じています。

【対 象 者】 市内に在住する学齢児童・生徒、就学予定者

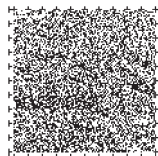
【新就学児・在学児童相談】

- | | |
|---------|------------------------------|
| 6 月上旬 | 就学相談説明会（就学予定者の保護者対象） |
| 1・2 学期 | 県立特別支援学校見学・体験 |
| 6 月 | 市内小・中学校（通常の学級・特別支援学級）見学 |
| 6・7 月 | 第 1 次就学相談（事前面談） |
| 7・8 月 | 第 2 次就学相談（発達検査） |
| | 第 3 次就学相談（各在籍園・在籍校担当者との情報共有） |
| 8・9 月 | 第 4 次就学相談（専門医による教育相談） |
| 9・10 月 | 市内小・中学校（特別支援学級）体験 |
| 10・11 月 | 第 5 次就学相談（就学先決定に向けた面談） |

【申込み方法】 郵送、LINE またはご持参ください。

【問 合 せ】 和光市教育支援センター ☎ 048-466-8341
和光市教育委員会 学校教育課 ☎ 048-464-1111（代表）





● 市内特別支援学級

小学校や中学校の特別支援学級では、障害のある子どもたちの一人ひとりのニーズに応じた教育を行うために、少人数で学級を編制しています。教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

(令和8年度現在)

学 級	学 校 名	所 在 地	電 話 番 号
※1 知的障害学級	白 子 小 学 校	白子3-2-10	048-461-2073
	新 倉 小 学 校	新倉2-2-39	048-461-2108
	第 三 小 学 校	中央1-1-4	048-461-2322
	第 四 小 学 校	諏訪3-20	048-461-4856
	第 五 小 学 校	南1-5-10	048-463-3100
	広 沢 小 学 校	広沢1-5	048-464-1149
	北 原 小 学 校	新倉1-5-27	048-461-3374
	下 新 倉 小 学 校	下新倉5-21-1	048-464-0500
	大 和 中 学 校	丸山台2-8-8	048-461-2143
	第 二 中 学 校	広沢1-4	048-462-1793
	第 三 中 学 校	南2-2-1	048-461-3306
※2 自閉症・情緒 障 害 学 級	白 子 小 学 校	白子3-2-10	048-461-2073
	新 倉 小 学 校	新倉2-2-39	048-461-2108
	第 三 小 学 校	中央1-1-4	048-461-2322
	第 四 小 学 校	諏訪3-20	048-461-4856
	第 五 小 学 校	南1-5-10	048-463-3100
	広 沢 小 学 校	広沢1-5	048-464-1149
	北 原 小 学 校	新倉1-5-27	048-461-3374
	下 新 倉 小 学 校	下新倉5-21-1	048-464-0500
	大 和 中 学 校	丸山台2-8-8	048-461-2143
	第 二 中 学 校	広沢1-4	048-462-1793
	第 三 中 学 校	南2-2-1	048-461-3306
※3 難聴特別支援学級	本 町 小 学 校	本町31-17	048-466-0855

※1 知的障害学級

知的発達の障害が軽度の子どもを対象とした学級です。

小学校では、健康な体づくり、基本的な生活習慣の確立などを中心に指導を行います。中学校では、対人関係や集団参加を円滑に行うための指導や職業生活に必要な知識・技能・態度を身につけるための指導を行います。

※2 自閉症・情緒障害学級

自閉症またはかん黙などのため、社会的に適応していくことが難しい子どもを対象とした学級です。一人ひとりの状態に応じて、日常生活習慣を身につけさせること、感覚機能や運動機能の調和的発達を図ること、対人関係を改善し、言葉による理解と言語の使用を進めることなどの指導を行います。

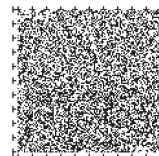
※3 難聴特別支援学級

難聴の子どもを対象とした学級です。

言葉の理解を深める指導や情報不足を補う振る舞い方の指導、視覚情報を有効活用した学習等を実施し子どもの言語理解を促し、意思の相互伝達が行われるための指導を行います。

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課 (→13ページ)





● 通級指導教室

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する児童で、学習におおむね参加でき知的な遅れがないものの、一部分支援が必要とされる子どもたちに設けられた特別な支援の場です。通常の学級で学習しながら週に1～2時間程度、通級指導教室に通い学習します。

〈発達・情緒〉

コミュニケーション能力を高め、学校生活への適応力を高めていきます。場面の理解を高め、状況に応じた感情のコントロールができるように指導します。設置校は、第五小学校、本町小学校、下新倉小学校、第三中学校です。

〈難聴・言語〉

補聴器などを活用して聞き取る力を高めるための学習、基礎的な言語力を育み、コミュニケーションの力を高めるための学習、口唇や舌の使い方を練習し、正しい発音が身につくような学習、吃音について学び、自己認識力を育むための学習等を行います。設置校は、広沢小学校です。

詳しくは教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課（→13ページ）

● 就学奨励費の支給

教育の機会均等の趣旨にのっとり、和光市立小・中学校に就学する、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ就学に要する経費の一部が支給されます（通級指導教室へ公共交通機関を利用して通学する場合、保護者等が自家用車等で送迎した場合については、その保護者の負担能力の程度に応じて交通費が支給されます）。なお、特別支援学校に就学する場合においても、同様の制度があります。詳しくは在籍する特別支援学校へお問い合わせください。

【問 合 せ】 教育委員会学校教育課（→13ページ）・及び在籍する特別支援学校

● 教育支援センター

友達のことや学校のことなどの悩みについて、臨床心理士や教職経験の豊富な相談員がそれぞれの悩みに応じて相談を受けています。何らかの理由があって登校できない児童生徒に対して、適応指導教室も開設しています。必要に応じて関係の専門機関を紹介します。

【相 談 日 時】 午前9時30分から午後4時30分まで（月～土曜日 土曜日は正午まで）

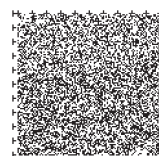
【問 合 せ】 教育支援センター（本町小学校内2階）（→13ページ）

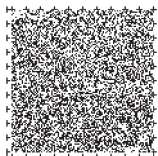
☎ 048-466-8341 FAX 048-466-8349

● 市内特別支援学校

特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じた教育を行うとともに、障害の状態等に応じた教育を行っています。

区 分	学 校 名	設 置 部	所 在 地	電話番号
知的障害児の 特別支援学校	県立和光南特別支援学校	小学部・中学部 高等部	〒351-0106 和光市広沢4-5	048-465-9780
肢体不自由児の 特別支援学校	県立和光特別支援学校	小学部・中学部 高等部	〒351-0106 和光市広沢4-3	048-465-9770





● 図書館

障害のある人も快適に利用できるよう、障害者用駐車場を確保し、音声案内のついたエレベーター及び1階入口にインターホンと点字ブロックを設置しています。館内カウンターでは拡大鏡と携帯型拡大読書器、筆談の用意をしています。

また、サービスの一環として「郵送貸出しサービス」「デージー再生機の館内外貸出し」「大型活字本の収集・貸出し」「布の絵本の作製・貸出し」「対面朗読サービス」を行っています。

「郵送貸出しサービス」は、図書館の資料を郵送で借り受け、返却することができるものです。身体障害者手帳を所持している人や要介護認定を受けている人、図書館長が認めた人等を対象にしています。さらに視覚障害の人は、県立図書館や点字図書館から録音・点字資料を郵送で借り受け、返却できます。

「デージー再生機の館外貸出し」は、市内在住の方で視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた方、又は高齢や病気などにより、書籍などの図書資料を読むことが困難な方が利用できます。

「大型活字本」とは、小さな活字が読みにくい人のために、大きな活字で読みやすくした本のことです。「布の絵本」は手づくりで、フェルトやボタン、ひもでできた「さわる絵本」です。障害のある人のみならず、未就学児から高齢者まで幅広い年齢層に人気があります。また、指先のリハビリテーションにも利用されています。

「対面朗読サービス」とは、読書が困難な人に図書館の資料を1対1で音訳者の方に読んでもらうものです。視覚に障害がある人や学習障害のある人、上肢又体幹に障害のある人を対象としています。

【問 合 せ】 和光市図書館

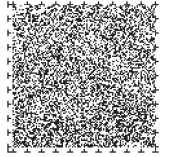
〒351-0114 和光市本町31-1

☎ 048-463-8723 FAX 048-463-8682





第13章 住宅



● 重度身体障害者居宅改善整備費の補助

在宅の障害者の生活を容易なものとするため、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。必ず改修前にご相談ください。

※介護保険、日常生活用具の給付対象となる改修は対象外となります。

【対 象 者】 肢体不自由（下肢・体幹機能障害）の身体障害者手帳 1・2 級の人
※所得税が198,001円以上の世帯は対象外となります。

【補 助 額】 改修費用（36万円を超える場合は36万円）の 3 分の 2（24万円上限）

【申請に必要なもの】

手帳、見積書、図面、改修前の写真

【問 合 せ】 障害福祉課障害支援担当・障害給付担当（→10ページ）

● 住宅の増改築、補修等に必要な資金の貸付

生活上の負担を軽減するために必要な増改築、補修等に要する経費を貸し付けます。

生活福祉資金の福祉資金福祉費（→57ページ）。

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

● 県営住宅の抽選における特例措置

県営住宅の入居申し込み締め切り後に抽選を行い当選者を決定しますが、下記に該当する人及びその同居の親族などの場合は、一般の人に比べ当選する確率が高くなる制度があります。

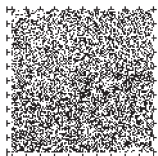
（住宅の種類により対象者は異なります）

【対 象 者】 以下のいずれかの要件を備えた 2 人以上の親族で構成されている世帯。

- ・身体障害者手帳 1～4 級の人
- ・療育手帳㊤・A・B の人
- ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の人
- ・障害等級 1 級10号の障害年金給付を受けている人
- ・戦傷病者手帳の特別項症～第 6 項又は第 1 款症の人
- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の対象となる疾病により障害福祉サービス受給者証や地域相談支援受給者証等の交付を受けている人

【問 合 せ】 埼玉県住宅供給公社
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10
☎ 048-829-2875 FAX 048-825-1822

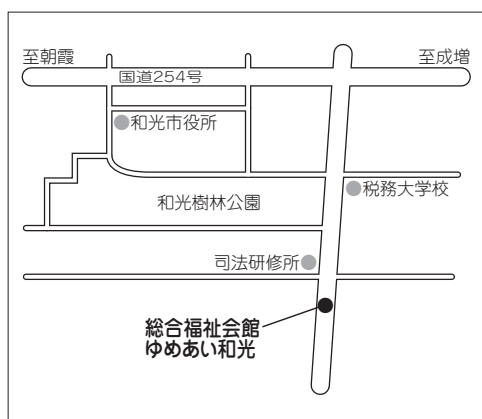




第14章 障害児・者の施設

(1) 和光市内・近隣の主な施設

● 総合福祉会館 ゆめあい和光



住所 〒351-0104 和光市南1-23-1

☎ 048-452-7600（代表）

FAX 048-452-7601

障害のある方や高齢者から子どもたちまで
ふれあえる「交流」と「活動」の場です。

就労継続支援B型施設 “すまいる工房”（1階）

〔B型施設〕企業に雇用されることが困難な障害者に、就労支援及び自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う施設です。

活動内容 〔室内作業〕パンの製造・販売、喫茶コーナー運営、自主生産品製作・販売、
請負作業

〔屋外作業〕公園清掃、畑作業

☎ 048-452-7102 FAX 048-452-7103

生活介護施設（身体障害者）“ゆめちか”（1階）

積極的に地域社会へ参加し生活の質の向上を図ることができるよう、相談、その他の日常生活上の支援を行います。入浴、排せつ及び食事等の介護、機能訓練、創作的活動の機会提供を必要とする障害者の方が対象です。

☎ 048-452-7100 FAX 048-452-7101

就労継続支援B型施設（精神障害者）“ワンステップ”（2階）

企業に雇用されることが困難な精神障害者に、就労支援及び自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行う施設です。

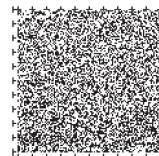
☎ 048-452-7108 FAX 048-452-7109

南地域生活支援センター（和光市社会福祉協議会）（2階）

在宅の障害者の自立と社会参加のため、さまざまな相談に応じ、情報提供を行っています。

☎ 048-452-7602 FAX 048-452-7603





高齢者福祉センター “ゆうゆう”（2階）

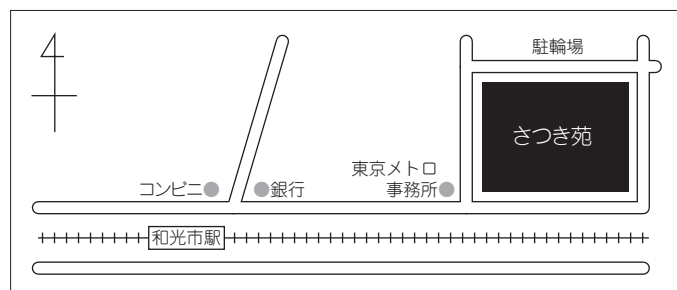
高齢者福祉センターは、和光市にお住まいの60歳以上の方を対象として、健康の増進、教養の向上、レクリエーション、介護予防等の事業、さらには世代間の交流等を目的とした事業や活動の場の提供を行っています。ふれあいの中からお互いを学び、新しい自分を見いだしていくことを目的とした施設です。また、通所介護、介護予防通所介護を通して、要介護者・要支援者に対して運動機能向上を実施し、日常生活動作の改善に取り組んでいます。

☎ 048-452-7106 FAX 048-452-7107

地域福祉センター（3階）

施設の利用日・時間帯によって健常者も利用可能な諸室（プレイルーム・会議室・調理室等）は、地域住民に開放することで施設の有効利用を図るとともに、高齢者・障害者への理解の向上を促し、南地域の拠点となることを意図した施設です。

● さつき苑（生活介護施設）



住所

〒351-0111

和光市下新倉 1-3-5

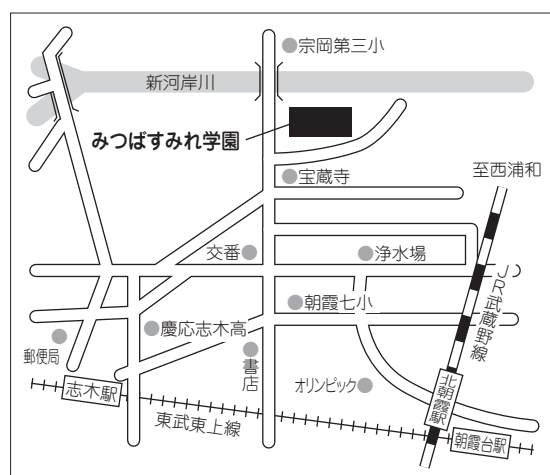
☎ 048-466-3457

FAX 048-467-8281

利用者の自立した日常生活や社会生活を営めるよう、利用者の尊厳と個性を踏まえて、生産活動や創作活動の機会の提供、生活行為に必要な支援を行います。

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

● みつばすみれ学園（児童発達支援施設）



住所 〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1

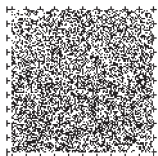
☎ 048-471-3115

FAX 048-486-7168

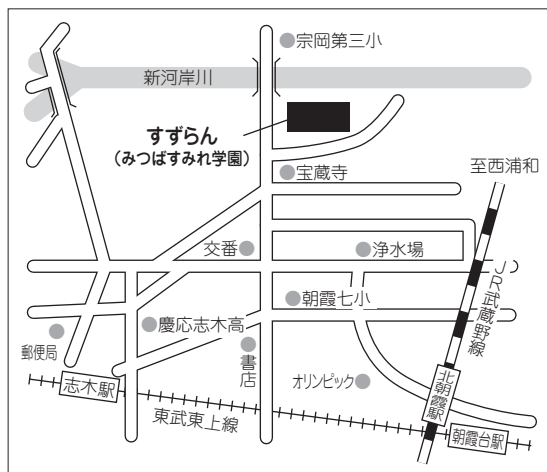
発達に気になるところや育ちにくさを持つ乳幼児期の子供たちが、遊びや生活を通じて力をつけられるように、個々のニーズに合わせて取り組みをしています。

一日通しての契約利用や短時間の幼児グループ利用、また、電話や来園での相談も随時受け付けています。広域行政の見地から、和光市・朝霞市・志木市が共同して設立しました。





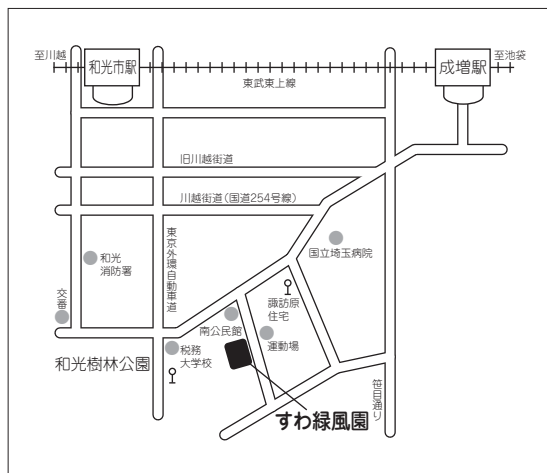
● すずらん（生活介護施設）



住所 〒353-0003 志木市下宗岡 1-23-1
 ☎ 048-470-3216
 FAX 048-471-7110

すずらんは、知的障害者のための「生活介護」サービス事業所です。できる限り在宅の障害者をなくすということから、重複・重度障害者の積極的な受け入れを行っています。

● すわ緑風園（障害者支援施設）

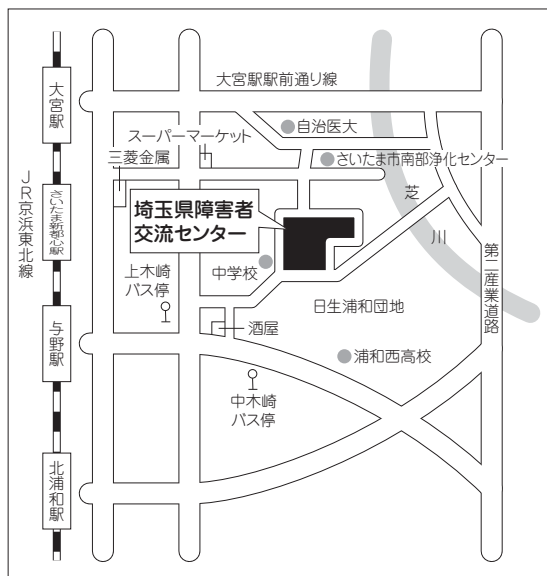


住所 〒351-0104 和光市南 2-3-2
 ☎ 048-461-3028
 FAX 048-461-1996

すわ緑風園は、知的障害者を入所させ保護するとともにその生活に必要な支援を行うことを目的とした施設です。和光市・朝霞市・志木市・新座市の朝霞地区一部事務組合が設立しました。

(2) 関連施設

● 埼玉県社会福祉事業団 障害者交流センター



住所 〒330-8522
 さいたま市浦和区大原 3-10-1
 ☎ 総合受付 048-834-2222
 文化・芸術担当 048-834-2243
 スポーツ指導担当 048-834-2248
 FAX 048-834-3333

ホームページ <https://www.kouryu.net/>
 障害者の社会参加を促進するための全県的な拠点施設として、各種の相談、研修、教養の向上、スポーツ・レクリエーション活動等にご利用できます。



● 埼玉県障害者 IT サポートセンター

住所 〒330-8522

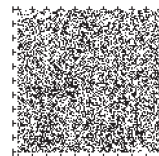
さいたま市浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

☎ 048-825-2749 (FAX 兼用)

対応日：火、木、土 午前10時から午後3時まで

E-mail smile04529@bz03.plala.or.jp

ホームページ <https://www.100089-hp.normanet.ne.jp/it.html>



「障害があることで、パソコンによる情報の入手やパソコン操作の習得等が困難な人」を対象に、その人の自宅等を訪問して、パソコン等 IT 機器を活用できるよう支援するため、埼玉県が、埼玉県障害者協議会・社会参加推進センターに委託して、設立された組織です。

【業務内容】(1) (主としてパソコン) 関連利用相談

(2) パソコンボランティア (PSV) 養成

(3) 障害者宅等へのボランティア派遣、ボランティアによるセンターでの個別サポート

(4) 県内パソコンボランティア団体、パソコン補助機器などの情報提供

● 埼玉聴覚障害者情報センター

住所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎別館

☎ 048-814-3351 (情報センター代表)

FAX 048-814-3352 (情報センター代表)

☎ 048-814-3353 (手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣依頼、聴覚障害者相談)

FAX 048-814-3354 (手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣依頼)

FAX 048-814-3355 (聴覚障害者相談員専用)

「社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会」が運営する「埼玉聴覚障害者情報センター」で、手話通訳者・要約筆記者派遣、養成事業、相談事業等聴覚障害者への情報提供を総合的に推進する拠点施設です。

(3) 保養所

● 伊豆潮風館

住所 〒413-0231 伊東市富戸字先原1317-89

☎ 0557-51-1504

FAX 0557-51-3436

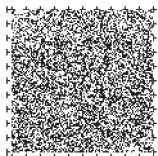
伊豆潮風館は、障害者とその家族が気軽に宿泊、休養し、相互の親睦を深め、もって健康の増進と社会参加の促進を図る施設です。なお、障害者の利用を妨げない限度で、その他の県民の皆様もご利用することができます。

● なかが和苑

住所 〒324-0618 那珂川町小口1728

☎ 0287-92-5511

FAX 0287-92-5513



● 横浜あゆみ荘

住所 〒224-0062 横浜市都筑区葛が谷 2-3

☎ 045-941-8383

FAX 045-941-3045

● 休暇村 奥武蔵

住所 〒357-0216 飯能市吾野72番地

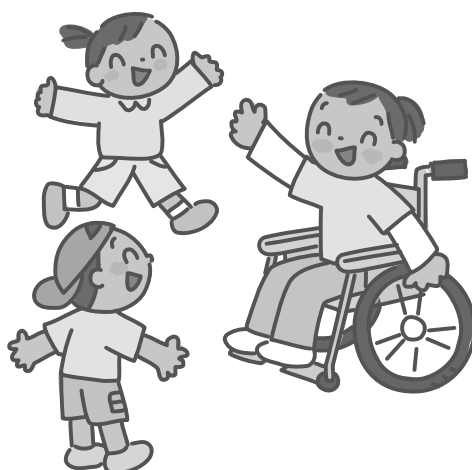
☎ 042-978-2888

FAX 042-978-2880

● 道後友輪荘

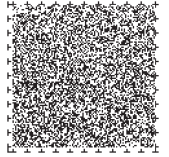
住所 〒790-0843 愛媛県松山市道後町 2-12-11

☎ 089-925-2013





第15章 地域福祉



● 和光市社会福祉協議会

和光市社会福祉協議会（社協）は、誰もが尊厳をもち、安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくりを進めています。

社協は、社会福祉法に「地域福祉を推進することを目的とする団体」と位置づけられており、ボランティア活動、地区社協などの地域活動をはじめ、地域福祉を推進するための住民活動を支援しています。

主な事業は

- | | | |
|----------|---------------|-----------|
| ○ 地域活動事業 | ○ ボランティア活動の推進 | ○ 福祉共有事業 |
| ○ 児童福祉事業 | ○ 障がい児者福祉事業 | ○ 高齢者福祉事業 |
| ○ 資金貸付事業 | ○ 権利擁護事業 | ○ 支援事業 |
| ○ 啓発宣伝事業 | ○ 施設の運営 | |

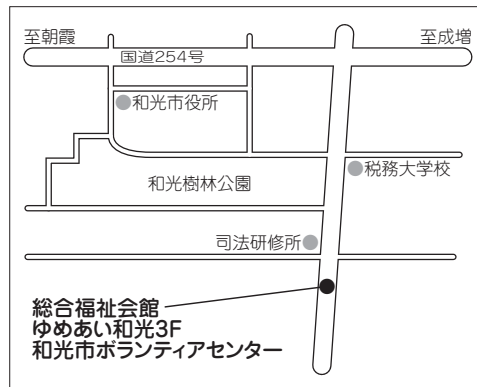
【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

● 和光市ボランティアセンター（総合福祉会館3F）

ボランティアセンターでは、下記のようなご相談をお受けしています。

- 1、ボランティア活動をしたい
- 2、ボランティアさんに来て欲しい
- 3、福祉についての学習会をしたい（福祉共有を学校・地域等で行いたい、福祉機器を借りたい）
- 4、助成金情報を知りたい
- 5、ボランティアグループを立ち上げたい

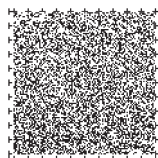
ボランティアに関することは、ボランティアセンターへご相談ください。



【主な業務内容】

- ① ボランティアセンター運営事業
 - ◇ ボランティア活動振興のための依頼募集、相談、調整の実施
 - ◇ ボランティア活動保険の加入手続き
- ② ボランティア団体及び活動者支援事業
 - ◇ 地域福祉ボランティア活動助成金の交付による活動支援
- ③ ボランティア養成事業
 - ◇ 手話奉仕員養成講座、ちょいボラ、ボランティアカフェ等によるボランティア養成事業の実施
- ④ 福祉共有推進事業
 - ◇ 福祉共有推進校指定事業助成金の交付による活動支援
 - ◇ 彩の国ボランティア体験プログラムや学校等での福祉共有推進
 - ◇ 朝霞地区四市福祉教育研修会の実施
- ⑤ 広報・啓発事業
 - ◇ ボランティアセンターだよりやホームページ・SNS により情報周知の実施
- ⑥ 災害ボランティアセンター関連事業
 - ◇ 災害ボランティアセンターの機能強化・設置運営訓練
- ⑦ 関係機関・団体との協働事業



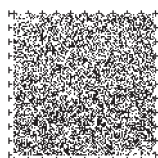


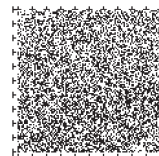
● ボランティア活動

和光市ボランティアセンターは、地域のコミュニティづくりの推進力であるボランティア活動の促進を図っています。

【ボランティアグループの紹介】

	団体名	内容
1	和光市ボランティア連絡会	ボランティアセンターに登録している、和光市内で活動する団体の集まり。通称V連
2	いづみ会	南公民館にて一人暮らしの高齢者への会食会
3	ゆめあい会食クラブ	総合福祉会館にて一人暮らしの高齢者への会食会
4	中央会食会クラブ	中央公民館にて一人暮らしの高齢者への会食会
5	和光手話サークル	手話学習や聴覚障がい者との交流、手話体験教室での指導等
6	和光市点訳あいの会	依頼本・雑誌・会報誌等の点訳。市内小学校における福祉体験授業(点字)に協力
7	スルーネットピンポン	視覚障がい者のための卓球で、台・球・ラケットに特徴がある
8	傾聴ボランティアクラブ	守秘義務を守りお話し相手の心に寄り添い話を伺う(傾聴)活動
9	朗読の会「あめんぼ」	年間を通して、市内の施設で幅広く読み聞かせ
10	和光音訳の会	目の不自由な方に広報わこうなどのデイジー図書(CD)を作成
11	朗読の会 あおぞら	中学校での読み聞かせ等
12	ヴォーカル和光	高齢者施設等にて、歌謡曲、叙情歌を一緒に楽しむ活動
13	グループ「ゆう」	和光市内外の小中学校・高齢者施設等でボランティア演奏や指導などを積極的に行っている
14	お座敷唄 和音「姫と亀の会」	邦楽楽器(三味線・太鼓)唄・舞踊の研究
15	みどりのそよ風児童合唱団	清水かつらの作品をおんがく物語として演奏し活動
16	若葉会	舞踊、民舞を地域の催事や施設等で積極的に披露中
17	和光ハーモニカクラブ	ハーモニカ演奏の練習、並びに、市内各所でのボランティア演奏
18	ムジカ・ドマーニ	毎年、介護・高齢者施設などの慰問のほか、コンサートや発表会を随時開催
19	WAKO ゴスペル ～清水かつらをうたう～	ゴスペルを楽しく歌っている
20	ひとみ座	季節の折紙、セロファン影絵の紙芝居上演、童謡・唱歌をハーモニカ伴奏で歌う
21	和光市青少年相談員協議会	青少年育成
22	福祉戦隊ワコレンジャー	福祉施設のみんなが参加しショー形式で公演している
23	まなびば	小学生及び中高生の学習見守り・支援
24	ハワイアンバンド ナナナモエ	生演奏&フラダンスでの慰問・イベント等のボランティア活動
25	朝霞地区 BBS 会	ともだち活動と非行防止活動を中心に実践活動を行っている
26	なんくるないさあず	沖縄民謡ほかの演奏。和光市、新座市、志木市、朝霞市の老人施設、幼稚園、保育園などで出演
27	勉強カフェわこう	中学生が安心して自主学習ができる場の提供をしている。おやつ時間もあり
28	和光市チームSDGs「わこサス」	「そらよみヤミー」は青空図書館(本の無料交換)とこども食堂を、「畑活部」は畑でのイベントを開催。その他、エコラップ作り講習会などの講座も開催している
29	特定非営利活動法人 わこうフードネットワーク	フードパントリー(食の無料支援)や、市内のこども食堂を支援する活動をしている
30	わく★わこ いきものつながりクラブ	自然観察会・勉強会・イベントの開催、草刈り





31	和光民舞を踊る会	子供達を中心に楽しく踊りの練習をしている
32	わこうちいき食堂実行委員会	月1回夕食のお手伝いと小中学生への応援
33	BRAVO	バンド演奏を高齢者施設等で行うボランティア活動
34	ブラジル太鼓で和光市を盛り上げる会 VIDA	ブラジル太鼓の音楽を通して多様な人々と地域の活性化を図る
35	白子川と流域の水環境を良くする会	白子川とわくわくパークの清掃など
36	スーパー○○ディスコ実行委員会	世代や性別、障害あるなしに関係なく、音楽に合わせて踊り楽しみながら人と繋がる
37	インパチェンス～発達が気になる子の親の会～	1歳～15歳までの発達が気になる子の親同士の集まり。お話会や勉強会を行っている
38	NPO 法人 和光・緑と湧き水の会	湧き水のある身近な自然を守り、観察会などで多くの人に伝える
39	和光自然環境を守る会	川の生き物の豊かさと清流を保ち、市民が感心を持てるように美化活動やイベントを開催

※ グループに入らずに個人の特技を生かした活動もできます。

【問 合 せ】 和光市社会福祉協議会
 和光市ボランティアセンター（☎・FAX 048-452-7606）
 月曜日～金曜日 8時30分～17時（土日祝日お休み）
 E-mail : volucen@wako-shakyo.or.jp

● 生活困窮者自立支援制度

生活に困窮し、今後の「くらし」や「仕事」について不安や困りごとをお持ちの人に対して、相談を受けます。

名称	連絡先
特定非営利活動法人 ワークスコープ 和光市くらし・仕事相談センター 「すてっぷ」	電話：048-423-5600 住所：和光市本町20-25 パルテール和光101 E-mail : wako-soudan@roukyou.gr.jp
社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 和光市くらし・仕事相談センター 「すたんど・あっぷ和光」	電話：048-452-7608 住所：和光市南1-23-1 総合福祉会館内 E-mail : stand-up@wako-shakyo.or.jp

【問 合 せ】 地域共生推進課包括支援担当（→10ページ）
 和光市社会福祉協議会（→17ページ）

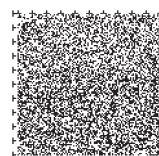
● 生活保護制度

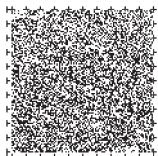
憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度です。家庭の生活を支えていた人の死亡・病気・事故などで収入がとたえ、自力で生活するための努力をしても、なお生活に困窮するときは、その程度に応じて必要な扶助が受けられます。

【保護の種類】

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

【問 合 せ】 生活支援課保護担当（→10ページ）





● 聴覚障害者相談員

聴覚障害者等の日常生活や社会生活での問題や悩みについて相談にのり、関係機関と協力して解決に当たっています。

【問 合 せ】 埼玉聴覚障害者情報センター

聴覚障害者相談員専用 FAX 048-814-3355 ☎ 048-814-3353

● 身体障害者結婚相談員

結婚を希望する身体障害者に対して、相談、紹介を行うとともに相互交流のつどいを開催しています。

対応日：月・水・金 午前10時から午後4時まで

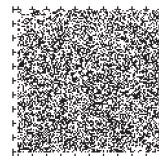
【問 合 せ】 (社福)埼玉県身体障害者福祉協会

住所 〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5

埼玉県浦和合同庁舎3F

☎ 048-822-5333(代) FAX 048-831-6442





資 料 編

- 身体障害者障害程度等級表……………100～101ページ
- 知的障害者の等級・精神障害者保健福祉手帳の障害等級表 ……102ページ
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の対象者となる障害状況 ……103ページ
- 身体障害者・知的障害者の有料道路の割引対象者基準 ……104ページ
- 特別児童扶養手当の障害基準 ……105ページ
- 特別障害者手当・障害児福祉手当の該当基準 ……106ページ
- 障害基礎年金・障害厚生年金の等級表 ……107ページ
- 障害厚生年金 3 級の基準 ……108ページ
- 障害手当金の基準 ……109ページ
- 手当・年金等の所得制限の限度額表 ……110ページ
- 手当・年金等の額 ……110ページ
- 関係機関一覧……………111～113ページ

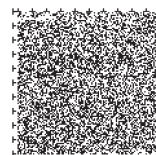
身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則 別表第5号）

級 別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、 言語機能又は はたして機能の障害	肢 体 不 自 由	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4指標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2指標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又ははたして機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又ははたして機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。					

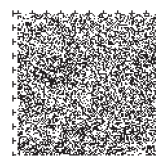
※-----より上は旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種、下は第2種を表します。

※——で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の対象となる者の目安です。

身体障害者手帳1～3級、身体障害者手帳4級の一部（音声・言語又はそしゃく機能の障害、及び下肢障害の1号、3号又は4号）



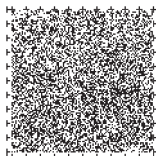
肢 体 不 自 由			心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の若しくは肝臓機能障害						
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
	上肢機能	移動機能							
体幹の機能障害により歩いていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の周りの日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							



5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものという。

7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。



○知的障害者の等級（埼玉県療育手帳制度要綱 第3条など）

※ - - - - より上は旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種、下は第2種（旅客運賃割引のみ）を表します。
※ ———— で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で後期高齢者医療制度の対象となる者の目安です。
療育手帳④、A

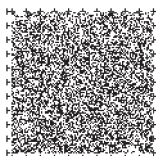
等級	障害の状態
④ (最重度)	◎A（重度）のうち、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 知能指数がおおむね20以下に該当する程度のもの (2) 知能指数がおおむね35以下で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級又は2級に相当するもの (3) 知能指数がおおむね35以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの ア 視覚障害（両眼の視力の和が0.04以下） イ 聴覚障害（聴力レベルが100デシベル以上） ウ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの エ 両上肢のすべての指を欠くもの オ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの カ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの キ 両下肢を足関節以上で欠くもの ク 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
A (重度)	◎次のいずれかに該当するもの ○知能指数がおおむね35以下で、次のいずれかに該当する程度のもの (1) 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの (2) 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの ○B（中度）のうち、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に相当するもの
B (中度)	◎知能指数がおおむね50以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの
C (軽度)	◎知能指数がおおむね70以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要な程度のもの

○精神障害者保健福祉手帳の障害等級

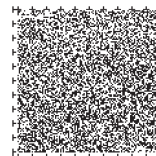
（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条）

※ - - - - より上は旅客運賃割引・有料道路通行料金割引の第1種、下は第2種（旅客運賃割引のみ）を表します。
※ ———— で囲まれた部分は、市町村長の認定を受けることにより65歳以上で後期高齢者医療制度の対象となる者の目安です。
精神障害者保健福祉手帳1～2級

障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの



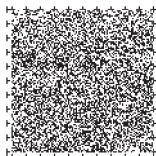
○65歳以上で後期高齢者医療広域連合長の認定を受けることにより
後期高齢者医療制度の対象となる者
(高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表)



※目安

- ・身体障害者手帳 1～3 級
身体障害者手帳 4 級の一部（音声・言語・そしゃく機能の障害、及び下肢障害の 1 号、3 号又は 4 号）
- ・療育手帳㉔、A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1～2 級
- ・障害基礎年金 1～2 級

障 害 の 状 態
① 両眼の視力の和が0.08以下のもの ② 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 一上肢のすべての指を欠くもの ⑩ 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 両下肢のすべての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。



○身体障害者／ 有料道路通行料金割引の第1種・第2種の基準

① 第1種

身体障害者手帳の交付を受けており、下表の障害の程度に該当する者。

障 害 の 区 分			障 害 の 程 度
視覚障害			一級から三級までの各級及び四級の一
聴覚障害			二級及び三級
肢 体 不 自 由	上肢不自由		一級、二級の一及び二級の二
	下肢不自由		一級、二級及び三級の一
	体幹不自由		一級から三級までの各級
	乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能 障害	一級及び二級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
		移動機能 障害	一級から三級までの各級 (一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
内 部 障 害	心臓機能障害		一級から四級までの各級
	じん臓機能障害		一級から四級までの各級
	呼吸器機能障害		一級から四級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		一級及び三級
	小腸機能障害		一級から四級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		一級から四級までの各級

② 第2種

身体障害者手帳の交付を受けている上表以外の障害の程度の者。

○知的障害者／ 有料道路通行料金割引の第1種・第2種の基準

① 第1種

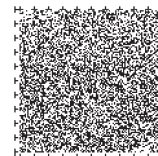
療育手帳A、A

② 第2種（旅客運賃割引のみ）

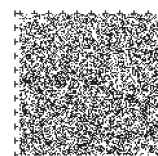
療育手帳B、C

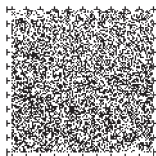
○特別児童扶養手当の障害基準

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第三)



等級	障 害 の 状 態
1 級	① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ② 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの ⑤ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ⑥ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦ 両上肢の全ての指を欠くもの ⑧ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑩ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑪ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑬ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑭ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ② 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの ⑤ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ⑥ 平衡機能に著しい障害を有するもの ⑦ そしゃくの機能を欠くもの ⑧ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑨ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑩ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑫ 一上肢の全ての指を欠くもの ⑬ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑭ 両下肢の全ての指を欠くもの ⑮ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑯ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑰ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑱ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑲ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑳ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考)	視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

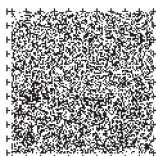




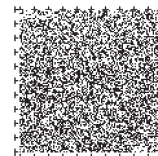
○特別障害者手当、障害児福祉手当の該当基準

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 別表第1、第2など)

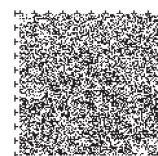
令別表第1	① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができないもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢の全ての指を欠くもの ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの ⑥ 両大腿を二分の一以上失ったもの ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
令別表第2	① 次に掲げる視覚障害 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの - ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの - ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの - ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑥ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑦ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
別表A	① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は1眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの ④ そしゃく機能を失ったもの ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢のすべての指を欠くもの若しくは一上肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑩ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑪ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの (※視野障害において、両眼の視野が各々10度以内かつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のものは⑩に該当する。)
日常生活動作評価表	① タオルをしぼる(水をきれ程度) ② とじひもを結ぶ ③ かぶりシャツを着て脱ぐ ④ ワイシャツのボタンをとめる ⑤ 座る(正座・横座り・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する) ⑥ 立ち上がる ⑦ 片足で立つ ⑧ 階段の昇降 (備考) おおむね全介助2点、半介助1点、介助なし0点とする。
日常生活能力判定表	① 食事 ② 用便(月経)の始末 ③ 衣服の着脱 ④ 簡単な買物 ⑤ 家族との会話 ⑥ 家族以外の者との会話 ⑦ 刃物・火の危険 ⑧ 戸外での危険から身を守る(交通事故) (備考) おおむね全介助2点、半介助1点、介助なし0点とする。

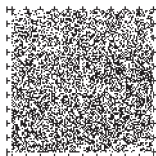


○障害基礎年金、障害厚生年金の等級（国民年金法施行令 別表）



等級	障 害 の 状 態
1 級	①次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの ④ 両上肢の全ての指を欠くもの ⑤ 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑦ 両下肢を足関節以上で欠くもの ⑧ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの ⑨ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ⑩ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑪ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	① 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの ④ そしゃくの機能を欠くもの ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの ⑦ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの ⑧ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの ⑨ 一上肢の全ての指を欠くもの ⑩ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの ⑪ 両下肢の全ての指を欠くもの ⑫ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの ⑬ 一下肢を足関節以上で欠くもの ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ⑰ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。	

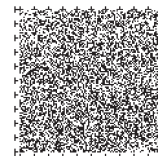




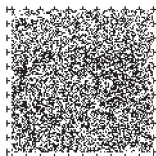
○障害厚生年金 3 級の基準（厚生年金保険法施行令 別表第一）

等級	障 害 の 状 態
3 級	① 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの ② 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの ③ そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの ④ 脊柱の機能に著しい障害を残すもの ⑤ 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの ⑥ 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの ⑦ 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの ⑧ 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの ⑨ おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの ⑩ 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの ⑪ 両下肢の十趾の用を廃したもの ⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ⑬ 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ⑭ 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	（備考） ① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 ② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。 ③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 ④ 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

○障害手当金の基準（厚生年金保険法施行令 別表第二）



障害手当金	① 両眼の視力が0.6以下に減じたもの ② 一眼の視力が0.1以下に減じたもの ③ 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの ④ 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの ⑤ 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの ⑥ 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの ⑦ そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの ⑧ 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの ⑨ 脊柱の機能に障害を残すもの ⑩ 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの ⑪ 一下肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの ⑫ 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの ⑬ 長管状骨に著しい転位変形を残すもの ⑭ 一上肢の二指以上を失ったもの ⑮ 一上肢のひとさし指を失ったもの ⑯ 一上肢の三指以上の用を廃したもの ⑰ ひとさし指を併せ一上肢の二指の用を廃したもの ⑱ 一上肢のおや指の用を廃したもの ⑲ 一下肢の第一趾又は他の四趾以上を失ったもの ⑳ 一下肢の五趾の用を廃したもの ㉑ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの ㉒ 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	① 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。 ② 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。 ③ 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。 ④ 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。 ⑤ 趾の用を廃したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。



○手当・年金等の所得制限の限度額（令和7年度現在）

年金や手当等については、受給資格者やその扶養義務者の所得（※1）により支給停止になることがあります。前年中の所得が下記の限度額以上の（限度額を超える）場合は、その年の8月から翌年の7月までの手当や年金等の受給ができません。

手当・年金の区分			扶養親族等の数（※2、※3）				
			0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額 （1人につき）
特別児童扶養手当	受給資格者の所得		4,596,000円以上	4,976,000円	5,356,000円	5,736,000円	380,000円
	配偶者及び扶養義務者の所得		6,287,000円以上	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	213,000円
障害児福祉手当 特別障害者手当 福祉手当 （経過的措置）	受給資格者の所得		3,661,000円以上	4,041,000円	4,421,000円	4,801,000円	380,000円
	配偶者及び扶養義務者の所得		6,287,000円以上	6,536,000円	6,749,000円	6,962,000円	213,000円
児童扶養手当	受給資格者の所得	全額支給停止	690,000円以上	1,070,000円	1,450,000円	1,830,000円	380,000円
		一部支給停止	2,080,000円以上	2,460,000円	2,840,000円	3,220,000円	380,000円
	配偶者及び扶養義務者の所得		2,360,000円以上	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円	380,000円
20歳前の障害による障害基礎年金	受給資格者の所得	1/2支給停止	3,761,000円を超える	4,084,000円	4,464,000円	4,844,000円	380,000円
		全額支給停止	4,794,000円を超える	5,101,000円	5,481,000円	5,861,000円	380,000円

※1 所得の計算は、地方税法の所得の計算に準じますが、制度ごとに各種の控除が異なります。

※2 扶養親族等の数とは、所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の人数です。

詳しくは、それぞれの窓口へおたずねください。

※3 上記、限度額に加算されるもの

○受給資格者の所得

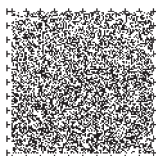
- ・扶養親族等に、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき100,000円
- ・扶養親族等に、特定扶養親族があるときは、1人につき250,000円（児童扶養手当は150,000円）

○配偶者及び扶養義務者の所得（扶養親族等の数が2人以上の場合）

- ・扶養親族等に老人扶養親族があるときは、1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円

○手当・年金等の額（令和8年4月から）

手当・年金等の種類		月 額		
特別児童扶養手当	1級	58,450円	2級	38,930円
障害児福祉手当		16,560円		
特別障害者手当		30,450円		
児童扶養手当 （第2子以降加算あり）	全部支給	48,050円		
	一部支給	48,040円～11,340円		
福祉手当（経過的措置）		16,560円		
障害基礎年金	1級	86,635円（昭和31年4月2日以後生まれの方）		
		86,385円（昭和31年4月1日以前生まれの方）		
	2級	69,308円（昭和31年4月2日以後生まれの方）		
		69,108円（昭和31年4月1日以前生まれの方）		



主な関係機関の連絡先

○障害者福祉の相談窓口（和光市近辺）

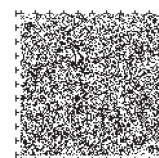
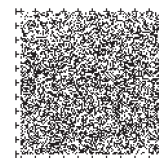
施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
			電話番号	FAX
和光市役所障害福祉課（障害支援担当・障害給付担当）	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111	048-466-1473
和光市健康増進センター	351-0106	和光市広沢1-5-51	048-465-0311	048-465-0557
和光市教育委員会 （和光市役所 学校教育課）	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111	048-464-7901
和光市社会福祉協議会	351-0104	和光市南1-23-1	048-452-7111	048-465-8308
和光市ボランティアセンター		和光市総合福祉会館（ゆめあい和光）内	048-452-7606	048-452-7606
埼玉県朝霞児童相談所	351-0016	朝霞市青葉台1-10-63	048-465-4152	048-458-3668
埼玉県朝霞保健所	351-0016	朝霞市青葉台1-10-5	048-461-0468	048-461-0133

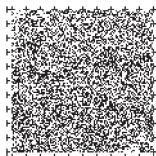
○障害者福祉関係の施設、特別支援学校等（和光市近辺）

施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
			電話番号	FAX
和光市生活介護施設「ゆめちか」	351-0104	和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館（ゆめあい和光）内	048-452-7100	048-452-7101
和光市就労継続支援 B 型施設「すまいる工房」			048-452-7102	048-452-7103
和光市就労継続支援 B 型施設（精神障害者）「ワンステップ」			048-452-7108	048-452-7109
和光市南地域生活支援センター			048-452-7602	048-452-7603
和光市中央地域生活支援センター	351-0112	和光市丸山台 2-20-15	048-468-2312	048-468-2315
和光市地域生活支援センターひなげし	351-0114	和光市本町28-8 地域医療支援センター 3 階	048-464-7505	048-464-7506
和光市生活介護施設「さつき苑」	351-0111	和光市下新倉1-3-5	048-466-3457	048-467-8281
すわ緑風園	351-0104	和光市南2-3-2	048-461-3028	048-461-1996
和光市児童発達支援センターやまぼうし	351-0106	和光市広沢1-5-52	048-458-0673	048-458-0674
みつばすみれ学園	353-0003	志木市下宗岡1-23-1	048-471-3115	048-486-7168
すずらん			048-470-3216	048-471-7110
埼玉県立和光特別支援学校	351-0106	和光市広沢4-3	048-465-9770	048-460-1017
埼玉県立和光南特別支援学校	351-0106	和光市広沢4-5	048-465-9780	048-460-1016

○医療機関、介護保険及び児童福祉関係の施設・機関等

施設・機関名	郵便番号	所在地	電話番号	
			電話番号	FAX
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	351-0102	和光市諏訪2-1	048-462-1101	048-464-1138
菅野病院（一般科）	351-0114	和光市本町28-3	048-464-5111	048-461-2271
菅野病院（精神科）	351-0114	和光市本町28-1	048-464-6211	048-463-8680
坪田和光病院	351-0101	和光市白子2-12-15	048-465-5001	048-465-5002
和光病院	351-0111	和光市下新倉5-19-7	048-450-3311	048-466-0811
和光福祉会 訪問看護ステーション	351-0112	和光市丸山台2-6-20 ファミリー SHOURAKUJU1 階	048-468-1580	048-460-2941
埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200	048-601-2201





○障害者福祉の担当機関（埼玉県内）

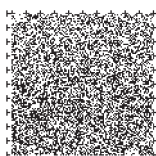
施設・機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
			電話番号	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	362-0057	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552
国立障害者リハビリテーションセンター	359-8555	所沢市並木4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
埼玉県立精神保健福祉センター	362-0806	北足立郡伊奈町小室818-2	048-723-3333	048-723-1561
埼玉県精神科救急情報センター			048-723-8699	
埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	350-0813	川越市平塚新田東河原201-2	049-239-3553	049-233-0223
埼玉県社会福祉協議会	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048-822-1191	048-822-3078
埼玉県ボランティア・市民活動センター			048-822-1435	048-822-3078
埼玉県権利擁護センター			048-822-1204	048-822-1406
埼玉県障害者交流センター	330-8522	さいたま市浦和区大原3-10-1	048-834-2222	048-834-3333
埼玉聴覚障害者情報センター	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 別館	048-814-3351	048-814-3352
埼玉県警察運転免許センター 運転免許試験課 適性相談室	365-0028	鴻巣市鴻巣405-4	048-543-2001	048-543-7727
身体障害者運転能力開発訓練センター 「東園(あずまえん)自動車教習所」	352-0023	新座市堀之内2-1-46	048-481-2711	048-481-6578

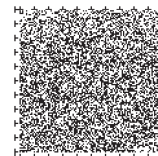
○障害者の就労支援関係

施設・機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
			電話番号	FAX
朝霞公共職業安定所 (ハローワーク朝霞)	351-0011	朝霞市本町1-1-37	048-463-2233	048-464-3012
池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)専門援助第2部門 41番窓口	170-8409	東京都豊島区東池袋3-5-13 ハローワーク池袋本庁舎	03-3987-8609	03-3982-5726
埼玉障害者職業センター	338-0825	さいたま市桜区下大久保136-1	048-854-3222	048-854-3260
国立職業リハビリテーションセンター	359-0042	所沢市並木4-2	04-2995-1711	04-2995-1052
東京障害者職業能力開発校	187-0035	東京都小平市小川西町2-34-1	042-341-1411	042-341-1451
埼玉労働局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262	048-600-6221

○老人福祉・介護保険関係の施設・機関（和光市内）

施設・機関名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
			電話番号	FAX
和光市北地域包括支援センター	351-0115	和光市新倉2-5-12	048-458-5120	048-458-5121
和光市北第二地域包括支援センター	351-0111	和光市下新倉5-10-70	048-450-0591	048-450-0592
和光市中央地域包括支援センター	351-0114	和光市本町15-35 2階	048-475-9016	048-468-3770
和光市中央第二地域包括支援センター	351-0112	和光市丸山台2-20-15	048-468-2312	048-468-2315
和光市南地域包括支援センター	351-0104	和光市南1-23-1 和光市総合福祉会館(ゆめあい和光)内	048-450-2500	048-450-2501
和光市高齢者福祉センター			048-452-7106	048-452-7107
福祉の里	351-0115	和光市新倉8-23-1	048-468-3355	048-468-3377





○児童福祉関係の施設・機関（和光市内）

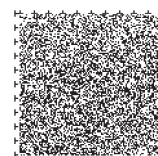
	施設・機関名	所在地		電話番号	
		郵便番号			FAX
	南子育て世代包括支援センター	351-0104	和光市南2-3-3 (みなみ保育園2階)	048-450-4642 048-450-4706	
	中央子育て世代包括支援センター	351-0112	和光市丸山台2-20-15 (中央統合型地域包括支援センター)	048-468-2312	
	北子育て世代包括支援センター	351-0101	和光市白子3-29-10 (しらこ保育園3階)	048-464-0194	
	北第二子育て世代包括支援センター	351-0115	和光市新倉1-16-22 (おやこ広場もくれんハウス)	048-466-2658	
	本町子育て世代包括支援センター	351-0114	和光市本町31-6 (キッズエイド和光保育園1階)	048-460-1915	

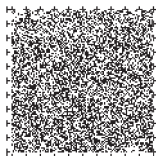
○行政窓口（和光市内）

	施設・機関名	所在地		電話番号	
		郵便番号			FAX
	和光市選挙管理委員会	351-0192	和光市広沢1-5	048-464-1111	048-464-3955
	駅出張所	351-0114	和光市本町3-3	048-467-2446	048-460-3144
	牛房出張所	351-0101	和光市白子2-28-13	048-465-4978	048-460-3143
	白子吹上出張所	351-0101	和光市白子3-8-21	048-465-9555	048-460-3142
	坂下出張所	351-0115	和光市新倉3-4-18	048-465-7051	048-450-7661
	和光市駅	351-0114	和光市本町4-6	048-461-2118	
	和光郵便局	351-0199	和光市本町12-32	048-461-6441	

○行政窓口（埼玉県内の機関）

	施設・機関名	所在地		電話番号	
		郵便番号			FAX
	埼玉県庁	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111	
	埼玉県警察本部通信司令課	330-8533	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-832-0110	
	FAX110番				0120-264-110
	埼玉県南西部消防局 指令統括課	351-0023	朝霞市溝沼1-2-27	048-460-0123	048-463-0493
	聴覚・言語障害者専用 FAX (緊急時連絡用 FAX)				119
	朝霞警察署	351-0012	朝霞市栄町5-9-5	048-465-0110	048-465-0110
	朝霞税務署	351-8601	朝霞市本町1-1-46	048-467-2211	
	朝霞県税事務所	351-0025	朝霞市三原1-3-1	048-463-1671	048-463-1675
	埼玉県自動車税事務所 課税第二担当	330-0844	さいたま市大宮区下町3-8-3	048-658-0227	048-643-0295
	埼玉県自動車税事務所 所沢支所	359-0026	所沢市牛沼690-1	04-2998-1321	04-2991-1009
	川越年金事務所	350-1196	川越市脇田本町8-1 U PLACE 5階	049-242-2657	049-245-8919





障害者福祉のてびき

－改訂版－

令和 8 年 3 月

発行者：和光市

編集：和光市役所障害福祉課

〒351-0192 埼玉県和光市広沢 1-5

電話番号 048-424-9123（直通）

f a x 048-466-1473

e メール d0100@city.wako.lg.jp

2026

障害者福祉のてびき

—改訂版—



和光市